

次復舊の歩を進め、現在に於ては電燈は殆んど完全なる復舊を見たり、電力は各種工場の復舊未完成のため其の需用甚しく減退したるも小需要家は概ね復舊せり。

(ロ) 横須賀市、鎌倉郡三浦郡方面

横須賀市、鎌倉、藤澤、戸塚方面は東京電燈會社の供給區域にして、横須賀、浦賀方面のみは非常なる危険を冒して半潰せる横須賀市若松町火力發電所を運轉し、九月十日より電燈の供給を開始し、十月十三日より京濱電力會社の電力を戸塚に於て變電し、鎌倉、戸塚、藤澤方面に供給し、同時に横須賀方面の火力電氣供給は之を廢止し、京濱電力會社の電力により一般供給をなし、動力も漸次復舊することとなり、現在に於ては完全なる家屋に對しては殆んど復舊せり、動力の主なる需要は横須賀海軍工廠の三千「キロワット」を最高とし、漸次復舊の道程にあり、返子は相武電力會社の區域にして九月十七日始めて東京電燈會社より電力の供給を受け、一般供給をなし、目下殆んど完全なる復舊を見たり、三浦半島は帝國電燈會社の供給區域にして、之又東京電燈會社の電力を受電し一般供給をなす。

(ハ) 高座郡、津久井郡、愛甲郡、中郡方面

茅ヶ崎及其附近、境川筋、伊勢原、大山町、秦野町附近は相武電力會社の供給區域にして、全社は從來愛川村所在田代發電所の自家發電四百二十「キロワット」並に東京灣埋立會社より四百五十「キロワット」

を造谷村に於て受電し、前記區域に對して電燈、電力の供給をなしつゝあるものなるか、震災により東京灣埋立會社發電所運轉不能に陥りしため、高座郡方面に對しては九月二十四日及二十八日より辻堂及大正村に於ては東京電燈會社の配電線より受電し、辛ふして電氣の供給をなし、伊勢原方面は十月十二日秦野町に於ては富士瓦斯紡績會社より電力百二十「キロワット」を受電し一般供給をなすに至れり。

田代發電所は震災の被害なきため九月二日より發電所附近に對し普通の供給をなしつゝありし處、九月十六日の洪水により運轉不能に陥りしため、該地方は久しく電燈の點火を見ざりしか、十月十二日より十月二十八日該發電所復舊する迄秦野町方面の電力により、僅かに少數の電燈供給をなすに止めたり。

前記方面の電力需要者は震災前の約二分の一なり、厚木、溝、中野附近は富士水電會社の供給區域にして大部分復舊し電燈電力の供給をなし、電源は新山川發電所及同志川發電所の自家發電による、尙平塚方面は九月五日より海軍火藥廠の火力により一時少數の電燈供給を見、後日小田原電氣鐵道會社に於て國府津方面より電力により不完全なる供給をなしつゝありしか、現在に於ては富士水電會社と小田原電氣鐵道會社と協議の上富士水電會社より新山川發電所の電力の供給を受け、小田原電氣鐵道會社は稍完全に一般供給をなしつゝあり。

前記方面の需要電力計五百「キロワット」なり。

秦野町は町營によるものにして十月十二日富士瓦斯紡績會社より電力の供給を受け、目下約二百「キロ

ワット」の一般供給をなす。

(二) 足柄上郡、足柄下郡方面

足柄上郡中松田、山北方面は東京電燈會社の供給區域にして、静岡縣下東洋モスリン會社保良川發電所の電力を以て不變則なから一般供給をなすつゝあり、箱根方面は宮ノ下水力電氣會社の區域なるも、全會社の發電所復舊の見込立たざるため、全山の保良川發電所の電力を以て東京電燈會社より供給しつゝあり

足柄村地方は相州電氣會社の區域にして、十月十八日富士瓦斯紡績會社發電所送電線の修理完成と共に始めて全社より電氣の供給を受け、一般に對し供給を開始し。現在の電力約二十「キロワット」にして震災前の約三分の一なり。

小田原方面は小田原電氣鐵道會社の供給區域にして、全會社は震災前畑宿、三枚橋兩發電所の電力合せて二千五百「キロワット」の外に富士水電會社より静岡縣下の電力約一千「キロワット」を受電し、電燈電力、電車に供給しつゝありたるものなるか、震災により自家發電は當分全部復舊の見込立たず、又富士水電會社國府津發電所に堪へざるため、富士水電會社より電氣方式を變更し、辛ふして受電し、夫により目下需用家に對して一般供給をなせるも、大磯、平塚方面に及ぼすこと不能に付、該地方は別に富士水電會社の新山川系の電力を受電しつゝあり、小田原地方の需要家の減少は約三分の一なり。

真鶴、湯河原方面は富士水電會社の區域にして、完全なる需要家に對しては早くより供給せり。

之を要するに縣下の電氣供給の電燈は、完全なる家屋に對しては大部分復舊し、更に日々著しく増加し電力も亦漸次需要を増加しつゝあり。

發電力は一時殆んど全部被害を見たるも、現在に於ては富士瓦斯紡績會社の嵐發電所、富士水電會社の新山川發電所及道志川發電所、相武電力會社の田代發電所は運動不能にして、合計約五千四百「キロワット」を發電し、尙富士瓦斯紡績會社の峯、山北兩發電所合せて一萬「キロワット」余は十一月末復舊の見込なり、縣外よりの現在流入電力は京濱電力會社が長野縣下より約一萬一千「キロワット」富士水電會社が静岡縣下より約五百「キロワット」群馬電力會社が群馬縣下より約六千五百「キロワット」合計一萬八千「キロワット」を送電し、或は本縣下の事業者に供給し、或は自ら一般供給をなすつゝあり、縣内の發電力と合せ二萬三千「キロワット」余の中東京府下へ送電する電力約三千「キロワット」を差引き縣内の需要高約二萬「キロワット」にして震災前の二分の一に充たす。

三、道路、溝渠の燒殘物件除却

罹災者に於ては、追々災害地整理に着手し、煉瓦其他の燒殘物を、道路及溝渠等に投棄し、又は推積するものありて、通水及交通上の妨害からざるを以て、各警察署長をして之か取締に當らしめたる結果、漸次秩序を保つに至れり

四、爆破作業

震災焼存建造物は鐵筋「コンクリート」又は煉瓦、石造等のものなるか、焼存使用に堪へざるものは之を破壊せざるへからざるか到底普通人力を以てしては之を行ふこと至難なるのみならず、多額の人夫賃を要するに依り之を工兵隊の手に依頼し、爆薬を以て悉く破壊せるに至れるか、右作業は九月末日より十月中旬まで毎日時刻を定めて警察官要所々々を警戒し、之か作業を施行せり、之か爲め市中には時ならぬ大音響を起し、近距離に在りては震動の爲め「バラツク」の羽目板又は硝子破壊飛散し、遠距離の地に在つては大地震の再來かと疑はるゝか如き、震動を與へ罹災地民をして一種の恐怖を與へたりしか、作業は極めて順調に進行し、然も其の間一名の負傷者をも生せず其の作業を完了せり、今市内の爆破建造物を表示すれば左の如し。

震災焼存建造物爆發并引倒一覽

爆破月日	全實施部隊	建物ノ種別	棟數上	建物ノ所在地	所全上
八月九日	工兵第十七大隊	煉瓦造	三	花咲町九ノ九一	横濱出張所長
八、九日	工兵第十七大隊	煉瓦造	一	専賣局横濱出張所	横濱出張所長
九日	工兵第十二大隊	煉瓦造	一	戸部町五ノ六一	小宮
九、十、十一日	全右	煉瓦造	三	山下町二九	支店長
九、十、十一日	工兵第十二大隊	煉瓦造	一	山下町八	日置保彦
九、十、十一日	工兵第五大隊	鐵骨煉瓦造	二	新港町	中島誠治
九、十、十一日	工兵第十七大隊	煉瓦造	二	尾上町五ノ八一	高島嘉兵衛
十一、十二日	工兵第十二大隊	鐵骨煉瓦造	三	本町一ノ一	神奈川縣廳
十一、十二、十三、十四、十五日	工兵第十四大隊	鐵骨煉瓦造	一	港町一ノ一	横濱市役所
十一、十二日	全右	煉瓦造	一	本町一ノ八四	代表者
六日	工兵第十四大隊	全	一	北仲通五	原田種英
十一、十二日	工兵第十四大隊	全	一	宮川町二ノ三〇	代表者
十一、二十一日	日本カーリット	全	一	常盤町四ノ五六	武尾
十二、二十三日	日本カーリット	全	一	山下町一七四	小林義夫
二十五日	製本會社	全	一	山下町一七四	スロン
二十九、三十日	日本カーリット	全	一	横濱税關總舎	横濱税關長

爆破月日	全實施部隊	建物ノ種別	棟數上	建物ノ所在地	所全上
八月九日	工兵第十七大隊	煉瓦造	三	花咲町九ノ九一	横濱出張所長
八、九日	工兵第十七大隊	煉瓦造	一	専賣局横濱出張所	横濱出張所長
九日	工兵第十二大隊	煉瓦造	一	戸部町五ノ六一	小宮
九、十、十一日	全右	煉瓦造	三	山下町二九	支店長
九、十、十一日	工兵第十二大隊	煉瓦造	一	山下町八	日置保彦
九、十、十一日	工兵第五大隊	鐵骨煉瓦造	二	新港町	中島誠治
九、十、十一日	工兵第十七大隊	煉瓦造	二	尾上町五ノ八一	高島嘉兵衛
十一、十二日	工兵第十二大隊	鐵骨煉瓦造	三	本町一ノ一	神奈川縣廳
十一、十二、十三、十四、十五日	工兵第十四大隊	鐵骨煉瓦造	一	港町一ノ一	横濱市役所
十一、十二日	全右	煉瓦造	一	本町一ノ八四	代表者
六日	工兵第十四大隊	全	一	北仲通五	原田種英
十一、十二日	工兵第十四大隊	全	一	宮川町二ノ三〇	代表者
十一、二十一日	日本カーリット	全	一	常盤町四ノ五六	武尾
十二、二十三日	日本カーリット	全	一	山下町一七四	小林義夫
二十五日	製本會社	全	一	山下町一七四	スロン
二十九、三十日	日本カーリット	全	一	横濱税關總舎	横濱税關長

備考 一、▲印ノ三棟ハ爆破作業ヲ爲サズ引倒シニ止メタリ

五、横濱市内の交通取締

交通機關は悉く被害を受け、電車の如きも運轉全く不能となりしより、横濱市に於ける主要道路の交通甚だ雑踏を極めたるのみならず、焼失又は大破を免れたる橋梁等も多少の被害ありて、車馬の交通に危険の虞ありたるを以て、警察署長をして鋭意交通の整理取締に當らしめたる結果大なる事故を見ず

六、横濱市内の乗合自動車営業の許可

九月一日震災により横濱市管電車運轉不能となりたる爲め、一般市民に交通上の便宜を興ふる趣旨を以て、既に横濱市内乗合自動車営業権を有する横濱市街自動車株式會社に對し龜ノ橋本牧間、吉田橋八幡橋間、駿河橋弘明寺間及横濱驛前藤棚間營業路線の延長を許可し、又相武自動車株式會社に對し八幡橋、横濱驛前間乗合自動車營業を許可し、横濱驛を起點とし本牧、八幡橋、弘明寺、神奈川、淺間町、西戸部方面に於ける交通の便を圖らしめたり。

七、横濱市内人力車賃錢の取締

人力車賃錢取締に關しては、常に各警察官署をして取締りせしめつゝありたるも、震災後諸種の交通機關未だ全く復舊せざるに乘し、中には乗客より不當の賃錢を要求する者あり、而して各署認可の現行賃錢は何れも大正八年九月制定せられたるものにして、特に改定を必要とせざる今日、震災に因る交通機關の不備を奇貨とし、暴利を貪るか如きは最も不都合なる行爲なるを以て、各署互に連絡を取り、必要なる箇所に人力車賃錢表を揭示し

或は乗客に迷惑を及ぼさざる程度に於て實際支拂れつゝある賃金を調査する等、具体的取締方法を講じ、現行認可賃錢勵行に關し嚴重取締を爲したり。

八、旅券事務

當廳焼失と共に旅券及移民事務關係書類も全部焼失し、旅券下附出願者へ直に旅券を下附すること不能となりたるを以て、本人の便利とする官廳に對し當廳よりの依頼状を持參せしめ、旅券の下附を受けしめたるも、鋭意準備を整へたる結果、十月四日より旅券移民事務は平時の通復舊し、當廳に於て之を下附することゝ爲したり。

九、大工其他人夫等の賃銀の取締

生活必需品に對する暴利取締に就ては勅令發布されたるも、大工人夫等の不當賃金取締に付ては何等の規定なきより動もすれば不當賃金を貪らむとする者あるを以て、各警察署長より警告を發せしむると同時に、他面郡長其他の有志と協議の上、嚴重取締を爲すべく訓示せし結果、爾來稍々其の弊を矯正し得たるも徹底上頗る困難を感じたり。

一〇、貸座敷、料理店等の取締

縣下罹災地中、被害比較的渺なき地方に於ける貸座敷、料理店等に於て、客に贅澤なる料理を供し、且藝妓を侍せしめ遊興せしむる等、無遠慮の營業を爲す者ありて、罹災者の反感を招く懼ありしを以て、如斯營業振は一時遠慮する様、各警察署長をして警告を與へしめ、稍や人心の安定するを待ち、歌舞音曲の停止を條件として、營

業を爲さしめ、十月九日よりは歌舞音曲も状況により徐々に解除し、其他各種の營業に付ても人心の安定に従ひ可成速に開業せしむる様措置する所ありたり。

一一、湯屋の假建築許可

大正十二年九月十二日勅令第四百十四號を以て市街地建築物法適用地域内なる横濱市内に於て、震災により火災に罹りたる地域に限り假建築を認められたるを以て、先づ市民の保健衛生上、焦眉の急に在る湯屋假建築の構造設備に關する具体的方針を決定するの必要を生じ、十月廿二日縣令第八十四號を以て假設湯屋營業取締規則を發し之に假建築を許せり、之より先き臨時震災救護事務局に於て本縣下に二十ヶ所の公設浴場設置の意ある旨通知に接するや、直に設置位置の實地調査を行ひ、一面關係官公署と協商し之か設置を爲さしめたり。

一二、宿屋、貸座敷、興行場の假建築許可

是等の營業に就ては縣令により其營業場に対する構造制限あるも、一般の建物に付勅令を以て假建物を認めたる以上、警察取締に屬する營業用建物のみ本建築を望むは大災後の今日妥當に非ざるを以て、縣令を改正して或る程度の假建築を許容せり。

一三、興行の取締

一般人心の安定を計る一方法として、罹災者に慰安の途を講ずるは、最も適當なる措置と思料せるを以て、各警察官署をして興行場を調査せしめ、災害の爲め破損せざるものにして支障なしと認むるものに對しては、直ち

に興行を許可し、又修理を要するものは技術官を派遣し、被害程度の輕微なるものに對しては直ちに補修を命じて開業を認め、又焼失せし地域に對しては假設興行を許可せり、又縣廳内なる活動寫真映畫檢閱所は震災により焼失せるを以て一時鶴見町活動寫真館鶴見館に於て檢閱事務を掌らしめ、係員として警部一名警部補二名を配置したるも、其の後間もなく横濱公園内に假檢閱所を設け檢閱を行ひたり。

一四、一般假建築取締

市街地建築物法適用地域なる横濱市に於ける建築は勅令により假建築を認められ、而して此建物は五ヶ年間使用し得るものなれば、防火上の必要より屋上は總て不燃質物を以て覆葺せしむることとし、其の方針に依らしめつゝあり。

一五、火藥類の取締

縣下火藥製造及販賣業者の所有する火藥類貯藏所も相當被害を受けたるを以て危険防止、盜難豫防の爲め、各警察署長をして之か取締を嚴にせしむると同時に、當該技術官を派し實地調査せしめ、營業者に對し注意を與へたる結果、事故なきを得たり。

一六、火災の警防

大震災の際、横濱市内の大部分焼失したるも、尙ほ二萬五千餘の残存家屋あり、且つ焼跡に多數のバラック建設せられ、猶ほ日を追ふて益々増加の傾向あるを以て之か應急警備として、残存自動車唧筒四臺、蒸汽唧筒二臺

を以て焼残せる神奈川方面（唧筒自動車一臺）子安方面（蒸汽唧筒一臺）輕井澤、久保町、西戸部方面（自動車一臺）南太田、井土ヶ谷、弘明寺方面（蒸汽唧筒一臺）北方、本牧方面（唧筒自動車一臺）を配置し、之か警備員として、消防署長、消防士、消防機關士各二名、消防手九十名を配置し其他根岸町加曾、蒲頭町、大岡町山元町等には腕用唧筒各一臺を配置し、消防手二名にて晝夜勤務せしめ、發火の際は消防及自警團員を使用し防火に努むることとせり。

一七、寄附金募集の取締

今回の震災に就て、罹災者の賑恤救護又は焼失倒潰の社寺建立に名を藉り、金品の醜集を爲し私利を貪らむとする者あるを以て、個人の醜集に對しては秩序回復まで許可せざるを原則とし、若し許可する場合に於ては特に慎重調査するの方針を執り、取締を爲さしめたり。

一八、遺失物の取扱

今回の災害に就て、罹災者は衣類其他の物品を、屋外又は途中まで搬出したるも、危険身に迫り或は携帶困難なるに至りて之を投棄避難せる者尠からず、又混雜に乗し他人の物品を窃取せるも、後發覺を恐れ投棄したる者等あり、之か拾得届出激増し、警察事務混雜の折柄、之を等閑に附するか如きことあらば、法の精神に反すること甚だしきものあるを以て之か取扱に付ては充分慎重に處理し、萬遺憾無きを期する様、警察官署長に訓達する所ありたり。

一九、諸營業場の建物検査

諸營業場建物（例せば寄席の如き）にして、今回の災害により大破無きものと雖も、多少の被害は免れざるへきを以て、營業開始に當りては、詳細調査する様、所有者に警告し、調査上技術に關する事項は保安課に技術員派遣方の請求を爲す様、各署に通達する共に一面當該技術官を縣下各地に派し、之か實地調査を爲さしめたり。

第六章 検問所の設置

震災の慘禍は關東一帯の地に及ひたるか、然かも本縣下は其の慘害の殆ど中心を爲し、横濱、横須賀兩市及び小田原、鎌倉、秦野、厚木、浦賀の各町は叙説の如く何つれも震後相次て火を發し、横濱市の如きは其の大部分を灰燼に歸し、其の他の市町等何つれも殆ど中心地の大半を焼き、然らざるの町村と雖、家屋倒潰して死傷者算なく、隨所に骨肉縁者の死屍を求めて彷徨低徊する者、其の幾萬なるを知らず、然かも餘震は頻々として臻り今にも世界絶滅の期來らむかと憂慮しつゝ、縣下百三十萬の罹災民は何つれも不安裡に飢餓に瀕しつゝ、暗黒なる屋外に夜を徹しつゝある狀は筆舌の能くする處にあらず、翌二日は時と處とに依り多少の差あるも、各種の流言蜚語は相次て各地に傳はり、不安は更に不安を産み壯者は何時しか異常の緊張味を帯ひ來り、竹槍、刀劍を持して自警の任に當り、不安は刻々増大するのみ、是れより先き縣當局は陸、海軍當局の援助を要求し、軍隊の増派並に震災地外他府縣警察官の來援を得て戒嚴令下に治安の維持に努めたるも、人心の不安は容易に去るへくもあらず

依て本縣に於ては關東戒嚴司令官命令第四號に基き、九月十二日訓令臨警第一號を以て川崎町六郷橋際（本縣と東京府との境界）外十八個所に検問所を設置し、軍隊及警察官を以て之に當らしめ、不審、容疑者を誰何訊問して治安の維持に任せり、而して本検問所は十一月十七日迄之を實行し相當の成績を挙げ得たり、今検問所設置の訓令を記すれば左の如し。



神奈川縣訓令臨警第一號

- 川崎警察署長
- 神奈川警察署長
- 戸部警察署長
- 伊勢佐木町警察署長
- 加賀町警察署長
- 横濱水上警察署長
- 壽警察署長
- 山手本町警察署長

検問所に關する件

關東戒嚴司令官の命令に依り左記個所に九月十三日より検問所を設置し、通行人を注意誰何し、不審、容疑の場合には其の出入を禁止すへし、特に夜間は嚴重取締るへし。

大正十二年九月十二日

神奈川縣知事 安河内麻吉

記

- 一、川崎町六郷橋際
- 二、横濱市青木町鐵橋際
- 三、程ヶ谷町元町都筑街道分岐點
- 四、横濱驛前
- 五、横濱水上警察署
- 六、横濱市西戸部町藤棚
- 七、横濱市南吉田町日本橋
- 八、横濱市井戸ヶ谷町
- 九、全 八幡橋
- 一〇、全 弘明寺

- 一、全 大岡町巡查派出所
- 一、全 尾上町五丁目
- 一、全 本町六丁目辨天橋
- 一、全 山手地藏坂
- 一、全 山下町山下橋
- 一、全 浅間町追分
- 一、全 北方町櫻道停留所附近
- 一、全 山手町谷戸坂上
- 一、全 本牧町原巡查派出所

第七章 流言蜚語及自警團の取締

管一節 概説

震災後の流言蜚語は其の處と時とを異にし、自ら異なるものあるは自然の理なるか、概して沿海一帯の地に於ては震後一時に干潮の甚敷を見て大海嘯の來るべきことを豫想し、丘陵、山野等互に高所を選んで避難し（相模灘に面せる地方即ち小田原、大磯、鵠沼、鎌倉、葉山の沿岸には果して相當（鎌倉は三十尺の高度）高き海嘯襲來し

て陸地を浸し家屋を流失し、溺死者を出したり「第一編震災の状況鎌倉警察署管内の状況参照」たるか、爾來餘震絶へざる爲、再び大地震、大海嘯の來るべきことを豫想し、何れも不安に陥りつゝあるの時、大地震の再起、大海嘯の襲來を各地に傳へられ、人心頗る恟々たるの時、不逞鮮人の暴行、解放囚人の掠奪等罹災民を恐威するの流言蜚語相次て起り、人々は異常の不安と恐威とに震撼せり、而も此の時に當り一部不逞者の暴行掠奪等あるや是等の行爲は針小棒大に、然かも燎原の火の如く傳はり、好事者之に附和して虚を大にし人心は益々悪化すると共に極度の不安に陥り、警察當局か如何に之を安定せしめんと欲するも、一度大なる慘禍に罹り不安に陥りたる人心は容易に緩和すべくもあらず、震後三、四日にして軍隊の出動、應援警察官の來援ありしと雖不安状況は容易に減却せず、之れより先き震災翌日より縣下到處に組織せられたる所謂自警團は竹槍、刀劍を持し、甚敷きは銃器を携帯して集團避難民又は部落を警固し、且つ不逞者に備ふる等不穩の狀態は更に其の形態を現はし來たりたるか、然かも彼等は統率者なき烏合の衆なるを以て動もすれば無辜の民を殺傷し、夜間同志打の悲喜劇を演しく自警團は自衛本然の矜域を超へて警察本然の権力行使をも爲し、甚敷に至りては殆んど暴民と何等異なるなく、違警狀態は隨所に發生し、取締に多大の困難を來し、銳意其の不法を諭示して不法行爲なからしむることに努めたるも應ずる者極めて稀にして、却て反抗的氣分を以て對抗し來らむとし、危険狀態は刻々に増し前途誠に計り知るへからざるものあるに至れり、一方關東戒嚴司令官も其の違警狀態を憂慮し、九月四日早くも司令官命令第

二號を以て自警の爲め團體若くは個人毎に所用の警戒法を執りつゝあるものは豫め最寄警備隊、憲兵隊又は警察官に届出て其の指示を受くべき旨を命令するに至れるも、縣下到處總ての機關、總ての施設は悉く破壊せられ、周知の完全を期し難きのみならず命令徹底せず、此の間に於て濫設せられたる自警團は縣下を通し實に六百三十四の多數に達し、殆んど收拾すべからざるに至れり、而して以上の自警團中平素警察署に於て訓練しつゝありたる保安組合、又は自警團等は警察の指揮の下に警察補助の任に當り、残存家屋の火災防止、盜難の豫防、避難民の給養、糧食の配給等に従事し、成績の見るべきものありしも、其の他の自警團は概して弊害多かりしを見る、而して之等自警團に對しては警察官の來援、軍隊の増派に依り個人の武器携帯を禁止し、檢問所を設置して官憲の施設徹底に努めたる結果漸次秩序回復するに至れるか、震災後十日間位は尙不良の徒横行し、夜間の外出危険なるか如き状態に在りたり、而して如此自警團の濫設は悉く不逞者又は鮮人暴行の流言に恐威を感じ、自然に生じたる團體にして、今當時の流言蜚語か如何なる状態にて各地に傳へられたるかを調査するに、本縣下に於ては横濱市其の中心を爲したるは之を否定する能はず、而して其の他の地に於ては處と時とを異にし、縣下一帶に波及せり、從て流言の種類も亦多種多様に亘れるか、罹災民を恐怖せしめたる重なる事項を綜合すれば左の四點にありしもの如し。

- (イ)、海嘯の襲來（山岳部にありては山津浪の襲來）
- (ロ)、大地震の再起

- (ハ)、不逞の徒、解放囚人、社會主義者の暴行
- (ニ)、鮮人の襲來

等なるか海嘯の襲來、大地震再起の風説は各地に於て個々に傳はり比較的流布の根底を有せざるか、不逞者又は解放囚若くは社會主義者の暴行、又は鮮人の襲來等の風説は一地方に起り、又は誤傳せられたるものか當時避難の爲め東進西下する者より各地に流布せられ、東京方面に於ては横濱より傳はりたりと言ひ、縣下橋樹郡方面（六郷川沿岸の町村）に於ては寧ろ東京府下より其の風説を聞きたりと傳ふるものありと雖、其の何つれなるかは明確ならず、殊に當時横濱市の如きは全市灰燼に歸し、死傷約十萬混亂其の極に達し、市民は四方に離散し、秩序亂れ、其の真相を得ること極めて困難なりしも、横濱市に於ては一日午後七時頃根岸相澤山元町の一部に此の風説傳はり、其の他は二日午前十時（伊勢佐木町警察署管内）全十一時頃（戸部警察署管内）より避難彷徨する罹災民の口より傳へられ、或は東進南行する避難民より或は東京方面より西下する歸郷民に依り各地方に傳はり東海道的主要沿道の住民は二日夕刻より殆ど此の流言を誤信するに至りしものにして、今重なる地方に於ける流布の概況を摘記すれば左の如し。

横濱市及其の附近

一、加賀町警察署管内の状況

(一) 九月一日午後四時頃より「海嘯來たる」との流言は何處とも無く公園内避難民間に傳來し、一般人は皆顔色を失ひ此先きの運命は天に任すと云ふものあり、壯者は二日早朝より周章て、丘陵其他高所の安全地帯に向ひ、或は鐵道線路に依つて郷里に引揚ぐへく逐次停車場方面に向ひたるか、其の間に於て海嘯來たるとの蜚語は四方に傳播せられたるものゝ如し。

(二) 九月二日午後八時頃不逞鮮人參百人は保土ヶ谷方面より襲來し、市内西戸部藤棚及び久保山方面に於て警察官と戦鬪中なり、全九時頃に至り警察官の力及はず不逞鮮人は遂に西戸部々内に侵入し、婦人を襲つて其の携帶金を掠奪し、或は強姦し、其の甚たしきは局部に食鹽を投入すとの蜚語全方面に往復したるものより頻に傳へられ、壽署部内及戸部方面に聞く喊聲は漸く之れを事實と信せしむるに至り、老幼、婦女の恐威言語に絶す。

全午後十時に至り不逞鮮人約二百人は壽町方面より花園橋方面に向ふとの流言は公園より壽町方面に往復したるものより傳はり、喊聲の益々近づくを聞く、之れか爲公園避難の壯者は何れも兇器を携へて警察官に應援すと稱し、公園内臨時加賀町警察署に集まるもの約百五十人負傷者老幼、婦女は園内各所に集團して只管保護を乞ふ事切なり、全十一時十分頃海軍陸戰隊十六名は武装して當署に應援すと稱し來たる當署員は之れと協力して花園橋方面に防壓すべく向ひたるも、不逞者と認むべき者の片影をも認め得ず、陸戰隊は翌三日午前四時喇叭の信號を以て引揚げ、異狀無しとの宣傳を爲したるより一般避難民は恐威より脱

して漸く安神せり。

二、伊勢佐木町警察署管内の状況

(一) 九月二日午前十時頃不逞鮮人襲來し、強盜、強姦、放火、掠奪等の犯罪を敢行すとの流言壽警察署管内中村町附近より傳はり、須臾の間に南太田町、井土ヶ谷町、弘明寺等に傳はり、爲めに一般罹災民は極度の恐怖に驅られ男子は之か自衛を爲さむとして武器を持って起ち婦女子は全く外出を中止し、殘存家屋内の居住者も集團避難民の避難地に來たり避難するに至れり。

九月四日午後六時頃強震再び襲來すとの流言隨所に起り、一般罹災民は幾分不安の念に驅られ、殘存家屋の地帯に於ては屋外に出てて就寢したる者ありたり、然れとも其流言は何れより傳來したるや、其の方面等更に明かならず。

三、戸部警察署管内の状況

(一) 九月二日午前十一時頃南太田町二、〇一〇番地附近に於て避難彷徨する民衆の内昨夜本牧方面に於て鮮人の爲め放火せられ、且つ井戸には毒藥を放棄せられたり等の言を放ちて北進避難するを聞知したるを流言の最初にして其後續々として避難し來たる民衆は何れも全様の流言を放ち、且山手、本牧方面に於ては自警團を組織して防禦に備へつゝあり等の言を聞くに及び南太田、久保山附近には當時數萬と稱せらるゝ避難民は一時に此の言を過信し、極度の昂奮と恐怖とを感ずると共に自己防禦より團體的防衛と化し、遂に自警

團の組織を見るに至れり、而して此種流言は當時北進する避難民の爲めに益々針小棒大に傳へられ、午後三時頃に到りては淺間町、岡野町方面亦自警團を組織して之れに備へたり、而して當時震災の影響は郡部に少なかりしを以て其多くの避難者は保土ヶ谷、神奈川方面に至るもの多く、爲に全町方面亦鮮人の居住多きと流言の熾んに行はれたるに依り一層の混亂と恐怖に基く種々なる事象を現出するに至れり、殊に保土ヶ谷町には鐵道工事及富士紡織工其他土工等を合し、鮮人労働者二百餘名の居住を見たりしを以て全日午後四時頃に至り之等鮮人の襲撃するの蜚語を放ちたるも、當時保土ヶ谷鮮人に對しては全く此種流言の如き行爲なからしむる爲、當署に於ては相當の處置を講じ居りたるものなるを以て極力其の虚構なる所以を説示するも、激昂せる民衆は却て反抗的態度を以てし、警察官と抗爭せむとするの形勢を呈し、眞偽の事實を民衆に知悉せしむるに困難を感じたり。

四、山手本町警察署管内の状況

- (一) 根岸町相澤及山元町方面に於ては九月一日午後七時頃鮮人約二百名襲來し、放火、強姦、井水に投毒の虞ありとの浮説壽警察署管内中村町及根岸町相澤山方面より傳はるとて、部民の一部は武器を携帯し、警戒に着手し、該浮説は漸次山手町及根岸櫻道方面に進行傳播せり。
- (二) 根岸町柏葉方面に於ては全一日午後八時頃中村町方面より前記の説傳はり、全地青年團員は該説を直信して部民に警戒を傳へたることありと云ふ。

- (三) 全町鷺山方面は全一日午後八時頃中村町相澤方面より鮮人襲來の流言傳はり、各自警戒に當れり。
- (四) 根岸町立野方面に於ては全一日午後八時頃本牧町大島谷戸及箕輪下方面は鮮人の爲に放火され、目下延焼しつつあり、又大島小學校に鮮人二、三百名襲來鑛山用の爆彈を所持するを以て各自警戒を要すとの浮説本牧方面より傳はり、根岸町字仲尾及全矢口臺方面に傳播せり。
- (五) 本牧原及矢口方面は全二日午前十一時頃根岸刑務所より解放囚人及不逞鮮人等大舉當地に襲來し、暴舉、放火の虞あり、警戒を要すとの浮説加曾方面より傳はり、加之海嘯の再來說加はり、一層人心をして恐怖の念を抱かしめ、該浮説は全日漸次各方面に傳播せるもの、如し。
- (六) 山手町谷戸坂方面は全二日正午頃鮮人襲來、井水に投毒しつつあるを以て飲用水に注意を要すとの浮説本牧方面より傳はり、新山下町方面に傳播せり。

五、神奈川警察署管内の状況

- (一) 不逞鮮人の襲來に關しては九月二日午後保土ヶ谷方面より順次東京方面に數百の鮮人一團となり、至る處に放火し、又は毒藥を井水に投し、或は婦女子を強姦する等の流言蜚語傳はり來り、老幼婦女子は勿論其の他一般住民は之を誤信し、頗る騒然たるものありしを以て所轄署に於ては鮮人を署内に保護し、且つ巡查を各所に派し、部民中鮮人を捕へて暴行せむとする者等は之を制止し、辛くも之を收容したるが、支那人鮮人を合し其の數百餘名に達し、一時は流言蜚語を信したる住民は警察署に對し鮮人の引渡を要求し來た

り、應ぜすんは警察署を焼打すへしと騒く者ありしも、當署に於て收容したる以上は斷して住民に危懼を與へざる旨を示し、漸く事なきを得たり。

六、鶴見警察署管内の状況

- (一) 震災第二日午前十一時頃より横濱方面より東京方面に向つて通行する避難民中不逞鮮人が昨夜より横濱に於て強盜、強姦を敢行したりと云ふものあり、或は井戸に毒藥を投しつゝありと云ふ者あり、或は彼等不逞鮮人三百餘名團結し鶴見方面に向つて襲來する等の流言蜚語盛んに流布せらるゝに至り、餘震の來るを怖れ、不安の狀態に在りし住民は刻々流言浮説の濃厚なるに従ひ、恐怖と憤懣とに充たさるゝに至りしより署員をして屢々群衆に向ひ、輕舉妄動を誡め而して之か心裡の惡化を緩和し、一面管内居住の三百二十二名、支那人(旅行中のもの)七十餘名を總持寺境内に收容し、後更に當署に收容保護を加へんとするに當り、管内鶴見町有志は大に其の意嚮を異にし居る爲、全署へ收容する計畫を阻止し、他へ放逐せんことを要求し、茲に端なくも意見の衝突を來たし、一部の人士は早くも警察非難の聲を放ち鮮人を優遇するは賣國行爲なりとの下に全署を襲撃し、放火すへし等のことを耳にしたり、然れども署長は所信を托けず、總持寺境内より順次之を警察署に收容せむとするや此時群衆一千餘名は警察署を包圍し、事態急なりしを以て署長は部内有力者四名を署長室に招致し、解人保護の緊要止むへからさると共に解放することの却て自他に危険ある所以を説示したるも容易に應ぜず、止むなく署長は一死以て必ず部民に危害の憂なからしむ

へき旨を誓ひ、九月三日之れか收容を敢行し後之を華山丸に收容し事なきを得たるか、全署管内は京濱間の中心に在り、東西の往來頗る頻繁なるため流言も極めて盛なりき。

七、川崎警察署管内の状況

- (一) 震災第二日早朝に至り東京及横濱よりの避難民は部内を交叉して來往し雜沓を極めたりしか、之等避難民が部内を通過するに當り、横濱の火災は倒潰家屋に鮮人が放火したるものなり、又鮮人は婦女を強姦したり、金品を掠奪したり、東京亦全様なり、杯口々に言ひ罵り通行する爲、部民は不安より恐怖に、恐怖より憤怒に、終には狂態を演ずるに至りたるものなるも、此の流言の傳はりたるは、九月二日未明横濱東京よりの避難民が部内を通過する際に起りたるものにして、多く横濱方面よりの避難民によりて傳來せられたるものゝ如きも、當時の混亂狀態は之を詳にすること能はざりき。

湘南地方及其の附近

八、小田原警察署管内の状況

- (一) 九月一日の午後に至り海岸避難者は海潮引きたるより大海嘯襲來するものとして、避難地を移轉するもの出たるより避難民等は高地を選び避難したるも、岩村、真鶴村、吉濱村の一部に小海嘯ありたるのみにして、他の部落には何等の事なく、稍安堵の思ひありしに二日早朝東京方面に旅行し居る者の歸所、又は旅行中

遭難者等に依り京濱の状況漸く知得するに至り、部民は益々不安の念に驅られ居る中、三日午前七時頃遭難者より京濱地方の朝鮮人暴行の流言を傳へる者あり、聽て刻一刻に蜚語盛むとなり殊に在郷軍人の服装を爲し宣傳するものありしによりて部民は之を信するに至り、函嶺を越へて静岡縣方面に避難せんと、舊東海道を歩行し、五人或は八、九人隊伍を組み、陸續通過しつゝありて之等は何れも腕に赤布を巻き付け甲斐々々しき粉装を爲すも、食に窮して小田原附近避難民に飢を訴へて食を乞ふものあり、不安に驅らるゝ避難民は京濱間の状況を知らんとして之を尋ぬるに至り、避難通行者は京濱方面に於ては横濱刑務所の解放により囚徒は八方に出没し、宛然猛虎を放ちたるか如く在住朝鮮人等は隊伍を組みて財物を掠奪し、或は婦女に對して獸慾を遂ぐるか如き事件各所に起り、之れに憤慨したる罹災民は手に武器、兇器を持し、自警團と稱して團體を組織し、鮮人其他不逞者に備へつゝあり、現に戸塚方面迄の通行路には各所に其團體の活動を目撃したりとの説を爲したるより、忽ち小田原町一帯に傳はりて益々人心恟々たる折柄漸次不逞の徒及不逞鮮人は小田原方面に侵入し來るへしとの誤報傳はるに至りたり、當署は交通、通信機關の破壊により之か眞偽を糺すに由なく九月三日午後七時頃より前羽村及國府津町酒匂川河畔に巡查二名及消防組員四五名を交代に勤務せしめ置きたり、偶々九月三日午後七時頃部内居住鮮人二名、食を求めんと小田原町を徘徊するや、罹災民等は不逞鮮人襲來せりと誤報を傳へたりしも、警察署に於て之を保護し、又大磯署より鮮人保護の目的を以て傳遞押送し來りたるありて之れを松田署に押送するや、不逞鮮人逮捕と早合點するもの

さへ顯はるゝに至りたる矢先き松田方面より函嶺に向ひたる避難通行者によりて、午後三時足柄村多古附近の井戸に毒藥を投したるか如き、流言蜚語傳はり取調へたるも、鮮人の出沒毒藥投入の形跡なく、之れが事實の周知に努めつゝありしに午後十一時頃に至り、酒匂川畔に鮮人約五百名來襲せりとの誤説傳はり又々居住民は武器、兇器を持して之れに對抗せんとしたるも、當署に於ては曩に配置したる巡查との連絡を採りつゝありし故に、之れか虚報なるを説きて人心の安定を計りたる爲、何等殺傷事件の發生を見ざりしか、流言蜚語は斯くして京濱方面より東海道筋を漸次西方に傳播せり、同署管内に於ては九月三日午前五時頃京濱方面よりの避難民により宣傳されて箱根、湯河原方面に流布せられ、何れも殺氣立ちたるに際し土肥村に於ては多數鮮人土工の居住者多きより、居住者も又神經過敏となりたるに、九月四日午後六時偶々鮮人土工と日本人土工の喧嘩より鮮人の暴行と誤認し、遂に五人を殺傷するに至りたる状況にして、九月三日より五日に至る短期間なりと雖、部内一般部民は之れか爲恐威を感じ婦女子の夜間通行者なきのみならず燈火を得るに困難なるものありしと、鮮人の襲來を恐れて燈火を滅するなど、當時の人心は恟々たりしも六日に至り之等鮮人騒ぎも漸く其聲を絶つに至れり。

九、大磯警察署管内の状況

(一)、震災直後より頻々たる餘震に逢ひたる民衆は大震の再襲を疑ひ、海底の隆起を見ては海嘯の來襲を懸念し遂に海岸附近の住民は家財は勿論家族の屍體までも放置し、群を爲し先を争ふて丘陵地帯に避難し又大震

の再來を怖るゝの結果竹藪等を選び狭隘なる地域に難然避難せり、然るに一日夜半京濱地方より陸續として通過する避難民は東京、横濱の灰燼に歸したるを告ぐると共に鮮人横行の風説を傳へつゝある間に、翌二日に入りては其風評事實の如く傳はり、次て鮮人大舉來襲するか如く訛傳するに至れり、然れとも一般民衆は其眞偽に迷ひ單に恐怖心を抱き居るに止りしか、全日午後十時頃横濱刑務所解放囚人須馬村生れ田中新太郎外二名の免れ來たれるを見たる平塚町須馬村の兩町村民の夜警團は之れを逮捕したるを見て、多數の解放囚人等は須馬海岸に上陸し、平塚町を襲はんとすとか、或は鮮人の大集團は厚木方面より來襲すとの蜚語頻々として傳はりたる爲、部民男子は老壯を問はず自ら奮起して自警自衛を圖るに至り、全夜は警察官の指揮に基き平塚町、須馬村先づ警戒を開始し、次て大磯町以西國府津、吾妻方面に及び、三日夜の如きは東海道筋にあらざる厚木、伊勢原、泰野地方に接近する大野、旭、土澤の各村は最も甚たしく、徹宵警鐘を亂打して警戒するに至れり、此の間にも前述の如く事を好むものありて惡戯的に虚報を傳へ、一層混亂を大ならしめ、老幼婦女の如きは恐怖の餘り失神状態となる者さへあるに至りしも、在郷軍人、青年團、消防組員等は克く當署の指揮に従ひ、人心の鎮定に力を盡して一般民の輕舉妄動を防止したる爲、何等の事端も見ず、五日頃に至り一般民は少數の消防組自警團員の夜警に當るのみにて終始自家の復讐に努むるに至れり。

鎌倉及三浦半島方面

一〇、鎌倉警察署管内の状況

(一) 九月二日午前六時頃京濱地方よりの避難民が鎌倉町に來たり、横濱市根岸町相澤方面に於て鮮人が強盜、強姦を爲し、警官隊との間に争鬭起り、相互に夥多の死傷者あり、同市蒔田町の山間には數千の鮮人武器を用意し立籠り、之等の一部附近の邦人を殺戮し、又は物資を掠奪し、漸次集中し一團となつて鎌倉町に襲來し、尙又川崎、鶴見方面よりは或鮮人の指揮者があり、各井戸に目標を附し、他の鮮人か之に毒藥を投入し、之れが爲め邦人は此の水を飲み、中毒したりとの流言を傳ふる者ありたり。

一一、横須賀警察署管内の状況

震災當日餘震瀕りにして罹災者は何れも不安恐怖に閉ざれつゝありたる折柄、大海嘯の襲來又は婦女凌辱團の横行あり等、種々なる風説相次て傳はり、老幼婦女子の如きは喪心せんばかりの恐怖に陥り、狼狽爲す所を知らざる有様なり、當署は極力浮説の防止水解に努め其の出所を探りて流布者の嚴重なる取締を行ふ等、専ら人心安定を圖りしも、九月二日京濱地方の慘狀次第に傳はり、同月三日に至りては續々同方面より歸來せる避難者により忽ち實狀を傳へられ、遂には鮮人襲來説をさへ傳へ聞くに至りしか、當時管内には恰も鮮人二百二十餘名あり、内地人との事端を惹起せんことを虞れ九月四日直に重砲兵聯隊に交渉の上陸軍倉庫に鮮人救護所を設けて鮮人土工の集團及散在者を收容警戒せしに、彼等は却て内地人を恐れて徘徊する者なく、武器携帶禁止の處置と相俟て人心次第に平穩に歸し、遂に當管内に忌はしき鮮人殺傷事件の一も發生せざりし所以にして、

收容鮮人も亦全署の適切なる處置に付き甚だ感謝の意を表し、九月九日より彼等は進て勞力提供方を申立たり依て相當賃銀を給し之を人夫、土工として燒跡整理に當てたるに極めて實直に従事せり。

又流言蜚語の傳來を究むるに當時交通、通信杜絶の際とて、前記京濱地方との徒歩往來者に依り傳へられたるもの多く、漸次三浦半島に傳播せしものにて、其内最も恐威を與へしものは震災當夜の海嘯襲來説にして、海岸埋立地等低地の避難者は僅に搬出せる家財も之を放置し、先きを争ふて高地に遁れんとする混亂状態は名狀すべくもあらず、又鮮人襲來説を傳へらるゝや、老幼婦女子の恐怖其極に達し、壯者は徹宵警戒に當りし等恐威の最も大なるものなりき。

第二節 流言蜚語の取締

震災時に於ける流言蜚語の状況及自警團設置の状況は其の節下に於て之を記述したるか、之が警察取締の徹底に就ては警察の局に在るもの何れも頗る苦心を費したる事項にして、各署に於ては震災直後より之が取締に任し流言蜚語の出所を突き止めむと欲するも、罹災彷徨する者多くして、一として要領を得ず、又各種の宣傳に依り誤信するなきを説示するも、恐怖する罹災民は容易に之を信せず、其の間に於て流言浮説は次より次にと傳はり如何ともする能はず、警察部長は九月六日の市内警察署長會議に於ても、特に本件に關し各警察署長に取締の徹底を訓示すると共に、郡部各署に對しても全様の訓達を爲せり、超へて九月七日勅令第四百七號を以て、治安維持令の發布せらるゝあり、依て再び之を訓達して以て取締の勵行に努めたるか、日を経るに従ひ漸次秩序回復し

一面陸軍の警備、應援警察官の増派に依り民人意を安んずると共に他面自警團の取締、檢問所の設備、若くは糧食の配給潤澤となり、其の間に於て罹災民も冷靜に歸し、此の種流言蜚語は減少を見るに至れるか、勅令發布より全年十一月末日迄に於て檢舉取調を爲したるは、僅かに五件六人に過ぎざりしか、本件取締に就ては平素に於て警察上相當考究を要する問題なりと思料す。

勅令第四百三號

(大正十二年九月七日)

出版、通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行、騷擾、其ノ他生命、身体若クハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ、又ハ人心ヲ惑亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三節 自警團の取締

震災直後間もなく組織せられたる所謂自警團なるものは、震災に依り縣下到處破壊せられ、甚しきに至りては劫火、海嘯並ひ起り、人々は無限の恐怖に襲はれ、治安維持の任に當るべき警察官も等しく此の被害を蒙り、然も死傷者等ありて今回の如き非常時には、平時の人員にては到底治安維持の完全を期する能はず、然も交通通

信機關は悉く破壊され、糧道亦杜絶し、罹災民は飢餓に瀕し餘震絶へず起りて寸前を逆踏する能はず、地方民は自警共衛の必要に迫られ、自然に組織せられたるものにして、自警團中には其の地域の警戒、火災の防止、糧食の配給分配乃至は地方に依りては道路橋梁の應急修理又は避難民の休泊所設置に、食事の供與に或は警察署の傳令に或は別荘地帯の貴賓の警戒等に任し、成績の見るべきもの等尠なからざるか、他の半面には謠言を輕信して輕舉妄動したる者も尠なからざりしと雖、當時横濱市内の如きは解放囚又は一部不逞者か殘存家屋に侵入し、掠奪行爲を敢行し、流言蜚語其間に流布せられ、然かも夜間は電燈なきを以て暗夜の不安は又想像の外なり、然も今回の震災は未曾有の慘事にして、縣民は一人として異常の不安に襲はれざる者なき有様に陥りたる結果、事茲に至りたるものなるか故に、幾分之を想せざるへからざるものあらむ、而して如此遺憾を生みたる主因は叙説の通なりと雖、又自警團組織其のものか震後遽かに然かも何等の準備なく、倉卒の間に組織せられたるの結果、適當なる統率者なく、臂力優れたる者か殆んど主腦者たるの觀ありしも、亦弊害醸成の副因を爲したるものと云ふを得べき乎、此の問題は將來官民共に考究すべき事項なりと信す、而して之か利弊得失に就ても時と處と統率者の如何に依りては利害自ら異なるものあり、從て今俄に其の長短を論する能はざるも、將來………數十年乃至百年後に如此慘禍ありとせむか如何に之を嚴禁するも自警團なるものは自然に生ずべき一現象なるを以て、寧ろ平素に於て非常時に處するの訓練と用意とを備へ、之を普導するを以て策の得たるものなりと信せざるを得ず。自警團の状態は前節「流言蜚語と自警團」の節下に記述せるか如く、混亂地帯に於て此の儘に放任するときは

却て民心の不安を増すへき状態なりしを以て、關東戒嚴司令官も個人毎に組織する自警團は警備隊、憲兵又は警察官吏に届出て指示を受くべきことを命令するに至れるか、當時の混亂状態に於ては容易に徹底すべくもあらず、其の間に於て數日を経過し民心も亦幾分緩和せられ、秩序又漸次恢復せんとしたるを以て寧ろ自警の範圍を明確に意識せしめ、警察監督の下に秩序ある行動を執らしむるの必要を痛感し、九月十五日更に書面を以て左記の如き訓達を發し取締に任したるか縣下到處に組織せられたる自警團も秩序の恢復に伴ひ、漸次穩健に然も能く地域内の秩序維持に任するに至り、十月中旬以降に於ては警察官の増配、憲兵、警備隊等の配置成り、治安維持の機關充實したるを以て從來の自警團は悉く火の番組合に之を變更せしめたるか、自警團を存置して罹災民の收容援助乃至は糧食衣類の配給等に盡力して永く存置したるものありたり。當時發したる自警團取締の訓達左の如し。

大正十二年九月七日

神奈川県警察部長 森 岡 二 期

縣下各警察(分)署長宛

自警團取締ニ關スル件

本月六日付ヲ以テ關東戒嚴司令官ヨリ左記ノ通命令發布相成候ニ付軍隊駐屯地警察(分)署ニ於テハ右御了知ノ上相當取締相成度候

左記

關東戒嚴司令官命令

軍隊ノ増加ニ伴ヒ警備完備スルニ至レリ依テ左ノ事ヲ命令ス

- 一、自警ノ爲團體者ハ個人毎ニ所要ノ警戒法ヲ執リアルモノハ豫メ最寄警備部隊、憲兵又ハ警察官ニ届出其ノ指示ヲ受テハ
- 二、戒嚴地域内ニ於ケル通行人ニ對スル誰何檢問ハ軍隊憲兵及警察官ニ限り之ヲ行フモノトス
- 三、軍隊、憲兵又ハ警察官憲ヨリ許可アルモノニアラサレハ地方自警團及一般人民ハ武器又ハ兇器ノ携帯ヲ許サス

關東戒嚴司令官 福田雅太郎

臨警發第七號

大正十二年九月十五日

神奈川縣警察部長

縣下各警察(分)署長殿

自警團取締ニ關スル件

震災後ノ秩序モ漸次恢復セラレ今日ニ於テハ自衛自警ノ爲團體員カ溢リニ人ヲ誰何、訊問スルノ必要無之モノト認メラル、
 ヲ以テ叙上ノ趣旨ヲ無慮シテ之ヲ廢止セシメラレ度若シ地方ノ狀況ニ依リ衛生、火防及盜難豫防ノ爲メ特ニ設置警戒ノ必要
 アルモノハ爾今左記ニ依リ取扱相成度

一、所轄警察署長ノ許可ヲ受ケシムルコト

二、許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ各項ヲ具シ申請セシムルコト

(一)、目的、(二)、代表者住所氏名、(三)、團員數、(四)、警戒區域、(五)、警戒方法、(六)、事務所所在地、(七)、警戒期間(但シ

一ヶ月未滿)

前項ヲ變更シタル場合ニハ速ニ届出シムルコト

三、自警團ノ事務所又ハ屯所ニハ公認何々自警團ト表示セシムルコト

四、警戒ニ從事スル團員ハ公認何々自警團ト記シタル腕章ヲ着ケシムルコト

五、武器、兇器若ハ之ニ類スルモノ、所持ヲ嚴禁スルコト

六、自警團ニ對シテハ通行人ノ誰何、檢問ヲ許サ、ルコト

七、自警團ニ對シテハ警察官ニ於テ常ニ監督ヲ怠ラサルコト

八、團員ニシテ軍隊、憲兵又ハ警察官ノ指示ニ違背シ若ハ其趣旨ニ反スル行動アルトキハ所屬團體ノ許可ヲ取消スコト

第八章 經濟關係其の他の諸問題

第一節 概説

震災當時は縣會議員ノ選舉期日漸次切迫し、市郡部共殆ど議員候補者ノ大部分は決定し、政憲兩派は勿論中

第二編 警備及救護施設の概要 第八章 經濟關係其の他の諸問題

立派に於ても戸別訪問又は言論戦に入らむとして準備怠りなく、選挙気分は將に濃厚ならむとする九月一日に彼の大震災突發し、一瞬間にして各地を破壊し、次て火災起り横濱、横須賀市及郡部に在りては小田原、秦野、厚木、鎌倉、浦賀の主要市街地は大部分灰燼に歸して中原に鹿を争ふの不可能なるのみならず、横濱市は名簿焼失し足柄下郡の一、二村落は山津浪の爲に役場埋没して名簿を失ひ、九月二十五日に執行せらるべき縣議選舉は中止の止むなきに至り、全月十二日勅令第四百九號を以て左記の通り後任議員は選舉期日迄在任することに公布せられ、其後大正十三年一月十一日内務省令第一號を以て選舉名簿の作製期を大正十三年三月二十四日と定め、全年六月十日之を執行するに至れり。

而して該選舉は時恰も大正十三年一月三十一日衆議院の解散に依る、全年五月十日總選舉の後を受け相當激烈なりしも、縣政上特記すべき事項なし。

勅令第四百九號

(大正十二年九月十二日)

東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣ニ於ケル現在府縣會議員ハ其ノ任期満了スルモ後任議員選舉ノ期日ノ前日迄在任ス

前項ニ規定スル府縣ニ於テハ前項ニ規定スル選舉ノ期日ノ前日迄府縣會議員ノ補缺選舉ハ之ヲ行ハス

第一項後任議員選舉ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

第一項ニ規定スル府縣ニ於テハ大正十二年ニ調製スヘキ府縣會議員ノ選舉人名簿ニ關スル府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル期日及期限ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

竊て縣下の財政經濟狀態を觀るに縣民は一人として震災の損害を蒙らざるものなく、甚敷に至りては資産悉く焼燼して全くの裸一貫となり、然も一家の主腦者は仆れ、主婦を喪ひ、愛兒を傷つけ、一家四離滅裂の悲運に遭遇したる者尠からず之に加銀行、會社、工場、各種事業家は是亦等しく震災の被害を蒙り、再び起つ能はさらむとする者多く、縣市町村たる自治團體は何つれも營造物を破壊せられ、納税の主體を失ひ、一時に財源を得るの途絶ゆるに至りたるのみならず、當面の問題として罹災民救済の急に迫り、燒失地は食糧其の他の物資を得るに由なく然らざるの地と雖地方に現存する食料、其の他の物資には自ら限り在りて之を得るに困難なるのみならず、資金に缺乏し、自他共に困惑に陥り、縣は不取敢政府の救済を受け漸次市、町村の救済を請ふに至りたるか之か救済は別章記述の通りなるか、高等警察上に於ける救護状況左の如し。

第二節 支拂猶豫令

「モラトリアム」即ち支拂猶豫令は震後一週間に於て發布せられたるか、横濱市の如きは發布當時に於ては震災の慘禍激甚にして銀行中焼失を免れたるは僅に川崎銀行横濱支店一ヶ所のみにして、其の他は建築の堅牢構造の雄大を以て誇りとしたる横濱正金銀行すら、尙且燒燼して僅に残骸を存するのみ、況んや其の他の銀行又は支店出張所の如きは一として燒失又は倒潰を免れたるものなく、然も横濱市に本店を有する大小銀行の大部分は擔保品の大半燒失して多大の損害を蒙りたるか、東京に本店を有し横濱に支店を有する銀行中三井、三菱、住友、安田川崎、臺灣等の大銀行にありては本店の基礎確實なるため何等の動搖を感ぜざるものゝ如く、其の他の縣下銀行は正金、農工の兩銀行を除き震災直後は殆ど是等銀行の避難所すら知るに由なく、市民は預金の引出に困惑したるのみならず、寧ろ半面に於ては周圍の死傷者の夥多なるに鑑み、自ら僥倖にも死傷を免れて一命を取止め得たるは神佛の加護なりと信じて、神佛に感謝するの時なりしを以て敢て銀行に對し支拂を強て要求せんとする者もなかりしか、漸次秩序の恢復するに至るや、早くも歸郷旅費に、或は目前の衣食の資に、或は復舊資金に、或は商工資金に之が拂出を要求せむとする者多きも、横濱市内の如きは混雜其の極に達し、銀行の整理回復は容易なる業にあらず、然も他面支拂猶豫令の發せらるゝありて銀行の開業は頗る疑懼せられたるか、日本銀行の金融疏通の聲明あり、震災地銀行は被害の輕重に従ひ、猶豫期間中に於て夫々親銀行より相當資金の融通を受け又は他の方法に依り相當の準備を爲さむとする處あり、横濱正金銀行は早くも商工復興資金二億萬圓の貸出を聲明したる趣にて、銀行界に早くも開店の機運を促進したると、叙説の如く東京に本店を有する大銀行の横濱各支店は

基礎確實なるの結果、横濱市内の一般經濟界異常かの恐慌を來し、金融梗塞して時に或は市場物々交換を爲すか如き状態に陥りたると、一般預金者に對する同情並に震災後の應急的復舊事業若くは商工資金の必要を痛感し、九月十六日早くも燒失を免れたる川崎銀行横濱支店に銀行代表者二十四名の集會を催し、開業期日拂出金額の制限等に關し協議する處ありたるか、市内本店銀行中三、四の銀行は未だ後援銀行との諒解成らざる折柄なるのみならず、支拂猶豫期間中なるを以て今少し一般秩序の回復を俟つて開業するも敢て遲きにあらざると、延期説を主張する者ありしも、東京に本店を有する横濱支店各銀行は罹災者救済のため一日も早く開業の必要ありとて、九月二十五日より開業するに決し、市内本店銀行は九月二十八日より開業するに決し、東京に本店を有する横濱支店銀行は九月二十五日開店し、全日は所轄署より若干の制、私服巡查を派遣し、警戒裡に開店したるか、支拂金額に何等の制限を附せざりし結果、一般預金者側に多大の好感と信用とを興へ、極めて平穩なることを得たるのみならず、拂出の半額以上は即日預金するに至り、翌二十六日も殆ど全様の現象を呈し、全二十八日より第一、左右田、横濱興信、平沼、渡邊、横濱貿易の諸銀行も開業するに至れり、今當時に於ける拂出及預金額等を示せば別表の通りにして縣下郡部銀行中に於ても被害鮮なき地方は九月三、四日頃より開業したる銀行もありたり

(銀行別金額は銀行の信用に關するを以て之を略す)

(一) 九月二十五日より開業の横濱市内銀行

(二) 九月二十八日より開業の横濱市内銀行

横濱正金銀行	安田銀行	三井銀行	住友銀行	第一銀行	第三銀行	第十五銀行	第一百銀行	臺灣銀行	川崎銀行	川崎貯蓄銀行	東京貯蓄銀行	日本晝夜銀行
横濱	安田	三井	住友	第一	第三	第十五	第一百	臺灣	川崎	川崎	東京	日本
正金	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行
銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行	銀行
支行	支行	支行	支行	支行	支行	支行	支行	支行	支行	支行	支行	支行

左 右 田 銀 行

(三) 拂出及預金高(横濱市内銀行)

横濱興信銀行	平沼銀行	第二銀行	横濱貿易銀行	渡邊銀行
横濱	平沼	第二	横濱	渡邊
興信	沼	二	貿易	邊
銀行	銀行	銀行	銀行	銀行
支行	支行	支行	支行	支行

日次	曆日	預金高	拂出高
第一日	九月廿五日	二五六、三八五 ^四	一四四、二〇九 ^四
第二日	廿六日	二六六、二四四	二二二、七八一
第三日	廿七日	一六六、二七四	六一六、五六〇
第四日	廿八日	四六五、六九六	五九二、五四六
第五日	廿九日	五三二、四一一	二九八、四七六
第六日	三十日	日	一、八六四、五七二
合計		一、六八七、〇一〇	

備考 第四日目ヨリ著シク預金ノ増加シタルハ横濱本店銀行ノ開業ノ結果之ヲ拂出シ二十五日ヨリ開業シタル東京本店横濱支店銀行ニ預金スル者増加シタルニ依ル

支拂猶豫期間中の狀況は叙説の如くなるか、之を要するに支拂猶豫令は震災直後の處置として適當なると共に銀行救済に關する政府施設並に日本銀行總裁の聲明並に之か救済政策は金融界をして頗る安神と復活力とを與へしものと云ふを得へし、而して「モラトリアム」の撤廢時期に於ける縣下銀行界の狀況を見るに、横濱市内に於ても戸部貯蓄銀行、辛酉銀行横濱支店其の他郡部銀行中に於ても震災の被害多く、而も基礎鞏固を缺くものありては、遂に開業を見るに至らず、又假に一時開業するも永續困難なるものなきにあらす、而して十月一日よりの拂出預金狀況を見るに左表(二)の通にして拂出に對し預金の相當多額に達し、又日に依りては預金高超過の現象を呈せるか、右は小銀行より拂出して信用ある銀行に預金すると一面多額の金員を所持するは當時遺失、又は盜難の虞ありしを以て之を預入したると郡部に於て火災を免れたるの地に於ては主として現金賣を爲し、一時に現金収入多く而も商品仕入不能の爲め預金したるに原因するものにして、如此は真に一時の現象にして漸次復興の資金又は物資仕入の時期に至れば金融頗る逼迫すへきは言を俟たず、又銀行中に於ても被害甚大にして基礎に動搖を來したるものは頗る悲境に陥るへきは想像に難からず、現に郡部某銀行に於ては開業數日間にして閉鎖の已むなきに至り、一般預金者に多大の不安と不利とを與ふるに至れるものありたり。

尙支拂猶豫令期間中及撤廢當時に於ては震後の創夷甚大にして、此の間に於ける經濟界の流言蜚語は頗る警戒を要し、若し夫れ一朝此の流言浮説にして縣下經濟界を感亂することあらんか、漸く銀行救済其の緒に就くと雖閉鎖の已むなきに至るへき銀行あるのみならず、流言の爲め一銀行の閉鎖するあらは、他の幾多の銀行に波及し如し。

(其後大正十三年末より、全十四年春に於ける地方銀行の不振に依る休業あるも之を略す)

(一) 震災後に於ける銀行調査表

(大正十二年十月二十日現在)

署別	種別	開業銀行數			休業銀行數			計			
		本店	支店	出張所	本店	支店	出張所	本店	支店	出張所	
伊勢	佐木町	二	一	一	三	三	二	五	一〇	一	一五
戸部		一	二	一	一	二	一	二	四	一	五
加賀	町	二六	七	一	一	五	一	一七	七	一	二四
日下	分署	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
山手	本町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
神奈川		一	八	一	一	二	一	一	三	一	八
鶴見		一	二	一	一	一	一	一	二	一	三

一〇	九	三二	四〇	三	八	六〇	一三、一七八	五二	五、八六六	七、三二
一一	九	三九	四八	三九	九	二〇	六、九一九	七九	二〇、六六四	一三、七四五
一二	九	四〇	四九	三七	二二	六二	二九、五九九	一四〇	三三、八六四	六、六九五
一三	九	四〇	四九	三六	一三	四一	一七、〇三〇	一七〇	一五、八〇四	一一、三二六
一四	九	四〇	四九	三六	一三	四一	三七、八〇九	二九九	二七、一四四	一〇、六六五
一五	九	四九	四九	四一	一七	七	二六、三六一	二六三	五〇、九九七	七五、三七四
一六	九	四九	四九	四一	一七	七	—	—	—	—
一七	二	五二	六三	三三	三〇	二六	一四四、〇〇九	五九〇	一一〇、九九八	三、七二
一八	二六	六二	七七	四二	三三	—	—	—	—	—
一九	二	八七	一〇八	七三	三三	—	—	—	—	—
二〇	二	八八	一〇	七三	三三	—	—	—	—	—
二一	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
二二	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
二三	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
二四	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
二五	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
二六	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
二七	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
二八	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
二九	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三〇	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三一	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三二	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三三	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三四	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三五	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三六	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三七	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三八	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
三九	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四〇	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四一	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四二	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四三	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四四	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四五	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四六	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四七	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四八	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
四九	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—
五〇	二	九〇	一〇	六六	三三	—	—	—	—	—

計	八、五四一	五、三九六、二九九	二六、一五五	六、七八、八〇八	△	七、一、五〇九
一	二〇	四八	一五七	二〇五	△	九、七、六八
二	二九	四一	一五三	一五三	△	一、九七、八三二
三	二八	五〇	一三三	一八二	△	三、五、九九〇
四	二七	三八	二七	一六五	△	六、四〇、六〇二
五	二六	二八	一五	七	△	三、七、三二八
六	二五	二七	七	八二	△	五、一、五九〇
七	二四	二七	七	九四	△	一、一〇、三七〇
八	二三	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
九	二二	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一〇	二一	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一一	二〇	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一二	一九	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一三	一八	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一四	一七	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一五	一六	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一六	一五	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一七	一四	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一八	一三	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
一九	一二	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二〇	一一	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二一	一〇	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二二	九	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二三	八	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二四	七	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二五	六	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二六	五	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二七	四	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二八	三	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
二九	二	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
三〇	一	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
三一	〇	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
三二	〇	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
三三	〇	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
三四	〇	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇
三五	〇	二七	七	八五	△	一、一〇、三七〇

本表中空欄ハ公休日ニ相當セルヲ以テ預金及拂出ナシ
 △印ハ拂出超過高ヲ示シ、無印ハ預金超過高ヲ示ス

(三) 震災後に於ける日別銀行預金及拂出調査表

(大正十二年十月分)

日別	銀行			休業數	開業數	預入		拂出		拂出超過高
	本店	支店	計			口數	金額	口數	金額	
一	四八	一五七	二〇五	三六	一六九	二、九九九	二〇九八、五〇九	六、二八四	二、八四四、九七七	△ 七四七、四三八
二	〃	〃	〃	三六	一六九	二、七〇三	二、四一三、七七	六、七七〇	二、五三三、三七	△ 一四九、六四四
三	〃	〃	〃	二七	一七九	二、〇七六	一、九〇四、二九六	五、三六〇	二、五〇二、八〇六	△ 五九八、五〇〇
四	〃	〃	〃	二七	一七九	二、四四六	一、九三三、四六〇	四、七八四	二、五六九、二七六	△ 六三六、八八八

五	〃	〃	〃	〃	二四	一八一	二、四〇〇	四、一八四	二、四四一、二九	△	三七四、二六
六	〃	〃	〃	〃	三三	一八四	二、二四三	三、三三二	一、五五八、五八二	△	四〇五、三六
七	〃	〃	〃	〃	三三	一八四	—	七	一三五	△	一三五
八	〃	〃	〃	〃	二八	一七	二、六九三	四、九四二	三、五九〇、〇〇	△	九四九、二四三
九	〃	〃	〃	〃	一九	一八六	二、四四七	三、三四三	二、九六八、八四四	△	四六三、二五六
一〇	〃	〃	〃	〃	三三	一七三	二、二二五	三、三三三	二、八二二、八三四	△	二八、七七一
一一	〃	〃	〃	〃	四八	一五七	三、六五八、八七	二、七三三	三、三三〇、三三	△	二八五、六五五
一二	〃	〃	〃	〃	四七	一五八	一、二六七	三、一八九	二、四一五、〇九五	△	一五二、四四三
一三	〃	〃	〃	〃	三	一〇三	二、〇三七	三、三三八	三、三九七、七六	△	三三、一八一
一四	〃	〃	〃	〃	一九	一七六	五六	八〇	一〇九、四四六	△	九九、三三九
一五	〃	〃	〃	〃	二六	一七九	二、八四三	三、六九七	三、三九八、八七九	△	七八、八四三
一六	〃	〃	〃	〃	三三	一八三	二、九三三	四、二六二	四、四四四、四〇	△	四七、四八七
一七	〃	〃	〃	〃	一五〇	五五	六三九	八四	一六八、七五	△	一五四、三三八
一八	〃	〃	〃	〃	三〇	一七五	三、一七〇	四、一〇八	三、四四〇、九四	△	四八八、八七六
一九	〃	〃	〃	〃	二八	一七	二、五四〇	三、七二九	三、三二一、七三三	△	七五五、四八九
二〇	〃	〃	〃	〃	二八	一七	二、一七四	三、四二六	三、三三〇、九六一	△	五二、三九一

計 一、本表預入及拂出高著シク少ナキモノハ公休日ニ相當セルモノナリ
 一、△印ハ拂出超過高ヲ示シ、無印ハ預金超過高ヲ示ス

(四) 震災ニ因ル休業銀行

銀行名	所在地	休業月日	概況
株式会社 戸部貯蓄銀行	横濱市戸部町三丁目	大正十二年十月十二日	拂込資本金二十萬圓震災後九月廿八日一度開業シタルモ震災ノ損失ト資金ノ融通意ノ如クナラス十月十三日休業分預金ノ救済ヲナシタルモ開店スルニ至ラス
株式会社 辛酉銀行	東京市麹町區丸ノ内原ビルディング四階第七一號(本店)	震災直後ヨリ	資金六百三十萬圓四分ノ一拂込、總預金約六百萬圓貸出約三百四十一萬圓余アルモ資金融通意ノ如クナラス遂ニ開業スルニ至ラス
合資 石橋銀行	都筑郡新田村吉田三六〇(支店 全上欄)	大正十二年十一月二日	資金五萬圓總預金五十萬圓貸出四十萬圓震災後開業シタルモ拂出資金潤滑シ休業シタルモ容易ニ開業スルニ至ラス
合資 山田村、中原村、宮前村、生麥各支店	中郡大磯町(支店 全上欄)	十一月二日	資金百萬圓(二萬株ノ内舊株八千株ハ五十萬圓拂込、新株一萬二千株ハ四分ノ一拂込)總預金百七十萬圓貸付二百二十萬圓アリテ拂出金潤滑シ遂ニ休業スルニ至リ重役ノ私財提供ノ問題アリシモ遂ニ經マル處ナク引續キ休業
株式會社 大磯銀行	原府村、吾妻村、小田原町、吾妻村、同郡中井村松本	十二月三日	資金百萬圓(五十圓株二分ノ一拂込)本店預金四百萬圓下稱ス
株式會社 三崎、上宮田ノ兩支店	埼玉縣北足立郡鴻巣三浦郡三崎町ノ南下浦村上宮田	大正十二年六月(震災前)ヨリ休業シ居タルカ震後引續キ休業	本店銀行ノ破綻ニ伴ヒ休業シ開業スルニ至ラス

勅令第四百四號

(大正十二年九月七日)

第一條 大正十二年九月一日以前ニ發生シ全日ヨリ全年全月三十日迄ノ間ニ於テ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニシテ債務者カ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣及震災ノ影響ニ因リ經濟上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノニ付テハ三十日間其ノ支拂ヲ延期ス但シ債務者カ其ノ地區外ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ該營業所ノ取引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ハ大正十二年十月一日以後ニ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニ付テ之ヲ適用スルコトヲ得前項ノ規定中三十日ノ期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル支拂ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

- 一、國、府縣其ノ他ノ公共團體ノ債務ノ支拂
 - 二、給料及勞銀ノ支拂
 - 三、給料及勞銀ノ支拂ノ爲ニスル銀行預金ノ支拂
 - 四、前條以外ノ銀行預金ノ支拂ニシテ一日百圓以下ノモノ
- 第三條 手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年九月一日ヨリ全年全月二十日迄ノ間ニ第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ハ其ノ行爲ヲ爲スヘキ時期ヨリ三十日內ニ之ヲ爲スニ因リテ其ノ効力ヲ有ス
- 第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三節 銀行手形交換の開始

震災前の銀行手形交換高は一日約六、七百枚交換金額約一千萬圓なりしか、震災と共に中絶し、震災後諸銀行の開店を見るに至りしも、金融緩漫其の他の關係上交換開始を爲す能はさりしか、十月中旬に至り銀行業者間に於て交換再開の議起り、寄々協議中なりしか十月二十五日より愈々市内川崎銀行横濱支店階上に手形交換を開始するに至れり、而して初日は僅に二百三十七枚、金高六十六萬七千六百四十四圓にして第二日目より漸次増加し復舊、復興資金の金融に依り漸次舊態に復するか如き傾向を示せり、今當時の概況を示せば左の如し。

(一) 大正十二年十月開始ヨリ十二月末迄ノ交換高日割表

月 日	交 換 枚 數	金 額	残 高	不 渡	
				枚 數	金 額
二十 二 五 日 月	二 三 七 枚	六 六 七、六 四 四 円	四 二 五、一 五 一 円		
二十 六 日	二 八 四	一、七 六 六、〇 八 一	九 五 八、二 一 七	四	五、二 四 〇 円
二十 七 日	三 三 七	一、五 六 六、八 四 八	五 一 〇、六 〇 〇	三	三、二 〇 〇

二十八日	日曜日	二九〇	一、四三三、六二六	五三、八五九	二	三、四七一
二十九日		五六九	二、八二四、一四二	一、四〇六、六一一		
三十日		三五五	一、〇五七、九〇六	四三九、四三三		
三十一日	日月	三八五	一、四五六、〇五四	三六八、九八〇		
一日		三〇九	一、五二三、二八三	八九〇、三六八		
二日		三二八	一、九六九、五二九	一、〇一〇、七四一		
三日		四五〇	一、八六八、九九七	六五四、五一七		
四日		四二二	二、〇七一、九五〇	七九八、四二五		
五日		三九九	一、七七三、八四〇	七九五、四九三		
六日		三七五	一、八七四、一三〇	八二二、二九七		
七日		四一〇	二、一六一、一四〇	七四七、四八九		
八日		四〇三	二、四六六、五一八	一、三二三、〇〇六		
九日		五七三	三、〇一五、一八七	一、〇九一、九五二		
十日		四二〇	一、七七四、八八二	六五三、三七八		
十一日		四五七	二、〇一六、六三七	八五四、三一〇		

十六日		四二二	一、八二〇、一〇四	五九七、一三九		
十七日		四三九	一、七九二、三二一	九六八、四五二		
十八日		四〇七	一、四五二、七四三	四〇八、一三八		
十九日		六三六	二、七九一、五〇九	一、〇一四、二〇〇		
二十日		四六四	二、一〇四、八〇五	一、〇七〇、八一四		
廿一日		五五四	一、七〇四、四九九	八一五、四三六		
廿二日		五九一	二、三九二、三四五	九七四、六五〇		
廿三日		五五七	二、三六七、四二八	六〇一、五八一		
廿四日		七一二	二、九九五、九四八	一、二二五、四〇九		
廿五日		四七三	二、一四二、三九五	八二二、〇一七		
廿六日		七三〇	二、〇八九、四八二	一、〇一八、〇一九		
廿七日		六二三	二、二六一、八二七	五八五、〇九四		
廿八日		一一、八八四	五〇、九四四、四七三	二〇、五五一、三四八		
廿九日	計十日	六九二	三、〇五〇、〇七五	七三七、〇七二		
三十日	計十日	八三一	三、七〇四、八七三	一、四五四、四八五		
三十一日	計十日	九八六	三、六九五、八八一	一、五九五、一八二		

五	日		七八六	二、九一七、二八一	九七三、五二二		
六	日		七六八	二、三〇五、二四九	一、〇〇二、〇五九		
七	日		七四五	二、五五二、四四六	一、一〇六、七六五		
八	日		七六七	三、二八六、六三〇	一、六一五、〇七五		
十	日		七五六	三、八四〇、九六一	一、五三一、八八九		
十一	日		九六三	三、四三七、〇一六	一、三三六、六五六		
十二	日		七三二	三、一八九、四八五	一、五二三、九一三		
十三	日		七一八	二、一七七、三〇〇	八〇七、二九九		
十四	日		六一九	三、九七八、五五三	一、八七二、四二三		
十五	日		七六八	四、八七九、〇九三	一、九八三、五六一		
十七	日		八六九	四、五〇一、七六五	一、二八九、七四〇		
十八	日		一、一〇四	三、八一四、七四〇	一、二九〇、三八四		
十九	日		九一九	三、八四〇、四〇五	一、六四七、五七六		
二十	日		九五九	三、二八一、五〇二	一、六一七、〇九六		
廿一	日		九二六	四、五七九、九八七	一、一七二、九九八		
廿二	日		八七五	四、四九八、九六八	一、二三六、七九八		

廿四	日		八〇五	三、六三七、〇二九	一、七三六、一五一		
廿五	日		一、一九四	五、五三三、六二六	二、〇五五、〇四九		
廿六	日		一、〇三〇	四、四五二、二五三	一、二二二、四〇二		
廿七	日		一、〇五四	三、五〇〇、九八九	一、四〇四、六三一		
廿八	日		一、一五九	四、二八六、四七一	一、三六五、三六二		
廿九	日		一、三八〇	七、八二五、七一六	二、二八四、一一八		
卅一	日		二、八八四	一一、六三五、七七六	四、四三六、〇九一		
計	二	月	二五、二八九	一〇八、四〇三、一〇一	四〇、二九四、三〇九		

(二) 大正十二年十一月以降ノ交換高月別表

年	月	交換枚數	金	額	殘	高	不渡		停止人員
							枚數	金額	
大正十二年	十一月	一一、八八四	三〇、九四四、四七三	四	二〇、五五一、三四八	一四	一六、三六二	一三	
大正十二年	十二月	二五、二八九	一〇八、四〇三、一〇一	四〇	四〇、二九四、三〇九	三六	六八、六六一	二六	
大正十三年	一月	二四、七二五	八一、六四八、〇〇二	三二	三二、二五一、二四九	一六	四六、一八五	一六	

第四節 郵便貯金の拂出

横濱市内郵便局に於ては震災に依り多数の罹災預金者が通帳を所持するも、之か拂戻しを爲し得ざるため饑餓に瀕する者あるのみならず、歸郷旅費にも窮する者あるを以て逓信當局の指揮の下に、之か拂戻を爲すこととなり九月十一日より拂出を開始し、通帳所持者には一日一口三十圓以内通帳を有せざるものは、保證人附にて一日一口十圓を拂戻し九月二十六日迄の拂出は一萬一千十一口、金額十六萬七千三十五圓に達したるか、此等の貯金は極めて零碎なるを以て日常の小使錢又は歸郷旅費の一端に供するに過ぎざるも、罹災民には多大の便宜を與へたり、今十一日より二十六日迄の拂出日計を示せば左の如し。

尙郡部に於ても横濱市に於ける拂出以前に夫々拂出を爲し、罹災民に便宜を與へつゝあるも郡部の分は之を略す。

貯金拂出高調		口	數	拂出高	備	要
大正十一年	九月十一日		九口	二三五	圓位未滿切捨揚上セス	
〃	〃		一三七	二、四六三		
〃	〃		三五〇	五、一三二		
〃	〃		五二七	七、五七五		

〃	十五日	五六四	一〇、二四〇	〃	
〃	十六日	五九〇	一〇、四八九	〃	
〃	十七日	九〇三	一六、三三八	〃	
〃	十八日	九二〇	一五、〇二八	〃	
〃	十九日	一、〇九八	一八、五七七	〃	
〃	二十日	一、〇四七	一五、七五五	〃	
〃	二十一日	一、〇九七	一五、〇九九	〃	
〃	二十二日	九七〇	一四、一六六	〃	
〃	二十三日	六七〇	七、八九九	〃	
〃	二十四日	ナシ	ナシ	〃	
〃	二十五日	一、〇四〇	一三、七七四	〃	
〃	二十六日	一、〇九九	一四、二五六	〃	
計		一一、〇二一	一六七、〇三五	日々ノ拂出高ノ圓未滿ヲ切捨タルニ因リ圓位ニ多少ノ差ヲ生ス	

第五節 火災保險金問題

横濱市の火災保險契約者及其の保險契約金額は後記の通なるか、横濱市の被保險者は全財産の焼失と銀行の支拂猶豫に依り火災保險金の拂渡に依るにあらずむは殆ど復舊の目途立たざるを直感したるものゝ如かりしも、

九月十二、三日頃迄は何等火保問題の表面的運動なかりしも、九月十六日に至り一部保険契約者に依り本問題の提唱さるゝあり、全十六日突如として市内焼残りの電柱に横濱公園に於て火災保険大會を開催するを以て保険契約者の來會を望む旨の宣傳ビラを貼付したる者あり、依て其の主催者を調査したる結果、戸部警察署内に居住する岩崎千代吉なること判明したるも避難先明かならず、而して當時縣當局に於ても火保問題の歸結の如何は横濱市復舊に大なる關係を有するを以て深甚なる同情を有したりしも、當時市内の治安は未だ全く安定するに至らず動もすれば不穩分子は輕舉妄動を企て、秩序を擾亂せむとするの虞なきにあらざると共に、若し火保問題に關する屋外集會を許可するときは將來他の各種問題に對する屋外集會も亦等しく之を許可せざるべからざるに至るべきを考慮し、當分屋外集會は絕對に之を許可せざる方針を執り、各署に對し其の旨を訓達すると共に全月十八日戸部警察署を介し、主催者に對し示達方を命し、兼て屋内集會に改むべきことを以てせり、仍て主催者側は横濱公園前横濱基督教青年會館の屋上庭園を以て之に充て、第一回の火災保険拂戻要求の第一聲を擧げ、爾來數次本問題に關し市内各所の學校其の他殘存建物を利用し、集會を開催したるか、保險會社側には約款に基き震災に因る火災は全然責任を負擔せざることに明記しあるに拘はらず今、之を無視して支拂ふは惡例を残すのみならず、假に一割を負擔するとするも二億餘圓に達し、會社の全財産を提供するも尙不足するを以て支拂ふこと能はず、然し法規を離れ情誼上より保險會社が見舞金として幾分づゝ釀出して贈呈することは敢て辭せずとの意を有することを耳にし、一面外國火災保險會社が全額支拂を爲したる旨の報を傳ふるや、被保險者は日本會社の不誠

意を憤慨し、火災保險支拂要求問題は益々高潮に達したるか、其の内十二月五日の閣議に就て保險會社に對する貸付法案を決定し、十二月十日を以て召集せらるゝ第四十七議會に提出せらるゝや、一割拂出を以て満足せざるものあり、又一割にても此の際拂戻さるゝは恩恵なりとて感謝の意を表するものとを生ずるに至れり、而して該法案に依れば政府は保險契約高の一割を會社に貸付くるものにして、會社は單に貸付金額のみを見舞金名義にて支拂ひ會社よりは更に出金する處なきを知るや、之を以て不都合なりと唱へ、全額の支拂を爲すべしと主張する者生じ、東京方面の被保險者は地方罹災地と連絡を取り、日々運動猛烈を極めたるか、此の當時に於ける運動の概況を記すれば左の如し。

- (1) 大正十三年一月十五日午後一時より横濱市本町一丁目所在横濱復興會内に火災被保險者大會を開催したるか
參會者約一千名市の有力者綿野吉次開會を宣し、次て市會議員武岳亮恵は本問題に對する運動の經過を報告したる後、最後に太田猪三次は火災保險金は當然全額の支拂を爲すべきものなりとて種々理由を附して之を高唱し、會衆には「火災保險に關する請願」と題する左の印刷物を一人に對し五枚づゝ交付し、本人は勿論缺席被保險者の調印を求め内閣總理大臣、農商務大臣及貴、衆兩院議長に請願することに決し、午後三時閉會

火災保險ニ關スル請願 (寫)

大震大火ノ爲メ未曾有ノ慘害ヲ蒙レル各都市ノ復興如何ハ延ヒテ帝國全般ノ休戚隆替ニ至大ノ關係ヲ有ス

而シテ夫ノ火災保險問題ノ解決奈何ハ、則チ又其ノ復興ニ深甚ノ影響ヲ及スヘキヤ論ヲ俟タス、然ニ斯業者ノ態度ハ保險ノ本義ニ悖リ、國民經濟ノ安危ヲ顧ミサルノ恨ミアリ、即チ痛心ノ餘リ敢テ之ヲ政府當局ニ訴ヘテ火災保險國營ノ説ヲ促シ、以テ先ツ罹災各都市ノ復興ヲ全フシ、併セテ國民經濟ノ安泰ト伸張トヲ期セムトス、希クハ罹災各都市ノ實例ヲ明察セラレ、火災保險問題ノ適正ナル解決ヲ告クルヤウ、御高配ヲ賜ハランコトヲ茲ニ熱誠ヲ以テ請願仕候也

大正十三年一月二十日

(2) 一月十九日午後三時より市内本町一丁目蠶絲俱樂部に會合參會者は綿野吉次、武岳亮惠等七、八名に過ぎざりしか、會合の結果請願書提出の上京委員には原富太郎、若尾幾造、綿野吉次、渡邊利二郎等市の有力者合計二十四名を擧げて實行委員に選任し、一月二十八日午前十時を期し、東京驛一等待合室に集合することに決す。

(3) 一月二十八日火災保險金請求同盟會大會に於て決定したる請願上京委員は武岳亮惠外十二名、上京東京驛に集合し、連行の上先ツ總理大臣を訪問したるも、閣議列席のため秘書官に面接し、緩陳の上請願書を交付し次で農商務大臣を訪問せしも、同様に不在のため郷津秘書官代つて面接せるか、全秘書官は省としての確答は爲し難きも、主務大臣も相當盡力さるべきは勿論なるか、果して有利の解決を見るや否やは明言し難し兎に角本議會へ提出すへき事實に就ては確定せる旨の言明を爲し、尙請願に就ては然るべく取次くへしとの

挨拶を受け、一行は稍や満足して全省を辭し、直に貴、衆兩院議長を訪問の豫定なりしも、全日は休會なるのみならず

攝政宮殿下 御遷啓等の爲め之を見合せ、歸途交詢社に憲政會代議士加藤定吉を訪問し、盡力方を懇願歸濱せり。

(4) 二月二十一日正午被保險者市會議員上保慶三郎外六十名は市内扇町一丁目横濱「ホテル」に會合し、之か運動方法を協議したる後、全所より「火災被保險者同盟會」火災保險金請求」と墨書せる旗幟二本を押し立て左に列記の火災保險會社横濱支店を訪問し、會社の意嚮を糺さむとしたるも、各會社に於ては早くも之を知り社長又は支店長は孰れも所在を晦し、之か會見を避けたるため不得要領に終り、最後に縣廳に知事を訪問し之か盡力方を依頼し、平穩に辭去せり。

市内本町二丁目	明治火災保險會社横濱支店
全 右	神戸海上火災保險會社横濱支店
全 辨天通二丁目	共同火災保險會社横濱支店
全 右	日本火災保險會社横濱支店
全 右	豊國火災保險會社横濱支店
全市本町五丁目	東邦火災保險會社横濱支店

全 右 帝國火災保險會社 橫濱支店
全 右 橫濱火災保險會社

- (5)、二月二十二日火災保險金請求同盟會に於ては、本日東京に於ける被保險者の運動と策應して大々的示威運動を爲す必要ありとし、曩に計劃せる運動方法に依り當日午前九時頃より市内本町橫濱復興會内に被保險者約五百名會合し、前記上保慶三郎、武岳亮惠及渡邊文七等の市内有志家を先頭とし首相、農相、藏相及保險協會等を歴訪し、左記寫の如き請願書を提出し、陳情すへしと稱し、全十時頃「何々町火災保險金請求同盟會」と標記せる旗幟十數本を押樹て一時に上京せむとしたるを以て所轄警察署に於て代表者を選定上京すべく注意を爲したるに、被保險者等は此の事あるへきを豫期し、櫻木町及橫濱驛等より省電にて三々伍々上京せり而して上京者は保險協會を訪問し、全會委員長と會見し陳情したるに、本件に就ては極力盡力中なる旨を聞き、一同満足し、全日午後五時五十分頃歸濱し、更に二十三日午前十時橫濱復興會内に於て協議會を開催することを約し無事解散せり。

請願書 (寫)

罹災地復興ノ遅々タルハ保險金支拂ノ確定セサルニ由ル故ニ吾人有志ハ此際當路者及ヒ保險業者ノ好意アル協定ヲ望ミ速ニ支拂ヲ實行センコトヲ請願ス

橫濱市各町有志

- (6)、二月二十三日午前十時より前記武岳亮惠外數名の幹部は橫濱復興會内に集合し、更に運動方法を協議したるか尙二十四日午前十時を期し、全所に被保險者を集合せしめ、約百名内外上京し、東京に於ける本部と呼應し運動を爲すべく、其の宣傳方法として自動車二臺に分乗して勸誘せり、一方實業聯合會長渡邊文七外十數名は上京し、之か運動に關し本部側と協議する處ありたり。

- (7)、二月二十四日午前十時より火災被保險者委員會議員菅沼惣吉、外約二十名は市内本町橫濱復興會内に會合し、全刻を期し神奈川驛に待合せる被保險者約五十名と共に午後十二時三十分櫻木町驛發省電にて東上し、丸ノ内工業俱樂部に於ける集會に参加し、午後五時頃一同歸濱せり。

- (8)、二月二十五日は前日に引續き市内長島元町方面の被保險者を中心とし、全日午後十一時頃より前記橫濱復興會内に約二百名集合し、各火災保險會社及縣廳に知事を訪問すへき筈の處、其の計劃を變更し、被保險者岩瀬新太郎外約二百名は全日午前十一時三十分櫻木町驛發省電にて上京し、丸ノ内工業俱樂部に至り東京側と夫々運動上の協議を爲し、午後六時三々五々歸濱せり。

一方京濱に於ける火保問題の熾烈なる運動に刺戟せられ、足柄下郡小田原町に於ける被保險者約二百五十名の代表者外藤右衛門外十一名は全日午前八時小田原驛發列車にて上京、農商務、大藏兩大臣及保險協會を訪問し陳情すべく出發せり。

以上の狀況にして當市に於ける火保運動は東京に於ける運動と相俟つて此の數日間最も熾烈なる運動を開始し

たるか、被保險者一般は政府當局に於ても之が解決に苦心せる模様あるを看取し、一時其の形勢を觀望するを以て適當なりとの意見より其の後は別に之に對する被保險者大會又は報告演說會等を開催すべき模様なく、極めて沈靜に推移せり。

X X X X X X X

火保問題に對する横濱市内の被保險者の運動は上述の通なるか、之れより先き第四十七議會に提出せられたる保險會社に對する貸付法案及保險會社貸付資金公債法案は、十二月十四日の本會議に於て二十四名の委員に附託せられ、委員會は全十五日より二十二日に至るまで審議したるか、委員會に於ては審議中止に決し、全二十三日の本會議に於て其の旨を報告し、本會議に於て採決の結果委員長の報告を可とする者多數にして遂に審議未了に終り、續ひて開かるべき通常議會に新法案を提出さるへしと觀測せられたるか、田農相は本法案の運命を察し、大正十二年十二月二十二日辭表を提出して辭任するに至れり。

而して本法案の審議未了に關しては當時絕對多數黨たりし、政友會は十二月二十二日「陳述書」を發表したるか、右陳述書は七項にして第一項に於てに本案は政治上、社會上、將又法律上幾多の缺陷を有すること、第二項は罹災被保險者中には五千圓以上の契約者の數は僅に全契約者の一割にして、五千圓以下の契約者は九割の多きに不拘、見舞金壹億貳千六百萬圓、即ち總額の七割を拂ひ契約者の大多數即ち九割の方は見舞金六千四百圓に過ぎざるか如き次第にして、社會政策的見地よりして少なからざる缺點あり、第三此の援助は見舞金の形式を以て

契約者に支拂はるゝものなれとも事實は一割の見舞金を以て保險證券を提供せしむるものにして、即ち訴權の放棄を強要するの嫌ありとの趣旨の外に尙四個條を擧げて政府の提案に反對したるか、尙會社の壹億八千萬圓償還に關し農相は三年据置四十五ヶ年賦程度に協定するの意思を有し、會社側は六年据置、五十ヶ年賦を主張し、此の點に關する協定にも相當の曲折を要すへければ、當時一般の人々は次の通常議會に妥當なる提案のあるべき事を期待せるものゝ如かりき、而して本件に關しては私法學者間に論争あり、經濟學者間にも相當の意見ありたるか被保險者側は容易に本問題の解決せざるため、或は政府に肉迫し、保險業者に迫り、其の運動白熱化せむとしたるを以て、清浦内閣時代の前田農相は之が救済に關し、考慮の末五千圓以下の保險金額に對しては一割を、大口保險には漸次遞減して一定の金額を支拂はしむる事とし、政府は之に對し、最長五十ヶ年賦低利率四朱の割合にて納付金の形式を以て回収する條件の下に憲法第七十四條に依り緊急財政處分に據る勅令を公布し、八千萬圓を補助せむと欲したるも、樞密院會議に於ては通過の見込覺束なきを看取し、政府は之を撤回し、改めて右八千萬圓の財政計劃を變更し、剩餘金中より六千三百五十五萬八千餘圓の責任支出を斷行して遂に火災保險契約者を救済することに決し、右金額を協定火災保險會社三十三社に助成金として交付し、會社は右助成金に七百八十六萬一千餘圓を自力出捐し、東京府及神奈川縣下に於ける火災被保險者に之を一定率に依り大正十三年五月五日より交付するに至りしかは、震災勃發以來紛叫を重ねたる火保問題も茲に解決を見るに至れり、而して本件解決に至る迄に於ける農商務、大藏兩當局の苦心は實に大なるものあり、又京濱兩市に於ける本問題に對する運動主腦

者の努力も亦罹災保険者に取りては頗る多とする處のものあらむ、而して本件解決に依り縣下に出捐せられたる一千六百萬圓は罹災民個人に分割せは零碎なるか如しと雖も、震災地の復舊復興の資金として相當の便益を得たるものと信す、因に京濱兩都市に於ける罹災被保険者の數は震災にて一家全滅したるもの等あり、又元受會社に通知前等のものありて正數を知ること困難なるも、震災後大日本火災協會の調査發表せる處に依れば東京府及神奈川県下に於ける罹災保險金額元受契約高は。

内國協定会社 三十二社 十四億三千百一十一萬六千圓 (協定会社は農商務省に於ては三十
三會社なりと云ふ)
内國非協定会社 五社 一億六千萬圓
外國會社 三億五千萬圓

合 計 十九億四千百一十一萬六千圓

なりしと云ふ、而して同上中神奈川縣下に於ける内國協定会社と契約せる罹災保險契約は三億百六十八萬七百四十三圓にして、之に非協定会社及外國會社との契約高を合すれば、五億萬圓以上に達するにあらざる乎と思料せらる、今縣下に於ける火災保險の契約高及罹災保險金額並に政府の助成金及出捐率等を摘記すれば左の如し。

(一) 震災當時に於ける縣下の火災保險契約高
件數 十萬七千八百八十三件 金額 五億五千三百七十三萬一千圓

(二) 同上中罹災保險金額
件數 四萬四千九百件 金額 三億百六十八萬七百四十三圓

(三) 會社より縣下罹災被保険者に出捐したる金額
件數 四萬四千九百件 金額 一千六百四十四萬七千二百六十七圓

(四) 出捐開始及終了
開始 大正十三年五月五日 終了 同年八月三十一日

(五) 縣下ニ於ケル火災保險契約市郡別調査表

市郡別	區別	震災時ノ保險契約高		同上中火災ニ依リ燒失シタルモノ		同上拂戻件數金額	
		件數	金額	件數	金額	件數	金額
横濱市				四、六七〇	二、四九、一七三、九一三 三、五、元三、六四〇 (倉庫契約)	四、六〇〇	一、四、〇〇八、六六八 一、六、四、九四九 (倉庫契約)
横須賀市				八八二	二、八七、〇〇三	八八二	一、九六、五五三
其他郡部				二、三四八	一、四、三三、一八八	二、三四八	五、七、〇八八
合計		二七、八八三	五、三、七三、〇〇〇	四、九〇〇	二、六、二、七、〇三三 三、五、元三、六四〇 (倉庫契約)	四、六〇〇	一、四、〇〇八、六六八 一、六、四、九四九 (倉庫契約)

備考

右ノ數字中火災ニ依リ燒失シタルモノノ件數金額及拂戻金額ハ政府ヨリ助成金ノ交付ヲ受ケタル三十三會社ノ分ニシテ助成金ノ交付ヲ受ケサル會社ノ分ハ不明ナリ
横浜市ノ左側ノ數字ハ倉庫契約ノ金額ナリ
震災時ノ保險契約金額件數ハ内際不明ニシテ金額ハ其ノ概數ヲ示ス

(六) 政府交付金其他

政府交付金 六千三百五十五萬八千三百九十八圓五十八錢

利率 年四分

回收年限 會社に依り異り八年乃至五十年

(七) 其他火保問題に關し參考となるべき資料

政府より助成金の交付を受けたる保險會社の出捐金總額

七千四百一十一萬九千四百四十六圓七十一錢

同上 保險會社の自力出捐金

七百八十六萬一千〇四十八圓十三錢

(八) 燒失被保險者に對する出捐率表

助成金の交付を受けたる會社は三十三社にして其の中二十二社は出捐率同一にして左の如し

五千圓以下ノ金額	百分ノ十
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、〇
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、〇

一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五、〇
營業倉庫保管貨物	百分ノ五、〇

其の他の十一社は金額の區分及出捐率を異にす左記の如し

A 五千圓以下ノ金額	
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ〇、二
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、七九一
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四、〇
營業倉庫保管貨物	百分ノ四、〇
B 二千圓以下ノ金額	
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ三、三三三
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、〇
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ四、〇
營業倉庫保管貨物	百分ノ四、〇
C 三千圓以下ノ金額	
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、八五七

一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、〇
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ四、〇
營業倉庫保管貨物	百分ノ四、〇
D 二千圓以下ノ金額	百分ノ十
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、二五
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三、〇
營業倉庫保管貨物	百分ノ三、〇
E 一千五百圓以下ノ金額	百分ノ十
一千五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ三、〇
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、四
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、〇
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、五
營業倉庫保管貨物	百分ノ二、五
F 一千圓以下ノ金額	百分ノ十
一千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、五

五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、〇
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、〇
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、〇
G 一千圓以下ノ金額	百分ノ十
一千圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、五
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、〇
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、一
H 一千圓以下ノ金額	百分ノ十
一千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、五
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、五
營業倉庫保管貨物	百分ノ一、五
I 二千圓以下ノ金額	百分ノ十
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、五
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ〇、六
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ〇、五

一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、〇
J 二百圓以下ノ金額	百分ノ十
二百圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、五
五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、二
一千五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ三、三
K 二百圓以下ノ金額	百分ノ十
二百圓ヲ超ユル金額	百分ノ二、〇
八百圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、〇
一千二百圓ヲ超ユル金額	百分ノ三、〇

第六節 震災町村の救濟運動

縣下鎌倉郡の町村長會は大正十二年十月七日全郡川口村龍口寺（日蓮遺跡の寺院）に會合し、震災地町村の救濟策に關し協議する處あり、越へて全月九日神奈川縣町村長會幹事會を高座郡藤澤町に開き、震災地の救濟は中央に厚く地方に薄きの感あり、宜しく中央、地方共に救濟を均一的ならしむると共に震災に依り殆ど納稅資格なきに至りたる者に對しては之を免除し、徵收不能に陥りたる町村收入の缺損に對しては國庫に於て負擔せられ度しとの意嚮を以て左記事項（左記事項は次の藤澤町に開催の決議と稍や類似せるを以て略す）を決議し、縣下町

村長會は一致して之が目的の貫徹に努むることに決し、縣下の郡町村長會幹事に之を通報したるが、更に郡部選出縣會議員も略同様の意嚮を以て町村長會幹事會決議事項と全様の決議を爲し、十月二十日内務、大藏兩大臣及復興院總裁を訪問陳情し、尙今後一層本運動を繼續すへきことを約したり。

次て十一月二十一日午後零時より神奈川縣町村長會金子角之助（藤澤町長にして全國町村長會長たり）主催の下に臨時總會を高座郡藤澤町に開催したるか、來會者は金子町長外十九名にして、出席者は今次の震災に對する町村の復舊に關し熱議する處あり、左記決議及協議事項を滿場一致にて可決し、之か實行を期すべく前記金子會長及長谷川副會長並に縣下町村長會幹事を實行委員に擧げ、縣當局及政府當局に陳情し、飽く迄所期の目的の達成に努むることに決し、爾來數次縣當局及政府當局を訪問運動する處ありたるも、敢て不穩の言動なく、推移せるを以て詳記せず。

(一) 決議事項

- 一、大正十二年九月一日以後ニ賦課セラルヘキ大正十二年度及大正十三年國稅ノ全部ヲ免除セラレタキコト
- 二、大正十二年九月一日以後賦課スヘキ大正十二年度及大正十三年國稅附加稅全部徵收不能ニ基テ町村稅ノ欠陥ヲ國庫ニ於テ負擔セラレタキコト
- 三、小學校費、土木費等公共團體ノ經費ニ屬スル施設ノ復舊費ハ國庫ヨリ交付セラレタキコト
- 四、政府ハ速ニ低利資金ヲ以テ罹災地ノ住宅建設及産業、商工業ノ復舊ニ要スル資金ノ融通ヲ計ラレタキコト

- 五、労働賃金の標準ヲ一般ニ周知セシメ之カ徹底的取締ヲセラレタキコト
- 六、今回ノ震災救護方法ハ中央ニ重キヲ置キ地方ヲ閉却セラレタル憾アリ相當考慮セラレムコトヲ望ム
- 七、農産物及肥料ノ運輸ノ途ヲ速ニ開カレン事ヲ望ム

(二) 決議事項

- 一、災害地復舊ニ意ヲ用ユルト共ニ地方振興ニ對シテハ一層ノ力ヲ盡スコト
- 二、大正十二年勅令第四一七號中穀類並ニ乳製品ノ輸入税免除ヲ速ニ撤廢スルコト
- 三、震災ニ伴ヒ現ハレタル事實ニ鑑ミ國民思想ノ善導ヲ圖ルハ最モ急務ナルヲ感ス宜シク國民教育ノ向上發展ヲ圖リ特ニ青年教育ノ爲ニ力ヲ致スヘキコト

(三) 協議事項

- 一、罹災町村ニ對シ慰問ノ爲メ金圓ヲ寄贈スルコト
- 二、罹災ノ爲メ死亡シタル町村長ノ遺族ニ對シ弔慰料ヲ贈ルコト
- 三、中央報徳會館ノ復舊ヲ援助スルコト
- 四、前三項ニ要スル資金ハ罹災町村ヲ除キ一ヶ町村四圓ヲ醸出スルコト

實行方法

- 一、宣言及決議ノ主旨ハ速ニ政府ニ建言シ新聞紙其ノ他ニ依リ普ク全國ニ發表シ其ノ實現ヲ促進スルコト
- 二、地方ニ於テ實行スヘキ事項ハ各地速ニ適切ノ施設ヲ爲シ其ノ狀況ハ直ニ各道府縣町村長會ニ於テ之ヲ取臨メ不會ニ報告

シ本會ヨリ之ヲ全國ニ發表スルコト

第九章 救済及保護

第一節 食糧の供給

一、概 説

震災後罹災民に對しては食糧の供給を爲すを以て最も急なりとし、九月三日廳議を以て食糧の配給部を設けたり、當時郡部被害の報疎るも断片的にして未だ詳かに知るとを得ざりしも、横濱に比すれば農村に於ては貯蔵食糧の存在を豫想し得られたるを以て、第一に横濱市民に對する配給を急なりと爲し、直に市内に残存せる倉庫及附近に於ける貯蔵米の調査と、之か徴發に着手したり。

九月四日農商務省食糧局より横濱倉庫に保管中の内米及外米の交付を受け、尙同時に同庫にありし民間所有の外米を徴發して配給の用に供せり。

又震災當時海上に碇泊中なりし「バリー」丸に搭載せし外米及横濱船渠株式會社倉庫内に在りし外米等は早くも之を解放して市民の食糧と爲し、其の後五日頃よりは神戸市及同市新聞社の寄贈に係る食糧品を搭載せし山城丸を初め、大阪、愛知、静岡、千葉等の諸縣より食糧品の廻送多く、漸く食糧の數量に於ては豊かなるに至れり然れとも横濱港は破壊して陸揚頗る困難なりしを以て、僅かに陸海軍の援助を受け、新山下町に少許つゝの陸揚

を爲すに過ぎざりしなり。

九月八日頃には漸次「ライター」の徴發、岸壁の掃海作業等進捗して船渠倉庫、税關倉庫に陸揚を開始するに至り、倉庫品の陸上より市内に移入せるものは當初附近郡部町村の寄贈せるもの、及近縣より自動車に依り僅かに搬入せらるゝものに過ぎずして、汽車輸送は全く杜絶し居れり、九月十日陸海軍が陸揚及保管配給の作業を執掌するに至り、各作業順に進捗せり、而して海上より入港せる食糧品は米國の寄贈、軍艦の供給其他官米の輸送各府縣よりの送品等頗る多量に達せり、九月二十七日より一般の秩序整ひ、陸海軍の從事せる作業が新に組織せられたる協議會現業團の手に委して行ふこととなり、郡市の配給事業は圓滿に進行せり。

十月四日より震災救護事務局の取扱ひ來れる食糧品中の米は全部食糧局の管理に移し、其の配給（有償）を受くることとなれり。

米以外の副食物は當初は專賣局より交付せられたる横濱倉庫中の食鹽を初めとして都筑、橘樹、高座、久良岐の各郡町村より寄贈せる野菜類及市内にて徴發せる味噌等を配給し、九日頃より海上輸送の物資を得るに至れり。

配給先は前記の如く市部及附近保土ヶ谷地方より始め、郡部は當初は運搬の便を有する地方よりするの外途なかりしも、九月十日頃より各部に配給するを得たり。

配給の方針は米及食鹽を第一とし、漸次他の副食物に及ぼし、量は一日一人米三合の割合を以て十日分つゝ之

をなせり、而して當初は罹災民全部に救助配給を爲したるも、漸次有償に改め、九月中旬よりは眞の貧困者にして郡市長の證明、申請せるものに限り無償配給をなせり。

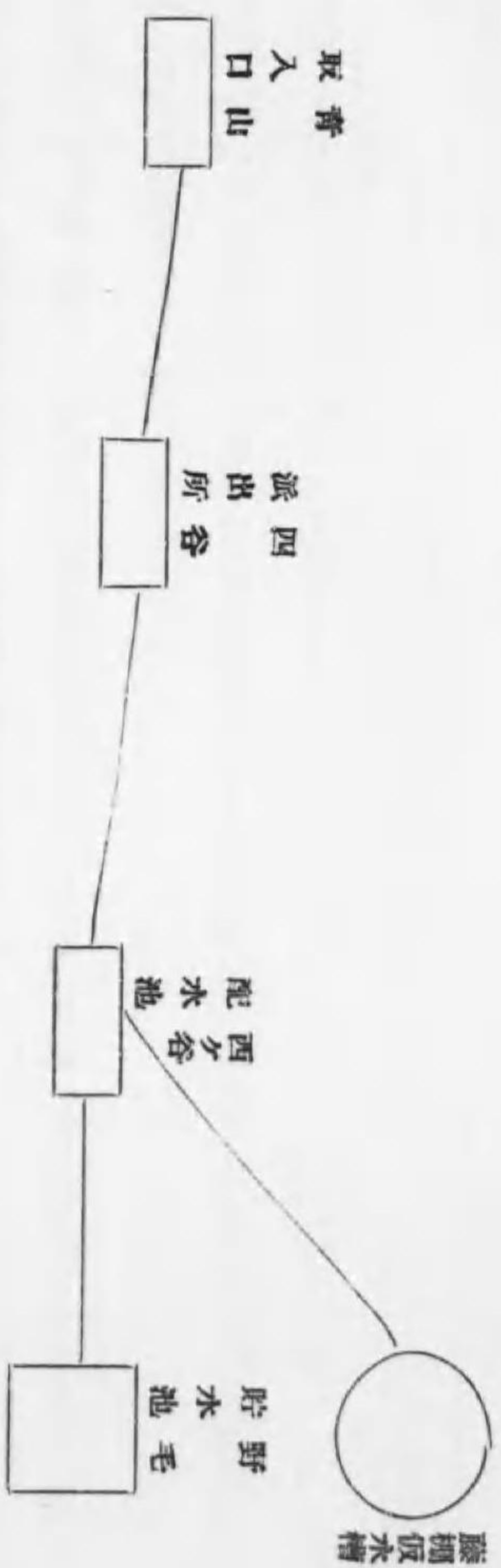
配給の方法は郡市長の請求に依り數量を定め、陸軍配給部現業團、或は食糧局に對する引渡請求書及領收証を受領者に交付し、直接受領せしめたり、而して救護事務局よりは毎日各倉庫及引渡場所に救護事務局の職員を駐在せしめ之を援助せり。

陸上直接搬入せられし食糧品は支部に於て直接受取りて大都市に配給せり。

市内に飼育せる乳牛及馬匹等にも食糧の配給を要するを認め、當初より無償或は有償の配給を爲し、馬匹は警備其他救護の用に供せしめたり。

陸軍配給開始以前の食糧發送通知

月	日	船名	送先	品名	及	數量
九月	五日	竹島丸	新潟	白米二九五俵、味噌三〇樽、醬油三〇樽		
		天龍丸	軍艦	三本行三二〇貫、梅干二五貫		
				砂糖入乾麵包、五五三箱（一、七六五貫） 貯藏肉、コンビーフ三九〇箱（九三六貫） 貯藏魚肉、四七〇箱（一、三五三貫）（鯖、イサ、サケ） 特種貯藏肉、六五〇箱（一、八七二貫）（牛肉大和煮）		



九月十三日 藤柳通水八時 (六ヶ所の共用栓にて給水)

全 十五日 藤柳野毛貯水場 通水

至 野毛山貯水場 通水

至 淺間町水道路 通水

至 國道追分 通水

至 藤柳谷 通水

以上二百間の間隔にて共用栓開始

全 十六日 藤柳野毛幹線 通水

至 西中耕地 通水

全 十七日 自 國道追分 通水
 至 神奈川陸橋
 全 十九日 自 神奈川陸橋 通水
 至 神奈川反町入口
 至 西中耕地 通水
 至 富士山下 通水
 全 二十日 自 富士山下 通水
 至 清水耕地 通水
 (藤柳町廻坪迄)
 (井戸ヶ谷高免入口迄)
 自 神奈川反町 通水
 至 西方田谷入口

此の如く配水線工事は次第に進捗して、東部は神奈川陸橋より分岐して、月見橋に至る路管を完成し、西は高免より更に岐れて藤柳橋に及ひたるも、之か爲め従来の應急八吋管及四吋管を以てしては到底十分なる需要に應し得ず、現に配水全栓に亘る時刻に至りては末端管は通水微弱となり、時として断水する場合あるを以て延長工事を中止し、八吋管を二十四吋管に、四吋管を十二吋管に、架設機を爲すこととし、九月二十三日二十四吋管は保土ヶ谷水道橋を渡り、淺間町は十二吋管に改修せられたり。

然れとも西ヶ谷配水池より野毛山貯水場に至る二十四吋管の改修工事は、破損の個所夥多なりしと、時々豪雨に作業豫定の如く進捗せず、十月四日に至り通水するを得、次で全町より野毛町都橋河畔に至る十八吋鐵管

の延長改修工事は二十四時本管の復舊見込確立と共に再ひ着手し、次第に進捗し十月二十日現在に於ける通水路線は圖に示せしか如くにして、前記後の改修延長工事左の如し。

(1)、浅間町神奈川方面

保土ヶ谷水道路より分岐し國道浅間町を通し神奈川鐵道橋に至る間は、既設八吋鐵管を二十吋乃至三十六吋鐵管に改修する工事完成すると共に、東方子安町迄延長し、鐵道橋より分岐し、神奈川ニッ谷に至る四吋鐵管は尙北方齋藤分に達し、鐵道橋より南方は高島町七丁目に至る間通水を了す。

(2)、西戸郡櫻木町方面

二十四時本管の藤棚より分岐する四吋鐵管は西戸部山下を通する路線と戸部電車線路に沿ふ鐵管と戸部四丁目に於て合し、横濱驛前より櫻木町驛に至る間通水を了す。

(3)、日ノ出町長者町方面

野毛山貯水場より都橋河畔に至る十八吋鐵管の中途野毛町三丁目に於て分岐する四吋鐵管は日ノ出町を経て初音町迄通水すると共に、一方日ノ出町一丁目より分岐して長者橋を通過し、長者町七、八丁目及福富町に達す。

(4)、蒔田町大岡町方面

藤棚より野毛山貯水場に至る間一本松より分岐して南太田町方面に至る四吋鐵管は井土ヶ谷より延長して、

蒔田橋を通過し、蒔田町及大岡町一帯に及ぶ路線の通水を了したり。

以上の改修鐵管には大岡町の一部を除き、約二百間の間隔を以て假共同栓を取付給水を開始したるか、更に之を十月中旬以降の工事日程に依れば、十月十六日初音町より榮橋、日本橋を渡り道場橋に通水、十一月十日都橋より錦橋、辨天橋を渡り關内幹線前田橋迄通水、新港岸壁には十四日延長工事を完了す、十一月二十三日未吉橋の破壊鐵管補修成り、水壓の増大により南吉田町、蒔田町の一部及關外主なる區域の路線に通水す、十二月二十五日前田橋改修に伴ひ、關内幹線は北方町、本牧町を経て根岸瀧の下迄通水、十二月六日磯子町に延長す、十二月九日壽町、松影町等埋地方面に關内線より補給管を分岐し給水を開始す。

以上は市内主要地區の通水を掲記したるものなるか、二十四時放水管の通水と共に市内配水管改修工事に全力を注きたるを以て十二月末現在に於ては大體完成を告げ、西ヶ谷浄水場より一日の送水量は二十六萬五千餘石に達したり。

配水量調 (横濱市水道放水量)			
月	日	石	數
九月	十四日		五、一七〇石
九月	十五日		五、九五〇
九月	十六日		六、七八〇石
九月	十七日		七、六〇〇
九月	十八日		一一、二六〇石
九月	十九日		一三、一三〇

計	一四八、三三八、八	六〇、一二八、五	三四四、〇
三	二四三、四		
四	一〇一、六四六、三	二九、七〇九、〇	二五四、〇
五	一三七、七	一三七、七	
六	七、九四〇、八	六、四〇九、〇	
八	一四、九三四、八	一、一四六、〇	
一〇	二、六五四、三	一、四二八、〇	
一二	二、一一三、二	一、九九五、〇	九〇〇
一五、五	四、八四一、九	一、七二七、〇	
一八	四、二五六、七	一、三九七、〇	
二〇	一、八二一、二	一、八二一、二	
二二	四五七、九	四五七、九	
二四	三、〇六六、七	三、〇六六、七	
二六	八六五、五	三一九、〇	
三〇	九六〇、二		

(約六十九哩弱)

三、給 水

水道工事の進捗前述の如くなるも、罹災後焦眉の急たる渴水の苦境に對しては不取敢配水の計劃を樹て、左記の如き海陸二方面の隊伍を編成し、陸海軍の應援を得、小蒸汽船及水船七隻は河川を利用して給水し、陸上は東京鐵道局より貸與せられたる二輛の撒水用自動車及陸軍自動車隊の貨物自動車四輛を用ひて、九月八日淺間町、平沼町方面の給水を最先とし、一日大約二百石内外の給水をなしつゝありしか、罹災民集團地域及残存區域には比較的良井水、湧水豊かなるものあるを發見したるも、尙不足なるを免れず、一方水道工事の延長通水と給水能率の増加とに依り漸次飲料水の普及を圖りたるか、給水量は九月下旬に至り約五百石に及び、十月中旬に至りては漸次給水地域縮小したるため、優に一千石以上に達し、罹災民の供給稍々潤澤なるを得、此の間飲料井戸及雑用水の鑿堀、濾過機の取付、井水の検査等飲料水補給に努めたるの結果、十月以降は幸ひに市民をして渴水の嘆なからしめたるものと思料す。

給 水 組 織

第一、船 船 隊

- 一、船舶司令部 ランチ一、指揮者一、乗組五
- 二、第一船隊 ポンプ附水船一、指揮者一、乗組二、水船一、指揮者一、乗組六
- 三、第二船隊 ポンプ附水船一、指揮者一、乗組二、水船二、指揮者一、乗組六

四、豫備隊 水船三、指揮者一、乗組六

第二、自動車隊

一、第一車隊 (二噸) 指揮者一、運轉二

二、第二車隊 (二噸) 指揮者一、運轉二

第三、別動隊 (陸軍應援隊)

自動車四、酒樽五〇、一隊將校以下二十八名

(一)、飲料水配給個所及水量 (九月中)

月	日	石	數	個	所	備	考
九	月						
	十						
	日						
			二七		一		
	十一		二六		一		
	日						
			二五		一		
	十二		二四		一		
	日						
			二三		一		
	十三		二二		一		
	日						
			二一		一		
	十四		二〇		一		
	日						
			一九		一		
	十五		一八		一		
	日						
			一七		一		
	十六		一六		一		
	日						
			一五		一		
	十七		一四		一		
	日						
			一三		一		
	十八		一二		一		
	日						
			一一		一		
	十九		一〇		一		
	日						
			九		一		
	二十		八		一		
	日						
			七		一		
	二十一		六		一		
	日						
			五		一		
	二十二		四		一		
	日						
			三		一		
	二十三		二		一		
	日						
			一		一		
	二十四		〇		一		
	日						
			〇		一		
	二十五		〇		一		
	日						
			〇		一		
	二十六		〇		一		
	日						
			〇		一		
	二十七		〇		一		
	日						
			〇		一		
	二十八		〇		一		
	日						
			〇		一		
	二十九		〇		一		
	日						
			〇		一		
	三十		〇		一		
	日						

東京ヨリ撤水自動車四臺來授
陸軍自動車隊車輛取換午後引揚

(二) 飲料水配給個所及水量 (十月中)

月 日	給 水		計 数	給水個所数	備 考
	陸上輸送	水路輸送			
十月一日	三〇	三〇	三〇	二七	
〃 二日	四五四	—	四五四	三〇	
〃 三日	五〇八	—	五〇八	三三	
〃 四日	六二七	—	六二七	三五	
〃 五日	六〇	—	六〇	三三	
〃 六日	六〇	—	六〇	三五	
〃 七日	六三〇	—	六三〇	三五	
〃 八日	六七五	—	六七五	三〇	
〃 九日	六六九	—	六六九	三七	
〃 十日	八三二	—	八三二	三〇	
〃 十一日	八三三	—	八三三	三三	
〃 十二日	七九〇	—	七九〇	三九	
〃 十三日	八五九	—	八五九	二八	

以下之ヲ略ス

〃 十四日	八三四	—	八三四	三三	
〃 十五日	六八八	—	六八八	三三	
〃 十六日	九六八	—	九六八	四〇	
〃 十七日	三〇	—	三〇	三〇	
〃 十八日	六〇	—	六〇	三三	
〃 十九日	九〇	—	九〇	三五	

水源及汲水量

月 日	水 源	汲 水 量	月 日	水 源	汲 水 量
九月十日	馬拉加丸	一三〇	九月十三日	鳥羽丸	八八
〃 十一日	全右	四〇	〃 十四日	リオン丸	三三
〃 〃	リオン丸	三〇	〃 十五日	(風波ノタメ休止)	—
〃 十二日	馬拉加丸	三七	〃 十六日	鳥羽丸	三二
〃 〃	鳥羽丸	一〇	〃 十七日	全右	六一
〃 十三日	馬拉加丸	八六	〃 〃	明洋丸	三五

十月一日	全	アルタイ丸	三五	十月六日	永塚良水會社	九〇
〃	〃	全	四〇	〃	〃	九五
〃	〃	泰陽丸	三八	〃	〃	六五
〃	〃	アルクイ丸	一六八	〃	〃	一三五
〃	〃	大有丸	一一五	〃	〃	一三六
〃	〃	泰陽丸	四五	〃	〃	一五六
〃	〃	(風波ノタメ休止)	四五	〃	〃	七〇
〃	〃	加賀丸	四五	〃	〃	七五
〃	〃	(風波ノタメ休止)	八五	〃	〃	一五七
〃	〃	大有丸	一〇九	〃	〃	一三五
〃	〃	擇提丸	九三	〃	〃	一〇〇
〃	〃	大有丸	九三	〃	〃	八五
〃	〃	餘分飲料水ヲ有スル船ナキタメ汲水不能		〃	〃	一七九
〃	〃	市内元町、シエラル給水會社、貯水所	四〇	〃	〃	九〇
〃	〃	全	八二	〃	〃	二〇二
〃	〃	全	二四	〃	〃	二〇二

〃	〃	全	八〇	〃	〃	二〇二
〃	〃	全	八〇	〃	〃	二〇二
〃	〃	永塚良水會社	八〇	〃	〃	二〇二
〃	〃	貯水所	三五	〃	〃	二二四
〃	〃	シエラル會社	六〇	〃	〃	二二四
〃	〃	全	八〇	〃	〃	二二四
〃	〃	全	五八	〃	〃	二〇二
〃	〃	全	八〇	〃	〃	二〇二
〃	〃	全	八〇	〃	〃	二〇二
〃	〃	全	八〇	〃	〃	二〇二

備考 一、シエラル給水會社貯水所ハ十四日以降水道都橋河畔ニ通水シタルヲ以テ全所ハ豫備水トシテ汲水ヲ中止シ專ラ水道水ニ依レリ
 二、永塚良水會社貯水所ハ水船ニ依リ飲料水配給スルカ爲メ汲水セルモノナリ

第三節 避難民の輸送

一、汽車の無料輸送

震災に依る交通の杜絶は避難民に絶大の不便を與へ、東海道は勿論其の他の各主要道路は東上西下南進北行する者絡驛として絶へざるのみならず、救護物資の輸送、救援隊の往復等に多大の支障を與へたりしか、陸軍より派兵せられたる工兵の一隊は、直に之か復舊に努めたるの結果、九月七日には品川、横濱間の貨車の運轉を開始するに至り、全月十一日には品川、大船間に延長したるの外、大船、逗子間を運轉し、全十二日には大船、茅ヶ崎間、

返子、田浦間、茅ヶ崎、鳥井戸（相模川東岸）迄を延長運轉し、爾來日を経るに従ひ漸次延長して遂に十一月廿五日東海道線の全通を見るに至れるか、此の間に際し鐵道は市町村長又は警察官吏の証明を有する避難者には無料で之を輸送することとしたるため、避難民は多大の便宜を得たるか、當時に於ては殆ど貨車のみを運轉にして然かも避難民は各驛頭に殺到し、係員又は警察官吏若しは警備兵等の注意にも應せざるものありて、何つれも先きを争ひ、無秩序に乘車するを以て老幼婦女は容易に乘車すること能はず、又壯者は貨車の屋上及機關車の外縁に這上りて、汽車の進行にも考慮せざるため動搖により振落され、又は跨線橋に頭部を打たれて不幸落命したる者も尠なからざる状況なりき、而して各驛共當時の乗車人員は殆ど其の正數を知るに由なかりしも、横濱驛の如きは九月七日より全十八日迄十一日間に乗車人員約二十二萬五千五百人、降車人員約十七萬六千人に達したるものゝ如し、（震災前横濱驛の乗車人員一日平均九千百名、降車人員九千四百名なりしと云ふ）其の他の各驛共何つれも雜沓を極め、其の實數を得るに困難なるか、該無料輸送は其の驛に依り多少の遲速あるも大體九月十八、九日を以て打切り唯市町村長の証明を有する者のみは其の後に以ても之を認容したり、尙東海道線の復舊に依り全通するに至りたるは、大正十二年十一月二十五日なりとす。

二、船舶又は軍艦に依る避難民の輸送

京濱間の罹災民は陸路徒歩にて東海道を下り箱根越を爲して以て静岡以西に避難したる者尠なからざるか、東海道鐵道線全通の復舊は容易ならず、而して唯濫に横濱市其の他附近郡部に之等多數民を停屯せしむるは、物資の供給に於て多大の困難あり、寧ろ之を食糧物資の豊富なる震災地外に輸送するを以て秩序の維持、罹災民の保護上適切なるを認め、各警察官署に訓達して地方分散の得策なるを宣傳せしめ、一方震災當時横濱港に碇泊中の船舶又は救護物資を回漕し來りたる船舶を利用して大阪、神戸、清水港等に輸送するを利便とし、九月二日おん丸及「エムプレス、オブ、カナダ」號の大阪に回航するを機とし、之に一千四百名を乗船せしめ、次て全五日ろんじん丸に九百二十二名、湖南丸に六百三十名を乗船せしめ、爾來各船舶及軍艦にて之を輸送したるか、後鐵道省に於ても陸海連絡の必要を認め、九月七日より東京芝浦、清水港間の航海連絡輸送を開始し、關釜連絡船高麗丸（定員一千五百人）景福丸（定員二千五百人）を就航し、九月七日より全二十日迄は一切無料とし、二十一日以降は市町村長の發行する罹災民証明書を有する者以外は有賃に改め更に、京濱間の列車運轉稍や圓滑となるや九月二十八日より連絡就航を横濱清水港に変更し、避難民を静岡縣清水以西に輸送したり、而して今當時に於ける避難民輸送人員を調査するに、横濱港より震災後即ち九月二日おん丸の初航以來全八日迄の輸送人員を見るに、約二萬二千人に達し、帝國海軍に於て避難者として輸送したるもの三萬六千八百九十八人、便乗者として乗船せしめたるもの二萬三千五百人に及び、其の他鐵道省の連絡就航船の乗船人員は七千九百人に達せり。

私設船無料輸送人員區分表

自九月八日
至九月八日

月日	船名	行先地	人員	月日	船名	行先地	人員
九月二日	リおん丸	大阪	二〇〇	七日	日英丸	江尻	一〇〇
〃	エムプレス、オ ブ、カナダ號	神戸	一、二〇〇	〃	神山丸	清水	一〇〇
三日	阿藝丸	名古屋	一〇〇	八日	熊野丸	神戸	九〇〇
四日	遼海丸	神戸	一〇〇	〃	丹後丸	〃	八〇〇
五日	ろんごん丸	大阪	九二二	〃	空智丸	四日市	一〇〇
〃	湖南丸	〃	六三〇	〃	榛名山丸	神戸	一七五
〃	山城丸	神戸	一、〇〇〇	〃	綾葉丸	大阪	三〇〇
六日	タスマニヤ丸	〃	一、二〇〇	第十二日	雲海丸	〃	五〇
〃	シドニー丸	〃	一、二〇〇	〃	天龍丸	清水	二、〇〇〇
〃	東花丸	清水	一〇〇	九日	大洋丸	〃	二、五〇〇
〃	六山丸	大阪	一五〇	〃	宮崎丸	神戸	三、〇〇〇
〃	ハルビン丸	〃	七六〇	〃	長崎丸	〃	二、〇〇〇
〃	海静丸	神戸	一〇〇	〃	天龍丸	〃	二、〇〇〇

合計

二萬二千人

第四節 朝鮮人の保護

一、朝鮮人保護の概況

震災後間もなく流布せられたる流言蜚語は「流言蜚語と自警團」の節に記述したるか如く、當時之等の流言は關東一帯の地に波及し、就朝鮮人暴行の謠言は罹災民を極度に昂奮せしめ事態頗る危機に瀕したるものあり、當時通信機關杜絶したるも、或は傳令に依り、或は報告のため出縣し來りたる署長、又は署員に對し朝鮮人保護の全きを期すへきことを命したるか、之より先き各警察署に於ては、地方の情勢に依り其の必要を認め、多くは警察署の一室に收容し、焼失警察署に於ては寺院又は學校等に之を收容し、食を與へて保護し、或は雇傭主又は所謂親方等に對し、保護すへきことを命する等最善の努力を盡しつゝありたるも、昂奮せる民衆は動もすれば、常規を逸し、相争闘して多少遺憾の事態を出現したる事なきにあらざりしも、其の間に處し警察官中には、或は死を賭して之を救護し、或は奇智を用ひて多數の朝鮮人を危地に救ふ等、大に活躍したるか、人民中にも能く周囲の迫害に堪へ、若は危険を冒して遂に之を自家に隠匿して保護の全きを期したる者尠ならず、而して鮮人の大多數は各警察署に收容し、後ち横濱市内各署及鶴見、川崎兩警察署に於て保護中の者は當時横濱港内に碇泊中の華山丸（神戸市鈴木商店の所有船にして救護品を回漕し來りたる汽船なるか、九月九日より十月五日迄無償提供せられたるものなり）に七百二十三名を收容し水陸の交通を断ちたるため、少數の警察官にて保護の好果を收め得た

ると共に、鮮人も安神して官憲の保護に服従したるか、日時の経過に伴ひ下船を希望する者、又は震災前の雇傭主又は親方より使用方の申出ありたる爲め、本人等の希望を聴取して下船解放したるか、警察署によりては警察使用人と記したる腕章を與へて、自他に危険なからしめたるものもあり、又中には歸鮮を希望するものもありたるを以て、之等は各警察署及朝鮮總督府の出張員等に於て夫々便宜を與へ歸鮮せしめたるか、保護歸鮮人員は六百五十四名に達し、其他のものは秩序の回復に伴ひ、縣下各地に於て勞働に従事するに至れり。

計	區分						收容場所							計	現 在
	高津署	鷓見署	戸部署	神奈川署	華山丸内	港内	高津署	鷓見署	戸部署	神奈川署	華山丸内	港内	計		
672	7	1	7	17	640	640	7	1	7	17	640	640	640	640	
73	1				63	63	1				63	63	63	63	
745	8	1	7	23	703	703	8	1	7	23	703	703	703	703	
17				6	11	11				6	11	11	11	11	
9					9	9					9	9	9	9	
26				6	20	20				6	20	20	20	20	
1					1	1					1	1	1	1	
1					1	1					1	1	1	1	
271					271	271					271	271	271	271	
12					12	12					12	12	12	12	
233					223	223					223	223	223	223	
16		1			15	15		1			15	15	15	15	
16		1			15	15		1			15	15	15	15	
22					22	22					22	22	22	22	
22					22	22					22	22	22	22	
117					118	118					118	118	118	118	
17					17	17					17	17	17	17	
135					135	135					135	135	135	135	
141			6		135	135			6		135	135	135	135	
12					12	12					12	12	12	12	
153			6		147	147			6		147	147	147	147	
17					17	17					17	17	17	17	
4					4	4					4	4	4	4	
21					21	21					21	21	21	21	
602		1	6	6	589	589			1	6	6	589	589	589	
55					55	55					55	55	55	55	
657		1	6	6	644	644			1	6	6	644	644	644	
70	7		1	11	51	51			7	1	11	51	51	51	
18	1			9	8	8			1		9	8	8	8	
88	8		1	20	59	59			8	1	20	59	59	59	

備考

- (1)、九月十九日神奈川署及收容者中、男六名ハ希望ニ依リ解放内地人親方ニ引渡シ勞働ニ従事セシメ、殘男十一名女九名計二十名ハ華山丸ニ收容ス故ニ華山丸ノ同日現在ハ男六百五十一名、女七十二名、計七百二十三名ナリ夫レカ爲メ十月一日現在ノ神奈川署ノ二十名ハ事實ニ於テハ華山丸ニ殘存セルモノナリ
- (2)、九月二十三日解放者中、男二百十名、女十二名、計二百二十二名ハ横須賀海軍工廠へ引渡シタルモノナリ
- (3)、其ノ他ノ解放者ハ各親方及保護者ノ懇願ニ依リ内地ニ於テ勞働ニ従事スベキモノナリ

計	九月二十九日現在数						解放							計	十月三日現在
	高津署	鷓見署	戸部署	神奈川署	華山丸内	港内	高津署	鷓見署	戸部署	神奈川署	華山丸内	港内	計		
157			7	1	143	143							143	143	
32			1		31	31							31	31	
183			8		174	174							174	174	
9					9	9							9	9	
10					10	10							10	10	
19					19	19							19	19	
128				1	127	127							127	127	
20					20	20							20	20	
148				1	147	147							147	147	
6	3	3											6	6	
12		13											12	12	
18	3	15											18	18	
20	3	3	7		7	7							20	20	
14		12	1		1	1							14	14	
34	3	15	8		8	8							34	34	

備考

- (1) 十月二日朝鮮總督府ノ幹旋ニ依リ華山丸收容人員希望者百二十九名櫻島丸ニ移乗同日午後二時出帆歸鮮セシム
- (2) 同日華山丸收容人員中三名ハ病氣ニ付治療ノタメ横濱社會館ニ移轉收容ス
- (3) 同日華山丸收容人員中十五名ハ取調ノ必要上神奈川署ニ移轉收容ス

横濱附近ノ收容鮮人調

(其三) 十月三日以後ノ分

收容場所	十月三日現在人員			解 放			現在人員		
	男	女	計	十月四日	五日	十四日	男	女	計
港内	7	1	8	7	1	8	7	1	8
華山丸	7	1	8	7	1	8	7	1	8
高津署	7	1	8	7	1	8	7	1	8
神奈川署	3	12	15	3	12	15	3	12	15
横濱社會館	3	1	4	3	1	4	3	1	4
計	20	14	34	7	8	15	3	1	4

備考

- (1) 十月四日解放セシ八名ハ高津署管内ニテ勞働ニ従事セシメタルモノ、十月五日解放ノ八名ハ華山丸ニ搭乗セシ儘本人ノ希望ニ依リ神戸市迄無賃輸送セシモノ(現在大阪府下ニ居住勞働ニ従事中) 十月十四日解放ノ十五名ハ朝鮮總督府發行ノ證明書ヲ給シ鐵路歸鮮セシメタルモノ
- (2) 殘員三名ハ引續キ社會館ニテ治療中ナルカ經過良好ニシテ間モナク退院

歸國鮮人送還狀況

(十一月二日調)

- 一、單獨歸鮮者 二百五十八名
 - 二、本縣に於て朝鮮總督府の證明書を交付し歸鮮せしめたるもの 百 十 名
 - 三、朝鮮總督府出張員より同證明書を直接交付歸鮮せしもの 七 十七 名
 - 四、朝鮮總督府の幹旋に因り朝鮮郵船櫻島丸にて朝鮮へ直送せしもの 百 二 十九 名
 - 五、横須賀海軍工廠の幹旋に因り朝鮮總督府の證明書を交付歸鮮せしめたるもの 八 十 名
- 合 計 六百五十四名

二、朝鮮人保護の一例

震災直後の混亂時に際し、壓傷者の救護、避難民の指導、火災の防止等に殆ど精力の限りを盡し、尙疲勞と饑餓を醫するの暇なきのみならず(横濱市内の警察官は一晝夜以上食を攝らざるもの多數なり)多數警察官中には殆ど家族の避難地すら知るに由なく、又甚しきに至りては老母、又は妻子の死を聞くも之か急に赴く能はざる内に各種の流言蜚語盛に流布せられ、之を放任するときは異常の不安は益々悪化するのみならず、時に或は殺傷等の事件頻出するを以て鮮人の保護警戒の緊要なるを認め、各地共夫々努力する處ありたるか、當時の民衆は謠言を輕信して昂奮其の極に達し、官憲の説得も容易に民衆の容るる處とならず、其の間に處し或は死を踏して、多數の鮮人を救ひ、或は奇智を用ひて鮮人を死地より救ふ等、處と時とを異にし、大なる活躍をなしたるもの實に

渺なからざるものありき、今二、三の事實を記して以て當時の一斑を窺ふの資と爲すこととせり。

川崎警察署勤務
巡查 岡田 信親

大正十二年九月一日の大震災の際は非番に相當し、自宅にありたるか、署長の當非番全員召集の命を受くるや直に出署して火災の警防、人命救助に従事したるか、其時既に川崎方面に於ては横濱及東京に火災發生したる報傳はり、次之に關して同方面より避難し來る者、何れも異口同音に朝鮮人に關する不穩なる流言蜚語を放ちたる爲、人心の不安極度に陥り、住民は警察署の諭示あるにも拘らず、自衛自警の爲と稱し二三十名乃至四五十名一團となり、各町村又は字部落内に於ける樞要の箇所を張込み通行人に對する警戒を始めたるを以て、川崎署に於ては止むを得ず、各民衆をして過ちなからしめんとして之に對し嚴重に警戒せり、茲に於て同巡查も亦命を受け九月二日午前六時より川崎町の東端字八丁囀に出張之か警戒中、同午後五時三十分頃朝鮮人十名田島町字小田方面より來りたるを早くも之を認めたる群集は、俄に殺氣を帯び不穩の言辭を弄し、將に暴行を加へんと爲すにより同巡查は極力之を制止したる上、之を保護し、同所より約八丁餘り隔てし川崎警察署へ護送すべく、川崎町字砂子百二十番地長谷川勘十郎方前國道に差かゝるや、數十名の群集は前路を遮斷し、後方八丁囀より追隨し來りたる群集と相呼應して不穩の行動に出てんとする傾向あるに進退谷まり、對策焦慮中群集の一人は竹棒を以て一鮮

人の頭部を毆打したる爲め、該鮮人は極度に恐怖して突然同巡查の腰に縋り付き、救助を求めて悲痛の言を發したり、同時に他の鮮人等も亦危懼戰慄し、生きたる心地なく、同巡查を唯一の頼とし、其周圍に集るのみなり、一面數百名の群集は勢を得、其前後を取捨きて同巡查の制止するをも聽かず暴行を加へんとし、果ては鮮人を擁護する巡查より先に處置すへしと罵り、己に同巡查に危害を加へんとせしかは、同巡查は絶體絶命最早此上は如何ともする能はずと觀念し、直ちに抜劍して群集に對し叱呼して曰く、此鮮人等か果して不逞なりや、否やを辨へず暴行を加ふるは甚た不都合なり、殊に警察官に對する不穩なる言辭は許し難し、路を開かば可し然らざれば之を以て酬ひんと叫び、群集の突出したる竹棒を劍を以て拂ひ除け威嚴を示したるに、群集は同巡查の威に辟易遠巡して容易に路を開きたり、依て同巡查は刀を納め鮮人等を促し、急き本署へ護送し、其職責を完ふせり。

(功勞者事績概要抜萃)

戸部警察署勤務
巡查 足立 喜代治

九月二日の午後鮮人に關する不穩なる流言一度傳はるや、住民中昂奮の余り輕舉妄動に出づる者あるやの聞へありたるを以て、部内居住紡績職工鮮人李基兩以下二十一名を工場南側空地の一隅に避難せしめ、自は他に轉じて警戒中何者か之を探知し、數百名來襲し、不穩の行動に出てんとする者あるを聞くと、同巡查は直に現場に馳せ付け、無抵抗の鮮人に對して不穩の行動あるへからすと制止し、鮮人に對しては内地語に通する李基兩を通し

安全に保護すへきに付少しも憂ふることなく、一切を自分に委すへしと言ひ含め、更に又群集に向ひ、此等鮮人は不逞の徒に非ず、従つて何れも諸君の杞憂するか如き秩序を紊すこと絶対になきを保證す、一切を自分に委すへき旨懇諭し、熱誠面に現はれたるを以て、流石の群集も安倍の色を現し、漸次退散し、之を安全に保護することを得たり、然るに其後間もなく保土ヶ谷町字峯小學校の大工小屋に避難せる鮮人十名に對して暴行を加へつゝあるやの噂を聞き、同巡査は急遽馳せて現場に到れば、群集は大工小屋を包圍し、將に不逞の行動に出てんとする際なりしを以て、直に群集中に身を投し、萬難を排して之を制止し、遂に之を安全に保護することを得たり。

(功勞者事績概要抜萃)

朝鮮人下手を下すなら先づ我輩より片付けよ

(中島司著震災美談より抜萃)

(中略) 二日の早朝、誰れ言ふとなく、横濱では地震を勿怪の幸に不逞鮮人數千群をなして、家に火を放ち、貨財を掠奪し、人命に危害を加へ、婦女を凌辱し、井戸に毒を投するなど、あらゆる殘虐を恣にして居る、そして彼等は帝都を指して殺到すべく、程なく此處へやつて來るから氣を付けよとの警告か疾風のやうに耳から耳へ傳はつた

(中略) 九月二日の正午頃であつた、燒きつけるやうな炎天に、汗みとろとなり、息せききつて横濱方面から避難して來た支那人と覺しき四人連か鶴見停車場に近い豊岡といふ所で井戸を見つけ、代る代る釣瓶に口をつけて渴を癒やして居た、彼の中に怪しげな二本の壺を携へた者があつた、此の光景か折しも鶴の眼鷹の眼で警戒をして居た、民衆の眼に入らない筈はない、怪しいぞ、的きり朝鮮人に相違ない、あの壺の中味は毒藥だ、それ引つ捕へろ、と民衆は狂氣の如くその人達をおつとり巻き、有無を言はせず警察へ連れて行つた、署長はしめ署員一同か野天に陣取つて居る所へ引つ張つて來て「此奴等か豊岡の井戸へ毒を投げ込んだから調べて貰ひたい」と言ふので、大川署長は「宜しい」と答へて直くさま四人を取調べた、彼等は横濱在住の支那人で震災に追はれて遁れ出し東京方面へ避難し行くところであつた、中には怪我をして居る者もあつた、「これは中華民國の人達だ、誤つて外國人に危害を加へたら面倒だぞ」と、署長は早速負傷者に手當をさせ、民衆に對しては朝鮮人でない、そして携へた壺の中は毒藥でないことを告げたか、極度に昂奮せる民衆は更に署長の言葉を信じない、何と言つても毒を入れたに相違ないと立ち騒いで始末におへない、そこで署長は「よし、諸君かそれほと疑ふなら、我輩か此の壺の中味を飲んで見せよう、そうしたら毒藥か否かか判る譯だ」と、兩方の壺に入つて居る液體を並み居る群集の目前でグツと一息に飲んで見せた、素より署長には確信があつたので、之より先き署長は、二本の壺を調べて、一本の中味はビールで、他の一本のは支那醬油であることを確かめて居たから、群集の前で少しの躊躇もなく、ガブガブと飲んでみせることかできたのである、高い所につゝ立つて平氣の平左でビールの方はうまかつたらうか、醬油はさすがに飲みつらかつたらうーゴクリゴクリやつて居る署長の態度に、群集も疑念を擧げず、さては毒ではないのかと安心した

時刻が移ると共に、朝鮮人に對する、民衆の警戒は益々嚴重となつて、鮮人と睨んだ者は片つ端から警察へ引つ張つて来た、手負ひの者も尠なくなつた、大川署長は、此の調子では、とんな間違ひか起るかも知れないと心配して、管下の住民を出来るだけ多數寄せ集め、自ら一場の訓諭を試みた。

(中略) 民衆の手に捕へられて警察署に連行される鮮人が陸續と踵を接し、署内に收容できないほど多數に上つた、大川署長は、是等の鮮人は何れも良民た、危険な人物は居ない、よし不逞漢か居たにせよ、警察に收容する以上何事を爲し得やうぞ、諸君安心して宜しいと、百方説得に努めたけれども、群集はなかなか承知しない、何とか始末して仕舞へと追つて已まなかつた、警察署の構内には收容しきれぬところから、總持寺境内に移して警察が全責任を以て監視することにした。

三日に至つて地方住民の朝鮮人に對する反感は益々高まつた、此儘に打ち棄て置ては由々しき大事に至ることを署長は心痛した、一方土地の有力者達からは、此際一刻も早く總持寺に保護中の鮮人を放逐して貰ひたい、若し彼等が一團となつて、兇行を働らく時は、土地の不幸此上もないから、一人も残さず此鶴見から追ひ拂つて貰ひたいとの強硬な要求もあつた、併し署長としては、何としても其の要求を容れることはできない、何故ならば朝鮮人横行の噂は次第に高く、民心は極度に激昂せる際だから、若し收容中の彼等を手放したか最後、彼等の身の上はとうなるか判らない、中には妻子を擁する者もある、混亂の場合一律に鮮人は不逞者と見られて、民衆のため迫害されんとするを、人道の上より座視するに忍びない、此の場合たとひ自分を犠牲としても、飽くまで彼等を保護するは、己れの職責であり、また人道に忠なる所以であると、大川署長は茲に決死の覚悟をしたのである。

(中略) 灼熱の體に憤怒して居る民衆は、署長の警告は少しも耳を藉さなかつた、千人もそれ以上の群集は警察署を包圍して今にも暴行を働かんとする氣勢を示した、萬事休す矣、今は鮮人の保護とてか、署も署員も危機に瀕した、最早議論の餘地はない、署長は早やこれまでと決心した「よし、君等か我輩の言ふ條理を解し得ないなら、今は是非もない、鮮人に手を下すなら下して見よ、憚りながら大川常吉が引き受ける、此の大川から先きに片付けた上にしろ、われわれ署員の腕の續く限りは、一人たつて君達の手に渡さないぞ」と大聲叱呼して群集を睥睨した、署長の何物も投げ出してかゝつた覺悟の前には目に餘る烏合の衆も無下に手出しもならず、暫しさよめいて居たか、やかてその中から代表者數名か評議の末「それなら鮮人一同を責任を以て署内に預つて貰はう、その代り一人でも脱出した時はとうして呉れるか」と署長に詰め寄つた、署長はその大きな拳で胸板を叩き「我輩も男た、若し一人でも此處から逃走した者かあつたら、我輩潔く君等の前で割腹して申し譯をする」昂然として言ひ放つた。

(中略) かくて三日の午後六時過ぎに、やつと安心して朝鮮人達を署内に收容することかてきた收容人員は朝鮮人二百二十名、支那人七十名、是等の人達に對し、四日の朝署長より是れまでの顛末を説明し、最早充分安心して宜しいと言ひ渡した時は、生きた身そらもなく、互に寄り添うて慄へてゐた一同齊しく起立して感謝したの

てあつた。

(中略) 九日には鶴見署に收容の鮮支人全部―此時は三百一名になつて居た―を潮田の淺野造船所岸壁から汽船華山丸に收容することとなり、絶對安全の保障かてきたので、大川署長は初めて物と太息をついた。

三、個人の朝鮮人保護の一例

震災の慘禍を受けつゝある部民が尙同胞愛の觀念と人道上の見地より危険を冒して鮮人の保護に努めたる美談は蓋し尠しとせず、今其幾例を敍して其の一斑を知るの資に供す。

(一)、本籍、神奈川県筑郡二俣川村字今井一、〇六一番地 農

住所、全 右

消防組頭 清水喜代

當四十二年

本籍、香川県大川郡石田村字石田一五一番地

住所、神奈川県筑郡二俣川村今井一九一第地

土工 國方登

當三十八年

右兩人は震災當時保土ヶ谷町にて土工に従事せし鮮人四名か、九月二日前記國方の住宅に避難し來りたるを保護中同日夕刻同地方多數部民來集し「該鮮人四名は不逞の徒なり一時之を隔離するの要あるを以て之を引渡すべし」と強要したる處、兩人は之に對し該鮮人は良民なり、之を引渡すことを得ず強て引渡を受けんと欲せば署長の許可を受け來るへし、然らされは當部落民全體の相手となるも引渡すことを得ずと威嚇して手を觸れしめずして保護を全ふし、全月五日人心平常に歸するや、保土ヶ谷町舊備主方に送り届けたり。

(二)、本籍、神奈川県足柄下郡宮城野村九四二番地

住所、全 上

植木職

宮城野村長 瀬戸花吉

明治元年二月生

右者震災當時居村字強羅箱根土地會社に傭はれて勞働に従事中なりし、鮮人三十三名か突然失職して進退に窮し、加ふるに鮮人に關する流説頻りにして人心極度に昂奮し、且村財政の前途を憂慮する村民多く反感あるを省みずして、金五十圓及白米一斗五升其の他の副食物を與へて慰安に資し、無事歸鮮の途に就かしめたり。

(三)、本籍、東京市日本橋區濱町二丁目一二番地

住所、神奈川県足柄下郡仙石原村一、二九〇番地

旅人宿營業

吉 田 よ し

文久元年十二月生

右者九月四日箱根土地會社に於て勞働に従事中の鮮人三十三名が歸鮮の途次其の居宅前に來たるを見るや、直に炊飯して空腹を満たさしめ、且辨當を携行せしめ、懇々加はりて出發せしめたり、誠に一老女の篤志行爲として感すへきことなり。

(四)、本籍、山形縣南村山郡堀田村字成澤

住所、横濱市中村町一、四二一番地

木賃宿營業

鈴 木 作 治

當 四 十 六 年

右者震災當日一勞働鮮人(趙漢奎)か其の居宅類焼して避難場所さへなくして彷徨するを見當時流言蜚語旺んにして危険を伴ふをも顧みず、之を自宅に連行して九月十九日迄保護したり。

(五)、本籍、横濱市瀧頭町八八番地

住所、横濱市井土ヶ谷町七四一番地

染物業

佐 々 木 金 藏

右者震災に際し鮮人李德外一名を自宅に收容して救護中、鮮人に關する流言類々と起るに連れて血氣の若者數

名來り、不逞鮮人なりとて引渡を強要せしも頑として應せず、且内一名の鮮人は火傷を負ひて難澁し居るを見て懇切なる手當を與へ、九月九日に到る迄保護を完ふしたり。

(六)、本籍、横濱市野毛町二ノ八〇番地

住所、全 花咲町五ノ六九番地

人夫請負業

小 西 松 太 郎

明 治 十 六 年 五 月 生

右者震災に際し已か居宅焼燼し、困難なるにも拘はらず、應急假小屋を建設して避難鮮人趙宗植外七名を收容し、且内二名の負傷者あるを見て懇々川崎町に到り藥品を購入して手當を加ふる等、當時各種の流説の爲め時々危険の來るをも顧みず保護を全ふしたるものなり。

(七)、本籍、神奈川縣橘樹郡潮田町潮田二、一九七番地

住所、全 右

土木請負業

松 尾 嘉 右 衛 門

當 三 十 三 年

本籍、全縣 全郡 田島町下新田

土木請負業

渡 邊 三 三

當四十二年

右兩名は九月二日午後四時三十分頃居住鮮人工朴道元外十八名の鶴見總持寺境内に避難したるを見て諸種の浮説に激昂せる部民か包圍し、將に危害を加へんとするを制止し、身を挺して之を説破するに努力したるのみならず、町民の反感をも顧みずして該鮮人に對し其の糧食の一部として米五俵を贈與したり。

(八)、本籍、神奈川県橋樹郡田島町渡田一、〇四八番地

住所、全 鶴見町一、九三三番地

田島町助役 栗谷三男

當三十三年

右者震災に際し居住鮮人元委錫外百八十三名か一時失職困難の折柄更に各種の流説に益々危険の迫りつゝあるを見て町内各所に群集せる部民に對し、善良なる鮮人は人道上極力保護の要ありと力説して妄動を戒め、且一部民の反感あるにも不拘假設「バラック」を建設して李東華以下約三百名を收容して寢具並に食料品を供給し、幹旋して能く救護を全ふしたるものなり。

(九)、本籍、神奈川県橋樹郡潮田町潮田一、三一四番地

住所、全 右

土木請負業 中山助次郎

當四十八年

右者九月三日午後三時頃潮田橋際に於て鮮人二名か同地自警團員等多數人の爲め、將に暴行を加へられむとしたり。つゝあるを見て、懇々其の不心得を説き、該鮮人を鶴見分署に同行して保護方申請し、遂に身命を全ふせしめたり。

(一〇)、本籍、京都府丹江郡上和田村字市場四四番地

住所、神奈川県橋樹郡潮田町潮田一、二〇九番地

土木請負業 山口政吉

當五十年

右者九月三日午後六時より鶴見町花月園前に於て通稱金川なる鮮人か衆人の爲め歐打せられつゝあるを見て、挺身鎮撫に努め己か身の危険なるを顧みず遂に保護を全ふしたり。

(一一)、本籍、宮城県互理郡大熊村字蕨一五番地

住所、神奈川県橋樹郡田島町渡田一、九四〇番地

建築請負業 鈴木虎助

明治十一年十二月生

本籍、愛知縣幡豆郡一色村字赤羽根下郷中九九番地

第二編 警備及救護施設の概要 第九章 救済及保護

住所、神奈川縣橋樹郡田島町渡田一、八六五番地

土木請負業

高

須

榮

吉

明治二十一年一月生

右兩名は震災に際し田島町字渡田濱居住鮮人朴巨石外約百三十名に對し、衆人諸種の流言蜚語に激して迫害を敢てせんとすを身を挺して鎮撫し、且食糧其他の配給に努力して遺憾なからしめ能く其の保護を全ふしたり。

第五節 外國人の保護

一、概 説

震災當日縣下に在留せる外國人にして震火災の慘禍を受けたるは、中華民國人四千九百九十四人、英國人一千四百二十一、亞米利加人八百五十四人、露西亞人四百六十五人、獨逸人二百四十七人、佛蘭西人百五十九人、瑞西人百三十人、印度人百十六人、其他外國人を合し八千六百九十九人、内死亡者一千八百三十一人、傷者二千三百五十八人、行衛不明者千〇七人、計五千九百九十六人の多きに達したるか、傷者にして我救療團體の救療を受けたるは、延人員約二百九十三人、病院其他に收容救護せる傷病外國人は延人員二百十四人にして、其他は震災勃發當時横濱港に碇泊中の外國船に難を避け、船内に於て救護治療を受くると共に其多くは海路神戸に避難せり而して在留外國人の死傷者比較的多かりしは、横濱市山下町の所謂支那人街は鐵骨を用ひず、然も建築後三、四

十年の歲月を経過したる煉瓦建々造物なりし結果、今回の如き強震に對しては殆と第一震と共に（横濱郵便局及横濱地方裁判所も全様なり）倒潰し、支那人の死傷者、行衛不明者、實に四千七百七十七名の多數を算するに至りしか、其主因にして其他の外國人死者は僅に二百八十九名に過ぎず、今當時に於ける救護状況を記すれば左の如し。

二、縣外事課の應急措置

在留外國人中には震災勃發と共に碇泊中の汽船に避難したる者相當數に達し、陸上避難者も尙餘震を怖れ、海上に避難する者が増加しつつあるを以て（歐米人多數を占む）縣外事課は汽船と連絡し、一般救護に當るの傍ら避難者の國籍、前住所、職業、氏名、死傷病者、震災後の家族關係及所在不明者の調査探索等を爲し、他方面の活動として警察署と連絡を取り、管下全般に亘り陸上避難者に對する所在搜索及海上避難者に對すると全様の調査探索を爲し、以て外人救護に奔走せり、而して海陸避難者に對しては必ず不斷の巡回により異動の調査を爲し希望其他の申出を聴取する事とし、以て物資配給其他一般救護に資すると共に諸照會の應答、郵便物送達等の利便に供せり。

三、外國人の避難

支那人を除ける在留外國人は前記の如く震災と共に官憲、公共團體等を煩す事なく、阪神地方其他へ轉出したるも、支那人の多くは市内隨所に避難し、川崎、鶴見方面其他郡部各所に散在する勞働者も亦諒しとせず（他管下よ

り避難し來れる者もあり而して彼等は稀少の者を除きては、一時歸國若くは他地方へ轉出の希望を有するを以て其意に副ふべく、専ら外事課其任に當り主として海路輸送に意を注ぎ、海軍當局、市役所、其他當事者と提携し、各避難箇所へは毎日課員を派し艦船出港時間便乗注意の周知方に最善の努力を盡すと共に艦船發航へも課員を配置し、便乗者の利便を圖る傍ら雜沓整理にも當らしめ、以て輸送を圓滑ならしめたるか、震災後十月二十五日迄の間に海路輸送によれる支那人は一、七二二名なり。

四、外國人の保護

震災後鮮人襲來の蜚語盛に流布せられ、外國人を脅威する事甚しく、且つ掠奪の報導等行はるゝに及ひ愈々不安の念を昂進せしめ、思はしからざる事象を表現せるか故に彼等の身體財産の保護警戒には特段の注意を拂ひ、外事課員は不斷の巡察を爲し、残存せる各國領事廳をも訪問し、必ず兩者の忌弾なき希望申告を聴取し、能ふ限り制規の手續によらず、彼等の意を容るる事とし、以て刑事課各署と相連絡し、目的の達成に励めたり、然り而して支那人は鮮人と誤認せられ易きを以て、其處ある者に對し安全を期する爲め、警察署に於て格別の保護を加へしめたるか、其數市部一、二四四名、郡部一〇四名なり。

五、外國人に對する配給

市部に於ては海上避難者は支那人一、二一人、其他一般外國人一、九六五人にして、陸上避難者は支那人一〇〇〇人、一般外人一〇九人なるか、海上避難者に對しては各收容汽船は三島丸、これあ丸、綾羽丸にして其收

容避難者は支那人一二二人、一般外國人六三名なり（他は外國汽船に收容す）而して陸上避難者は漸次其數を減し、九月六日現在に於て一般外國人九名、支那人五八四人にして一般外國人は日本人家屋に全居し、其給與を受け、支那人は新山下町本牧志成學校等に避難し、新山下町避難の者約五百名のみは市の配給を受くる迄は當港碇船中の大阪商船會社汽船バリ丸より握飯の施與を受け居たるの狀況なりしか、市役所の配給開始せられてより（九月三日事務開始六日より物資給與）一般に市民全様の配給を受けたり

郡部に於ては震災當日鎌倉、箱根、葉山其他に於て支那人一五三名、一般外國人五六〇人なるが、鎌倉海濱ホテルに於て震災當日より全七日迄一般外國人に對し無料宿泊せしめ、若くは食事提供を爲したる外（無料宿泊者延數四〇名提供食事一二〇食分）特段なる配給を爲したる模様なく、稀少の永住者を除きては災後日ならずして他に轉出せり

翻つて市内に於ては前顯の如く市の配給事務開始以來の狀況に視るに、凡て外人は本邦人同様の配給を受け生活しつゝありしか、歐米人は主食品を異にし、且つ配給方不知の向もある等の關係より彼等の意に副ふ能はずして根岸町鷺山在住獨逸人の如きは本邦外務省内外交團の補給係に顯出て、特に牛肉、罐詰、パン等の給與を受けたる事例あり、且つ市内在留者は秩序恢復に従ひ漸次増加の傾向あるを以て九月二十六日より市役所は外國人の分布上配給に便なる根岸町櫻道に特に外國人の爲に配給所を設けると共に、市内要所十四ヶ所に和英兩文の揭示を爲し配給の周知方を計り、神戸外國人救護團本邦救護局及濠洲日本救護團よりの救恤品を以て専ら救済に従事し、毎

日午前十時より正午迄の間受給者出頭して配給を受けつゝあり、而して市役所の本擧は總て郡部在留外國人の知る所となり、態々若くは來濱の序を以て配給を受くる者を生じ、開設以來十月二十五日迄に於て配給を受けたる外國人延數は左表の通り四千四百四十六名に達せり。

翻つて配給當初に於て受給者の家族數を検するに縣外事課の實地調査せる現存者數より多きを常とせるか故に内偵したる處、外妾奴婢の類か主人の名を藉り、不正に領得したる事實を發見したるに依り、縣外事課より家族關係を明にせる名簿を市役所に交付して斯る弊を芟除するを得たり、而して市役所に於ては當初外國人に對し何人にも給與を行へるも、十一月下旬以降に至りては現在無職にして生計の途なき者のみに配給を爲すに至れり。

配給シタル外國人延數		延數	國籍	延數
國籍	延數	國籍	延數	
英國	一五八六	ボルドガル	一六四	
獨逸	九九三	瑞典	四〇	
伊太利	一八〇	瑞典	八	
佛國	二七五	アルメニヤ	一九	
希臘	一九	支那	一三八	
エストニア	四〇	リトアニア	四〇	

米國	和蘭	爪哇	墨國	チエツクスロバキヤ	合計
二七六	三三三	三〇	三	一〇	四千四百四十六人
露國	波蘭	諸國	埃地	丁抹	
一六九	八	七一	三五	九	

六、外國人傷病者の救護

傷病者救護設備としては十月初旬に於て市部四四個所、郡部六個所に救護所を配置し、診療に従事せしめ、更に傷病者收容所を市内六個所に設け、専ら内外人の入院加療の要ある者を收容する事とし救療せり、而して縣外事課は各署と連絡を取り、外人所在個所の所在周知並に加療勸誘等に努めたり、當時外人に救療を受けしめたるは延人員に於て英國人三名、米國人九名、獨逸人八三人、佛國人六名、支那人二百六十名、露國人九名、印度人三名、計二百九十三名にして何れも横濱市内の救療所の救療なりとす。

駐日外國公館外國人團體又は個人の罹災救護狀況 (本邦人罹災者救護を含む)

駐日公館外國人團體は何れも震災の厄に罹り一時離散の状態にして個人とても自己の安全を圖るに急にして、他を顧みるの餘裕なかりしを以て、罹災者救護に従事するか如きは到底望む可らざる處なりしか、九月十九日よ

り救世軍士官英國人イー、ビー、ウッドは新山下町に外人救済事務所を設け、外國船より應分の物資を受け、罹災外人に與ふるの傍ら前縣市役所外人配給所の事業を扶けつゝありしか、九月二十八日入港の「ウエゼル」號にて神戸より外人震災救護團派遣員來演し、英國總領事代理「アール、ボルター」、米國臨時總領事「エヌ、デー、ジョンソン」を當地在留外國人、救護委員に英國人「シー、デー、メース」前記救世軍士官「ウッド」を副委員に推し「ウエゼル」號積載の救護品配給に參與せしむる事とし、市役所外人配給所の手にて分配したり。

尙罹災米國人救済機關として十月二十五日より米國總領事廳内に米國赤十字橫濱代表者を置き「ステワード」總領事米國人有力者「デー、エム、ラフリン」が其任に當る事となれるか、目的は差當り自活の途なき者に限り寢具食料品等必需品を給するものにして、其方法は受給希望者をして願書を提出せしめ、前記代表者が審査の上決定せり、而して給與の物資は悉く本國赤十字社より寄贈せられたるものなり。

七、海外救護團の状況

本邦震災の飛電至るや、迅速克く救済の實を擧げたるは米國にして、九月十五日御用船メリット號は食糧八百五十噸、醫藥百五十噸緊急病院用具等を積載、馬尼刺より入港し、十六日に至る間に於て御用船ベコス號醫務船ベンダー、ブラクホーク號も全しく馬尼刺より入港、全地赤十字醫師看護婦其他係官渡來し、全月十八日より市内新山下町一萬二千坪の地に内外人收容の目的にて緊急病院として天幕張二百五十の建設に着手し、竣工の上全月二十九日無償にて日本赤十字社へ引渡せるか、全病院は諸費用諸材料の價格等を合算すれば、約四十萬圓に達

せりと云ふ、尙係員は更に東京麻布高松宮邸内にも緊急病院を建設したるか、其材料は九月二十六日入港の御用船ソナム號にて輸送越せるものにして此等緊急病院建設並に救護に關係せる者は團長「フランク、アール、マコイ」將軍、建設部長「エッチ、ハンド」中佐、救護班監督「エフ、モーセ」大佐以下士官、下士卒、看護婦等を合せ二百八十六名にして「マコイ」將軍外七名は十月十九日拔錨の帝國軍艦木會にて、他は十月十四日解纜の御用船ソナム號にて何れも馬尼刺へ歸還の爲神戸へ向へり、其後十月二十五日迄の間に於て御用船二隻丁抹汽船等にて食料、衛生材料、建築材料、衣類其他多量の必需品を輸送し來り救恤に充てたるか、救恤品は主として米國赤十字社扱により寄贈せられたるものにして、本邦に於ける取扱機關としては米國赤十字社代表者ありて、東京築地聖路加病院長「アールビー、トエスラー」東京日本基督教青年會名譽主事「デー、エス、ヘルブス」東京セール、フレージャー、商會主「イー、ダヴリユー、フレージャー」、通信記者「ダヴリユー、ラムサー」等の米國人が其衝に當れるか「トエスラー」「ヘルブス」「フレージャー」は十月六日入港のプレシデント、ジエフアーソン號にて歸來し「ラムサー」は配給並に狀況通信の爲特に本國赤十字社より派遣せられたるものなり。

次に濠洲政廳に於ては九月四日閣議を開き、救恤費として日本金拾六萬圓支出の議を可決し、食料品、雜貨、毛織物、其他七萬八千四百五十三包を輸送の爲特に「アウストラル、マウント」號を派遣し、全船は十月九日入港せるか、全船には濠洲に於ける有力者にして今回の救護事業に盡力せりと稱せらるゝ「ダヴリユー、フアーマ、ホワイト」外三名の新聞關係者及陸軍大尉「ブロード、ベンド」塔乘し居りて、全大尉は主として救恤品配

給事務を擔當し、「ホワイト」外三名は配給事務を補佐するの傍ら震災地を視察する趣にて帝國ホテルに向ひたるを以て、配給方法は東京に於て講せられたる可し、其他救恤船として來航せるは佛國汽船コンヂェリー號にして、米及衛生材料等を積載九月二十三日佛領印度支那より入港せるか、當時佛國官憲存在せず、且つ在留佛國人(二名)其他に配給せる形跡なきを以て大使館と協定の上處置せるものと思料せらる。

以上の外自國公館罹災民の保護の爲入港せる軍艦あるも、英國總領事廳か「ダーバン」號「ホツクスブローグ」號等に假事務所を置きたる外、特記すべきもの無きを以て畧す。

勞農政府は浦壇に於て極東革命委員會及共產黨委員勞働組合委員の會議を経て極東在住露國人勞働者より十七萬金留を醸集し、代表以下九十二名より成る救護隊を乗込ましめ、救恤の目的にて浦壇より「レーニン」號を派遣し、全船は九月十二日當地に入港したるか、遺憾ながら九月十四日退去せしめたり。

區別	全	燒	全	燒	被害ナキモノ	計
公使館	二	二	一	一	一	三
總領事館	七	七	一	一	一	八
領事館	一九	一九	一	一	一	一九
其他ノ官公署	六	六	一	一	一	六

計	三四	一	一	三六
---	----	---	---	----

大公使館、領事館ノ罹災狀況

(其ノ二)

名稱	所在地	罹災狀況
秘露公使館	山手町	全燒
西班牙公使館	〃	〃
知利公使館	本牧町	被害ナシ
支那總領事館	山手町	全燒總領事長福死亡
英吉利總領事館	〃	全燒總領事代理タアリエーヘーグ及丸山通譯燒死
米國總領事館	〃	全燒總領事代理キルジヤハフ副領事セントクス書記アリ
露西亞總領事館	〃	全燒入江通譯燒死
墨西哥總領事館	山手町	全燒總領事ジヤン、ベカ負傷
知利總領事館	〃	全燒
玖馬總領事館	〃	〃
伯刺西爾總領事館	〃	總領事バラダフ燒死
獨逸領事館	〃	書記ジエーマルク燒死

佛蘭西領事館	一八五	〃	領事ポトリリジヤルダン死亡
瑞西領事館	九〇	〃	〃
葡萄牙領事館	七三	〃	〃
和蘭領事館	七五	〃	〃
伊太利領事館	五一	〃	〃
丁抹領事館	二〇九	〃	〃
西班牙領事館	二三	〃	〃
瑞典領事館	一二	〃	〃
チエツクスロバキヤ領事館	七四	〃	〃
諾威領事館	七五	〃	〃
秘露領事館	二五九	〃	〃
希臘領事館	七三	〃	〃
白耳義領事館	一八二	〃	〃
アルゼンチン領事館	一〇八	〃	〃
パナマ領事館	七四	〃	〃
芬蘭領事館	七〇	〃	〃

ペネズエラ領事館	一三	〃	〃
ボリビヤ領事館	九三	〃	〃
英國商務官署	一七二	〃	商務官エツチ、ホー死亡
加奈陀商務官署	五一	〃	〃
米國商務官署	二三四	〃	〃
佛國商務官署	六七	〃	〃
米國財務官事務所	七〇	〃	〃
米國船舶院	七三	〃	〃

第十章 憲兵隊警備隊其他の状況

第一節 憲兵の配置及活動状況

震災前に於ける本縣下の既設憲兵隊は、東京憲兵隊の隷下に屬する横須賀憲兵分隊と、之か配下に屬する田浦憲兵分遣所及横濱憲兵分駐所の二にして其の兵員は將校以下僅に四十名に過ぎざりしか、九月一日大震災突發して、關東一帯の地混亂に陥るや、東京憲兵練習所副官植木（鎮夫）憲兵大尉は九月三日神奈川方面警備隊附憲兵隊長として奥平（俊藏）少將の隷下に入り、翌四日午前十一時三十分憲兵下士以下四名を率ひ横濱港谷戸橋に

上陸し、直に市内櫻木町横濱市中央職業紹介所（最初の假市役所）三階に事務所を開設し、既設横濱憲兵分駐所長以下五名をも其の指揮下に入れ震災後横濱市に於ける憲兵活動の端を開き、小田原方面は九月六日豊橋憲兵隊三島憲兵分隊長袖岡（静太）憲兵大尉の下士二、上等兵八を率ひて崩壊激甚にして殆ど歩行不能の函嶺を越へて小田原方面に出動し、同地方一帯の治安維持の第一歩に入れり、而して憲兵隊は爾來漸次増員して縣下各地に配置し、警備隊及地方警察官と相協力して震災地警備のため絶大の活動を爲したるか、其の配備及活動状況を記述すれば左の如し。

第一 憲兵隊の配備

一、横濱方面

横濱方面は九月四日植木大尉の率ゆる下士以下四名の來着を最初とし、九月八日下士以下三名九月九日將校以下三十三名同十一日將校以下十二名之に既設分遣所員を合したるを以て、同十二日之等兵員を以て横濱市及其の附近に警備區域を定め臨時之を三區に分ち、憲兵分隊三個を設置して警備に當れり。

分隊名	分隊長	隊員
中央地區分隊	憲兵大尉 植木 鏡夫	下士以下 三十名
南地區分隊	同 有馬 虎雄	二十六名
北地區分隊	同 松原 良秀	二十五名

次て九月十二日憲兵准士官以下六名（中央地區分隊に配屬せらる）十月六日横濱憲兵隊臨時増置の軍令出て十月九日より憲兵隊本部を横濱市青木町に設置し事務を開設す、十月十日更に補助憲兵歩兵大尉牧野言賀以下將校二、准士官一、下士以下二百三十二名合計二百三十五名の配屬あり、依て十月十二日左表の如き編成を完結して各所に事務を開設す。

隊所名	假事務所ノ位置	長官氏名	兵員
横濱分隊	青木町上臺七九	大尉 松原良秀	下士以下 七十八名
日本橋分遣所	南太田町太田小學校内	特務曹長 高山茂忠太	二十名
戸部分遣所	伊勢町二獎兵義會内	軍曹 薄井三郎	兵 卒 十九名
御三宮分遣所	蒔田町八九八	同 木村徳助	兵 卒 十九名
根岸分隊	中村町一、四〇〇	大尉 有馬虎雄	下士以下 五十一名
蒔田橋分遣所	山手町二九	特務曹長 齋野平三	二十名
堀ノ内分遣所	根岸町坂下六六四	曹長 高木菊藏	兵 卒 十九名
本牧分遣所	本牧町牛込四、六四七	軍曹 諏訪部安太郎	兵 卒 十九名
神奈川分隊	青木町幸ヶ谷九一九	大尉 植木鏡夫	下士以下 五十一名
保土ヶ谷分遣所	橋本郡保土ヶ谷町帷子三二八四	特務曹長 北山勇作	下士以下 二十名
驛前分遣所	西平沼町二	曹長 高鹽岩太郎	兵 卒 十九名

東神奈川分遣所	神奈川町浦島	軍曹	川口兵造	兵卒	十九名
鶴見分遣所	橋本郡鶴見町鶴見五七	同	河野右衛	兵	十名

二、小田原方面

小田原方面は九月三日豊橋憲兵隊本部より將校一名を震災状況視察として、小田原町に派遣したるか、小田原方面一帯の震災被害甚なるを知るや、緊急警備の必要を認め、九月五日憲兵將校以下二、九月十日憲兵下士以下八名を増派し、之を大磯、國府津、厚木、方面に配置し、十月六日には國府津に將校以下七名、小田原に下士以下五名平塚に下士以下四名を配兵したるか、十月六日軍令に基く臨時増置あり、小田原憲兵隊の編成は十月十日完結し、同日憲兵隊長佐々木（格太郎）少佐以下要員の平塚町に到着したるを以て左の如く憲兵の配置を爲す。

小田原憲兵隊本部	長	少佐	佐々木格太郎	將校以下	十三名
小田原分隊	長	大尉	藤田四郎	下士以下	五十二名
國府津分遣所				下士以下	十四名
熱海分遣所				下士以下	十四名
箱根分遣所				下士以下	十四名

厚木分隊	長	少尉	米山猪重	將校以下	三十七名
秦野分駐所				下士以下	十九名
平塚分隊	長	大尉	袖岡靜太	將校以下	四十七名
大磯分遣所				下士以下	十九名

右の外地方住民の熱望により憲兵下士以下七名宛を以て、山北分駐所、真鶴分駐所、伊勢原分駐所を設置し、其の近傍の治安維持に任せしむ。

三、横須賀方面

既設横須賀憲兵分隊及田浦分遣所は震災以來其の衛戍地に於て不眠不休治安の維持、人命の救護等に活動し來りしか、十月六日軍令乙第十號に依りて藤澤憲兵隊設置せらるゝや、其の隸下に入り東京憲兵隊管下を脱し、左表の如く配置を爲したり。

藤澤憲兵隊本部	長	少佐	山口貞之助	將校以下	十四名
藤澤憲兵分隊	長	大尉	松本與三郎	下士以下	四十二名
茅ヶ崎分遣所				下士以下	十五名
下鶴間分遣所				下士以下	十五名
鎌倉憲兵分隊	長	大尉	服部盛次	將校以下	四十名

戸塚分遣所		下士以下	十五名
逗子分遣所			
横須賀憲兵分隊	長 大尉 福田 静太郎	將校以下	三十名
田浦分遣所		准士官以下	十六名
浦賀分遣所		下士以下	十五名

右の外地方住民の熱望に依り憲兵下士以下を以て三崎憲兵分遣所及大船憲兵分駐所を設置し、其の附近の治安維持に任せしめたり。

第二、憲兵隊の活動状況

一、横濱方面

大震災の被害區域中神奈川県下に於ては横濱市其の被害最も強烈にして、建築物の倒壊焼失は全戸数の八割に及び道路の破壊橋梁の焼失陥落、築港防波堤、棧橋岸壁の陥没亦尠からず、電車、自動車の残骸路上に横はり、且道路の大部分は家屋の倒潰によりて閉塞し、僅かに海岸通、櫻木町の一部を通行し得るのみ、唯見る全市一面の焦土にして憲兵の到着當時尙余炎隨所に上り、黒煙天日を遮り、死屍撒亂し、河川灣内に浮游する人馬の死体亦尠からずして、其の慘狀正視するに忍びざる状態にあり、一面飢に迫り、罹災者の食を求めんとする本能的行動は自然税關倉庫格納の食糧品、船渠會社倉庫貯蔵の外米に注目し、遂に同倉庫の破壊格納品の掠奪を恣にせるを初

めとし、殘存地の隨所に於て金庫破り、其の他の掠奪脅迫盛んに行はれ、各町内の自警團は各自刀槍を携へ殺氣横溢し、往々不法の暴力を良民に加ふるものあり、民心は極度の不安に陥り秩序全く破壊せられたり。

植木憲兵大尉は九月四日午後二時櫻木町横濱市職業紹介所三階に事務所を開設し、極力市中の情報を蒐集したるに、翌五日朝迄に得たる状況左の如し。

夜間各所に強盜横行し、根岸町方面には強盜犯數件其他全市に亘りて強盜事件頻發し、就中根岸方面中村町に居住する立憲労働党總理山口正憲は冲仲仕其他不逞の労働者數十名を糾合し、罹災民救護の名の下に物資の掠奪を企て僅かに震火災の難を免かれたる根岸競馬場附近其他の方面に兇器を携へ左腕に赤布を纏はしめたる團員を横行せしめ、該地方の人心恟々たるに加へて根岸刑務所を解放せられたる六百名の囚徒は全市を徘徊して強盜盜を働き、殊に山口一派は税關倉庫より多數の拳銃、獵銃を掠奪して各自之を携行し、強大なる暴力團體と化し、其の行動は全市の治安を益々壞亂せしむるを以て警察官と協力して之を逮捕し、黨員を解散せしむるの要あるを認め、之を憲兵司令官に報告し、一面部下全員を全市に活動せしめ、只管治安維持に努めたり、其の業務概ね左の如し。

一、九月四日より將校以下九名を以て税關倉庫、船渠會社倉庫、本町通、海岸通、山手町等主要建築物諸外國人居留地の燒跡を始め全市に亘り巡察警備を爲し、専ら金庫破り掠奪其他の犯人の跳梁を防遏し、横濱刑務所未歸監囚人の逮捕流言の取締に努めたり、當時は交通機關全く絶へ、道路閉塞し交通容易ならず、勤務者の

疲勞困憊甚しきものありたり。

二、市内各所に在郷軍人團、青年團等自警に任ずるも強窃盜燒跡の金庫破り等横行し、自警困難なるを以て軍隊の警備配置を懇願するもの多かりしを以て警備隊司令官に報告し、歩哨を配置し、又は間斷なく巡察を派遣して民心の安定に努めたり。

三、海岸谷戸橋附近は清水港並に神戸方面に避難せんとするもの前夜より集合混雜し、他府縣に避難の爲無賃乗車証明書の交付を受けんとして市役所に雲集し、混雜を極むるに依り警察官及派遣軍隊と協力して之を取締に服せり。

四、横濱刑務所は震災當時約六百名の囚人を解放せしか、未歸監二百餘名あり鮮人に關する流言と共に市民の恐怖甚たしきものあり、刑務所は現在收監人の一部二百八十名を海路名古屋に移送するに決するや、憲兵は歩兵隊の應援を得て乗船迄監視護送に任したり。

五、罹災民は横濱公園、南太田町、蒔田町、本牧町、青木町外八ヶ所に集團避難するものを始め寺院、學校、其の他殘存家屋に同居し、生活物資は市の配給品及親族故舊の配給し來る米麥により辛ふして充たしつゝあるも而も一般に物資豊富ならず、憲兵は之か状況を調査し、市當局警察當局と協力し、其の配給を圓滑ならしめたり。

六、警察は他府縣の應援に依り漸次警察力を復活し來りたるも、震災直後の印象去らず、且其力未だ充實せざり

し爲一地方の家宅搜索多數犯人の檢擧等には憲兵に於て警察官に應援し、又は共同搜索に任したり。以上は震災直後の業務の主要なるも九月十一日より十月初旬の状況次の如し。

イ、震災當時各所より掠奪せる贓品は殆んど全市に散亂し、殊に櫻木町、大江橋、辨天橋下流に集團緊留せる船中に多數の贓品ある事を探知し、九月十六日艀船約八十隻に對し一齊に船内捜査を行ひ、犯人三十二名贓品價格約三萬圓を檢擧押收し、檢事局に送致せり、檢事は直ちに拘留狀を執行したるも、刑務所の燒失に依り收容所無き爲憲兵は横濱市縣立工業學校の一室を借り受け、憲兵下士上等兵及補助憲兵計十二名を以て臨時拘留場を設け、十月一日刑務所廳舎の完成まで刑務所事務を繼續せり。

ロ、横濱中學校外敷校備付の軍用銃を自警團に持ち去られたるものを搜索し、學校に交付し、尙未回收のものを自發的に學校に返還せしむる様揭示其の他の宣傳を爲し、之か回收に努めたり。

ハ、横濱市南太田町貧民窟には税關倉庫等より掠奪せる贓品及學校備付銃器を隠匿するもの多きことを探知し、所轄伊勢佐木町署は十月十五日同所の家宅搜索を爲すに方り、憲兵軍隊の應援を求め來りしより、中央地區憲兵之に加はり多數の贓品及犯人を檢擧せり。

ニ、北地區憲兵分隊に於ては神奈川警察署と協同し、九月二十二日鶴見町、神奈川町方面の家宅搜索を行ひ、憲兵に於て贓品隠匿者百餘名を發見し、内狀情重き二名を事件送致し、他は微罪處分に附したり。

ホ、震災當時混亂に陥るや之を奇貨とし、不逞の徒は良民を脅迫し、非を遂げんとしたるもの尠からず、被害者

は後難を虞れ、黙認せるも秩序の回復に伴ひ地方警察と協同し、之等に對する嚴重なる取調を行ひ情狀重き者は事件を検事に送致し、輕き者は將來を戒め微罪處分に附せり。

へ、横濱市大岡町横濱商工實習學校に於ては震災當時附近住民に學校備付の銃器及教育用諸器械類を持去られ、回收不能なるを以て取調方願出あり、十月四日中央地區分隊より憲兵特務曹長以下十六名出張附近家宅の捜査を行ひ、軍用銃十三挺外器具類百餘點を發見し、犯人二十二名を検擧したるも嚴重將來を戒め、微罪處分に附せり。

ト、九月十三日□國汽船□□□號は醫師、看護婦、衛生材料其の他の救護品を積載し、横濱に入港したるも、當時上陸を禁止せられたるに、同夜午前二時弱かに一部船員を上陸せしめたる形跡ありとの通報により、憲兵全員を海岸に出動せしめたり。

チ、米國汽船メリット號に天幕衛生材料を積載し、九月十五日入港し、山下町に野戰病院を開設し、一般の施療に着手すると同時に乗組員多數上陸市内を往復するを以て外人係特務者を以て之を保護せしめたり。

リ、憲兵軍隊の犯罪檢擧は震災當時掠奪に參與せし多數犯人に一大脅威を與へ、贖品を路傍に投棄するもの全市に亘り殊に分隊、分遣所を新設せる附近に甚しきものあり、多くは税關倉庫被害の羊毛並羅紗毛糸類なるを以て憲兵は各町自警團をして可成自警團詰所に取纏めしめ税關に連繫し、税關は各方面に之か回収を行ひたり

ヌ、其の他各地區毎に犯罪の捜査、流言の抑壓、要觀察人の行動觀察に任し、特に巡察を各所に派遣し人心の安定に努めたり。

二、小田原方面

一、九月三日三島憲兵分隊より派遣せられたる憲兵下士以下二名は野戰重砲兵聯隊の斥候と協力し、小田原御用邸並に閑院宮殿下御別邸の御警戒に服し、災害狀況を詳かにして之を報告せり。

二、九月五日真鶴方面に鮮人約七百名入込み内地人と衝突したる旨聞知し、小田原派遣憲兵出張調査に任したり

三、九月七日以來騎馬憲兵六騎を以て小田原及附近町村を巡察し、地方人心の安定並に治安維持に任したり。

四、九月九日酒匂川橋梁軍用電線切斷犯人及其の他の地に於て軍用電線を窃取したる犯人四名を検擧したり、全日憲兵を厚木及松田總領方面に派遣し、狀況調査に任したり。

五、九月十一日小田原方面船人夫同盟罷業決行の兆あるを探知し、憲兵出張之を説得して就業せしめ事なきを得たり。

六、九月十二日小田原紡績職工不穩の兆ありしを以て之か警戒に任し、事なきを得たり。

七、九月十二日小田原町谷津附近及早川橋梁上に於ける軍用電線窃取犯人を検擧せり。

八、九月十三日平塚海軍火藥廠の震災狀況調査と共に同方面に於ける流言蜚語の取締其の他の警戒に任したり。

九、九月十四日國府津町民約五十名は救助米分配等に關し、全町長の處置に不満を抱き、兇器を携へて町長宅に

押寄せたるより憲兵を急行せしめ、地方警察官と協力之か鎮定に任し事なきを得たり。

二〇、九月十五日以降憲兵は軍隊對地方關係及軍紀風紀を取締り、且つ專任特務憲兵を以て高等警察に關する特別視察を行はしめたり。

二一、十月六日小田原憲兵隊設置せらるゝや、神奈川縣中郡、愛甲郡、津久井郡、足柄上郡、全下郡の治安維持及復興促進の爲憲兵は不眠不休の努力を爲したり。

二二、大正十三年一月十五日午前五時五十分再度の強震あり、憲兵は直ちに各隊所管内の救護、被害調査に任し乗馬、自轉車、「サイドカー」、自動車等を利用して敏速に應急處置を執り一般民心をして何等憂慮する所ならしめたり。

三、横須賀方面

一、既設隊横須賀分隊の活動状況

横須賀憲兵分隊長山口貞之助は九月一日勃發したる大震災に際し、事態容易ならざるを看取し、分隊並に分遣所毎に全員の非常呼集を命じ、其の集合するや、衛戍司令官より配屬せられたる補助憲兵三十名を以て咄嗟の間に概ね警備班、人命救護班、防火班及司法高等警察班に分ち、之に各々准士官又は曹長若は軍曹を指揮者として平素軍紀の下に統御せられある憲兵の威力警察を以て、普通警察官を積極に援助し、非常時に於ける治安維持は勿論震災直後に於ける混雜の防制、避難の誘導、人命の救護、犯罪の豫防、流言蜚語の抑壓

人心の鎮撫其の他の一般の警戒に努力せしめたり。

二、増置藤澤憲兵隊の活動状況

十月六日軍令陸乙第十號により臨時増置藤澤憲兵隊を設置せらるゝや、隊長山口少佐以下各幹部は急遽藤澤町に集合し、各地より集中する憲兵及補助憲兵を藤澤、鎌倉の新設憲兵隊其の他憲兵分遣所、分駐所に分布して速かに治安維持上各種の警察務を執行せり、而して當時未だ復興緒に就かず、事務所に充當すべき家屋なきが爲、天幕を用ひ村落露營式にて多大の苦心と困難と戦ひ以て地方の警備救護、民心の安定に努め以て地方復興を促進せり、而して藤澤憲兵隊の管區は廣汎なるも、憲兵及補助憲兵共苦痛を顧みず、不眠不休の状態にて活動を續けたりしは、一に平素の修養並訓練の結果にして、其の功績顯著なりしは地方より「憲兵來る」と歡呼を以て迎へられたるに徴するも明かなり、殊に藤澤町、鶴沼及三崎に於ては最初憲兵分駐所を設置せざりしか、同地方民憲兵の設置を請願するを以て三崎には横須賀分隊より、鶴沼には藤澤分隊より臨時分駐所を設置し、同地方の警備に任せしめ、是亦多大の功績を挙げ得たり。

三、大正十三年一月十五日再び強震起るや、藤澤憲兵隊に於ては被害最も甚大なりし高座郡六會村、小出村及御所見村の各所に臨時救護所を設け、人命の救護手當を爲し多大の功績を挙げたり。

然して臨時増置憲兵隊中横濱憲兵隊を除き小田原憲兵隊、藤澤憲兵隊は該地方の治安概ね整ひたるを以て大正十三年三月三十一日地方官民の存續請願裡に撤退し、夫々既設隊に復歸し、横濱憲兵隊は其の後横須賀憲兵分隊

を其の隷下に入れ、震災地復興の促進及治安維持の爲努力し來りしか、大正十三年七月三十一日復興概ね其の緒に就き治安亦概ね整ひたるより、茲に増置隊を解かれ、常置横濱憲兵隊として八月一日より改編せられ、横須賀分隊の外更に甲府分隊をも其の管下に入るること爲りたり。

第二節 戒嚴令の撤廢と東京警備司令部の設置

戒嚴令下に於て我か神奈川縣も治安の維持を保持せらるゝに至りたるか、陸海軍の甚大なる活動と各種の救護施設適當に進捗したる結果秩序大に恢復し、九月下旬頃より分散配置せる兵員は漸次集結せられ、十月下旬には地方師團派遣部隊を原所屬に復歸せしめらるると共に、一面憲兵及補助憲兵を増加配置せられ、治安維持上大體に於て憂慮なきを認められ、遂に十一月十五日を以て戒嚴令一部の適用を廢止せられ、之と同時に勅令第四百八十號を以て東京警備司令部令を發布せられ、山梨(半造)陸軍大將之か司令官に親補せられたるか、我か神奈川縣も之か警備地域に入り、全日麻布歩兵第三聯隊第十中隊長川勝(郁郎)大尉の率ゆる兵員三十七名來濱市郊外橋樹郡保土ヶ谷町神戸六百二十一番地宮本周司方に中隊本部を設け、全年十一月二十六日歩兵第一聯隊第三中隊より川島(修)少尉以下三十名來濱、全町和田三百十番地田口平吉方に駐屯し、越へて十二月六日保土ヶ谷町神戸原に建築中の警備隊兵舎竣工と同時に歩兵第四十九聯隊第二大隊長相場(重雄)少佐の率ゆる兵員百八十名、大正十三年一月九日全第一大隊長山本(彌四郎)少佐の率ゆる兵員四百四十名、全年五月十二日歩兵第三聯隊第一大隊長五十鈴(政太郎)少佐の率ゆる兵員二百二十名來濱駐屯し、絶へず横濱市及附近郡部の警備に任せられ

たる結果市の内外は極めて平穩なることを得て、全警備隊は大正十三年十一月五日駐屯地を引揚げ原隊に復歸せり、今其の當時の人員を示せば左の如し。

駐屯兵員表

隊 號	區 分	長 官						計
		佐 官	尉 官	準 士 官	下 士	兵 卒		
歩兵第四十九聯隊第二大隊	全 聯隊第一大隊	一	一二	五	一九	一四三	一八〇	
歩兵第三聯隊第一大隊	全 聯隊第一大隊	一	一四	六	一六	三七三	四四〇	
		一	九	一	一五	一九五	二二〇	

朕東京警備司令部令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年十一月十五日

内閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛
陸軍大臣 男爵 田 中 義 一

勅令第四百八十號

第二編 警備及救護施設の概要

第十章 憲兵隊警備隊其の他の状況

五一五

第二編 警備及救護施設の概要 第十章 憲兵隊警備隊其他の状況

東京警備司令部令

第一條 東京警備司令官ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ親補シ天皇ニ直隸シ帝都及其附近ノ警備ニ任ス

前項警備ノ區域ハ東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡、横濱市及橋掛郡トス

東京警備司令官ハ第一項ニ規定スルモノ、外東京衛戍司令官ノ職務ヲ行フ

第二條 東京警備司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣ノ區處ヲ承ク

第三條 東京警備司令部ニ左ノ職員ヲ置ク

參謀長

參謀

副官

下士、判任文官

第四條 參謀長ハ東京警備司令官ヲ輔佐シ事務整理ニ任ス

第五條 參謀及副官ハ參謀長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第六條 下士、判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

附則

本令ハ公布ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス

關東戒嚴司令部條例ハ之ヲ廢止ス

東京衛戍司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

朕東京警備司令官及第一師團長ノ職務ノ權限ニ關スル件ヲ制定シ之ヲ施行ヲ命ス

御名 御覽

攝政名

大正十二年十一月二十五日

陸軍大臣

男爵

田

中

義

一

軍令陸第十號

東京警備司令官ハ其ノ警備區域ノ警備ニ關シテハ同區域内ニ在ル軍隊ヲ指揮ス

師團司令部條例第四條ノ規定ニ依ル第一師團長ノ職務ハ東京警備司令官ノ警備區域内ニ限り同司令官之ヲ行フ

附則

本令ハ大正十二年十一月十六日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

大正七年五月三十日公布軍令陸第三號師團司令部條例抄錄

第四條 師團長ハ防務條例又ハ衛戍條例ニ規定スルモノヲ除クノ外師管内ノ防禦及陸軍ニ屬スル諸建築物ノ保護ニ任ス

第二編 警備及救護施設の概要 第十章 憲兵隊警備隊其他の状況

第三節 救 援 隊

一、海 軍

海軍は震災の突發と共に直に第三戰隊を横濱港に急行せしめ、陸戰隊を組織して山下橋埋立地に本部を置き市内の警備并に救護に盡瘁し軍艦山城、春日を主力として所屬の驅逐艦を以て避難民輸送の任務に當り、一方陸上の運輸機關杜絶せる爲め食糧供給の任務をも引受け活動し來れり、而して陸軍に於て陸上の警備其の他諸般の作業をなすに至りて海軍は海上に於ける避難民に對する食糧の供給等に活動し、又建築材料の輸送及通信等の任務にも當り、最近陸上の交通恢復したる爲め、陸戰隊及避難民の輸送は九月十八日限り之を廢し、海上の輸送は縣港務部に於て引續き施行することとなり、其後海軍は第一戰隊の來航するに及び陸軍の秩序漸次恢復しつゝあるに鑑み、入荷品の陸揚整理作業に従事し、臨時震災救護事務局神奈川支部と協力救護に努力したるのみならず港内の岸壁及棧橋の復舊工事、海底の調査及掃海の作業に當りつゝあり、即ち「メリケン」波止場に於ける棧橋架設は九月十八日竣工し、萬國橋、新港橋の架設工事、税關棧橋の基本作業（整理作業は陸軍工兵隊に於て之を施行す）及税關發電所の修理等悉く海軍の活動に依り完成せり。

詳細は第四編第二章海軍の活動の章下に記述するを以て之を略す。

二、陸 軍

我神奈川縣に於ては震災の慘禍甚大にして、横濱市の如きは全市殆んど灰燼に化し、市民殆んど飢餓に瀕し加ふるに物情騒然として市民は異常の不安に陥り、縣廳警察署は亦燒失したるのみならず、警察官も亦多大の災害を蒙り救護、秩序の維持等多大の困難を感じたるため、二日早朝縣警察部の警務課長及高等課長を徒歩上京せしめ陸軍省及第一師團長に對し出兵の要求を爲すと共に糧食五萬人分の配給を懇請したるか、一方陸軍當局に於ても二日早朝より飛行機に依り又は將校斥候を以て縣下の情勢を偵察し、派兵の必要を認めらるゝに至りしより、帝都の物情危険にして、然も在京兵力頗る不足するにも、不拘同夜習志野より急遽帝都に到着せる騎兵一聯隊を人馬休息の邊なく、横濱に派遣せしめらるゝと共に翌三日には麻布歩兵一個中隊を驅逐艦にて派遣せられ次て翌四日には奥平少將の率ふる大部隊到着し、直に市内外の警備に任せられたるか、之れより先き横須賀方面に駐屯する重砲兵の一隊は震災後直に横須賀市及三浦半島の各地に出兵せられ、小田原方面は第十五師團長の獨斷派兵に依り夫々警備の任に就かれ、爾來撤兵に至る迄縣下各地に分派して秩序の維持に盡瘁せられ、一方工兵部隊は燒失破壊せる橋梁の架設、交通路線の整理、道路障害物件の除去、電車鐵道線路の修復、電話の架設等に絶大の活動を爲し、殆ど横濱市は勿論縣下各地の橋梁等は一に工兵隊の手に成りたるものと云ふことを得べく其の功績は縣下百二十萬民の均しく賞揚感謝する處なりとす、而して其の詳細は第四編陸海軍の活動の各章に記述せるを以て之を略す。

三、各廳府縣の救 援

震災の報一度各地に傳はるや、全國各府縣廳、北海道廳及殖民地官廳は何れも夫々救濟品の調達、義捐金品の募集に奔走し、之を東京、横濱其の他の被害地に輸送し、醫師看護婦等を以て組織せる救護班を京濱に派遣し、避難民の救濟に傷病者の療養に全力を注ぎ活動せり、殊に京都、大阪、兵庫、滋賀、廣島、岡山、山口、福井、石川、和歌山、島根、鳥取、愛媛、高知、徳島、香川の二府十五縣は聯合して關西聯合震災救護事務所の本部を大阪府廳内に、其の出張所を東京及横濱に設け、横濱出張所は松岡兵庫縣理事官を主任とし京都、大阪、和歌山の各府縣派遣員に依りて九月十一日より事務を開始し、臨時震災救護事務局神奈川縣支部、縣市當局等と連絡を保ちて活動したり、又静岡縣及福島、新潟、滋賀縣其の他の府縣等も各單獨に事務所を横濱に設置し、當該縣人の避難民に對し食糧、衣類の供給郷里への輸送等に努められたり。

四、在郷軍人會の應援

神奈川縣に於ける在郷軍人會は震災直後青年團及消防組と相協力し、罹災民の救濟、盜難、火災豫防等顯ゆる方面に盡力し其の活動の頗る目覺しきものありき、而して其の後漸次秩序回復せるを以て主として道路、橋梁の修復に當る等社會奉仕的の事業に従事せり。

縣外の在郷軍人會も左の如く續々救援に來着し、尙ほ帝國在郷軍人會に於ては九月十二日より青木町本覺寺内に見張所を設け、之等縣外在郷軍人救援隊及市内在郷軍人の指揮連絡に努力せり。

縣外在郷軍人團救援隊調

支部名	分會名又ハ聯合分會名	救援隊人員	來着月日	引揚月日
甲府府	勝沼町分會	三〇	九月十一日	九月十七日
全	豊村分會	三〇	〃	〃
全	甲府市分會	四二	〃	〃
全	親村分會	二〇	九月十二日	〃
全	南八代村分會	二〇	〃	〃
全	平等村分會	一八	〃	〃
全	千塚村分會	一一	〃	〃
佐倉	椎柴村分會	九一	九月十三日	九月十六日
高田	高田市分會	二〇二	〃	〃
金澤	(金澤支部トシテ)	九八	十九日	二十五日
福島	相馬郡聯合分會	一〇一	二十日	二十八日
村松	(村松支部トシテ)	一一三	二十一日	二十六日
福島	信友郡聯合分會	四七	〃	〃
岡山	赤磐郡聯合分會	二一	二十四日	三十日

甲 府 (甲 府 支 部 ト シ テ)

一〇一

二十五日

而して右縣外在郷軍人の活動したる事項の概要を擧ぐれば左の如し

- 一、横濱市の在郷軍人分會に對する援助
- 二、縣及市に於て施行する避難民收容所建築の手傳
- 三、各配給所に於ける配給品受領者の秩序維持の手傳
- 四、市の配給業務の手傳
- 五、縣の水道復舊工事の手傳

尙ほ在郷軍人會本部よりの義捐品(事務局の手を経るもの)は九月二十八日迄左の多數に上り是亦縣外在郷軍人救援隊の手に依りて罹災者に配給せり。

古 着	約 一二、二〇〇着
バ ン	約 六〇〇箱
藥 品	約 六、八〇〇點
慰 問 袋	約 三、五〇〇點
軍 裝 品	約 二、〇〇〇點

又帝國在郷軍人會本部出張所に於ては出張所開設と同時に人事相談所をも附設し、罹災者に對し就職の斡旋、救護設備への案内避難の爲めの鐵道船舶への案内等に活動せり、之等は概ね九月限り引揚げたり。

五、青年團の應援

横濱市内に於ける青年團は今回の震災に際し自發的に災害防止、避難民救済の事に當り九月六日以後は主として食糧品の配給、材料の運搬に努め、夜は事務所に充つる爲め自ら建設したる「バラック」に集りて交互に夜警の任に當り、殊に焼失を免れたる西戸部町、本牧町、磯子町、神奈川町及山手の各青年團は大に活動せり、青年團の數は五十、外に團外十八、全團員一萬五千人、團の連絡を計る爲め聯合青年團の設けあり、縣外青年團の應援亦尠からず。

六、海員組合義勇團の應援

震災の報神戸市に傳はるや、同市所在日本海員組合の組合長檜崎猪太郎氏は直に組合員中より五十四名を募集して義勇團を組織し、九月六日横濱に來り裁判所跡にて天幕張の本部を設け、海軍の指揮を受け「ランチ」を用して食糧品等の荷揚作業に従事せり。

七、僧侶の應援

震災の爲め歿死者意外の多數に上れるも、全市潰滅して人は異常の不安に陥り、官憲は秩序の維持、傷病者の救護、糧食飲料水の配給斡旋等に急にして、死者の收容に力を致す能はさるのみならず、之か敬弔すら十分なる

を得ず、横濱市の如きは頗る悲慘を極めたるか、折柄九月七日鶴見總持寺に於ては引取人なき死者を引取り、懸なる敬弔を爲したき旨の申出を爲したるを以て同寺の厚意を受くることとし、道路上落命せる不幸なる歿死者の引取を托したるを始めとし、其の他當局に申出られたるを以て歡て之を依頼したるか、此等の奇特家は蓋し渺しとせず、今其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

- 九月七日 鶴見總持寺 伊藤副監院
- 〃 十八日 天臺宗不二門光順
- 〃 〃 日蓮宗報効團の六名
- 〃 十九日 愛知縣佛教會理事本田善明
- 〃 二十四日 高野山住職弔慰團の二十一名

八、外國の應援

今回の震災に就ては列國は齊しく多大の同情を寄せ、競ふて救濟物資を贈り、或は特に代表者を派して慰問せらるゝ等甚だ厚きものあり、九月五日早くも米國驅逐艦四隻入港續て英、米、佛、伊の軍艦逐次入港し救護慰問に努めたるか、殊に「アメリカ」合衆國より陸軍野戰病院の救護班九月二十日來着、直に新山下町埋立地に於て約一千二百坪(收容力三千二百名)の病院を建て、内外人を問はず傷病者の療養に努めたるか、其後之を日本赤十字社の管理に移したり。

又中華民國よりも救護班來演し、本部を新山下町埋立地に置き、第一班を山下町に、第二班を本牧に、第三班を八幡橋に置き、各其附近を巡回し傷病者の救護に努力せり、唯た露國より軍艦(義勇艦隊「レーニン」號)が慰問の爲め來港せるも、治安維持上退去せしめたり、諸外國よりの寄贈品及其の處置左表の通りにして、其の詳細は前章第五節外國人の保護に關する事項中に記載せるを以て略す。

外國寄贈品及處分調 其二		(自十月十二日至二十日)	
品目	數量	寄贈國名	積載船名
小麥及小麥粉	一一、三三八袋	濠洲	オーストラルマウント
	五、九〇一箱	米國	富山丸
	一七、八〇六袋	〃	バナマ丸
	二、四四二	〃	伊豫丸
	一、一九五	〃	伊豫丸
	一七、二二三箱	濠洲	オーストラルマウント
	六、七一〇箱	米國	富山丸
	一、〇五四個	〃	伊豫丸
	二、一〇四箱	〃	伊豫丸
	罐詰		

如く、或は慈母を喪ひ愛妻に別れ、愛兒に先立たるゝ等隨所に死傷者を出し、然も震災救護の大問題に逢着して是等家族の急を顧る暇なく、敢然起つて民衆の救護に奔走努力し、救護其の他焦眉の急を救ひ、三日又は四日後に於て始めて寸暇を得て歸宅し、僅に死者の靈を弔して火葬を隣人に依頼し、再び警備の第一線に立つて活動するか如き状態なりき、而して是等警察官の行動は殆ど涙なくしては見る能はざるものあり、現に横須賀警察署勤務の岸本警部の如きは火災四方に頻發し、中にも郵便局を中心として發生せる火勢は最も激しく、之か警備の忽にすへからざるに至りたるを以て、急遣使を派して陸海軍の出兵を請ひ、之と協力一致して破壊消防に努力し更に深田、觀念寺方面より發火せる火勢は頗る猛烈を極め、漸次横須賀警察署にも延燒せむとするに至りしを以て軍隊と共に死力を盡して防火に努め、其の間多數の死傷者を救護したるか、然かも同警部の居宅裏山は第一震と共に崩壞して居宅埋没破壊し、實母は壓死の厄に逢ひ、二男正利(當三年)は頭部に重傷を負ひ人事不省に陥りたる旨の通報を受けたるにも不拘、私事を顧みるの暇なしとして、署長及下僚の慫慂を却け敢然起つて職に殉すべく決死の奮闘を續け(功勞者事績に詳記しあり)

壽警察署の署僚出志久保警部は署長か歸省不在にて、代りて活動中一本松の住宅は第一震と共に倒潰し、其の愛妻は無慘の壓死を遂けたるも、全署部内には或る一派の不穩分子か蠢動し、寸時も之を放任し能はざるため死を決して第一線に奮闘して家事を顧みず、全三日に至り署幹部の集合を見て切なる署員の勤めに依り始めて歸宅し、倒壊家屋の下敷に横はる冷たき愛妻の死屍を取り出し、遺髪を切り取り後事を隣人今井安之助に托して、再

ひ第一線に起つ等、殆んど古武士の戰場に臨みたる歴史的物語りと異なる處なく(本項は第一編壽警察署の項參照)其他渡邊葉山警察署長か葉山御別邸前に於て石堀の下に一男は慘死し、一男は重傷を負ひつゝあるも之を顧みずして御別邸附近の火災防止に必死の活動を爲し、松本三崎分署長も亦愛兒の慘死を秘して部内の警備救護に活動し、甲斐小田原署長の長男か久々にて暑中休暇を利用して郷里大分縣に歸り、祖父に伴はれて父署長の膝下に歸りたる翌日家屋の倒潰に依り慘死したるにも不拘、之を顧みずして署員に救護方針を授けると共に、署員若干を率ひて當時小田原に御避暑中の閑院宮殿下の御別邸に奉伺して御警衛と御救護とに當りたる等、其他加賀町署長森警視は唯一人の長男を喪ひたるの外、縣下幾多の警部補巡查中には五十有餘人の死者及行衛不明者を出し、時と處とを異にし幾多の悲慘事を演出したるにも不拘、何れも職務の爲に敢然起つて能く非常時に於ける救護と警備との任に膺りたる行動は實に推賞に値するもの多し。

尙左の警察官は職務執行中震災火災のため遂に殉職するに至りしものにして、恂に哀悼の情に堪へず、記して以て殉職警察官の英靈を弔す。

震災殉職警察官調

所屬	課	署	別	殉職場所	死	別	官	職	氏	名
加賀町	警察	署	署	内	歴	死	巡査	部長	浦上	一二三

小田原警察署	同	池上八三郎
川崎警察署	同	岡田信親
壽警察署	同	山本正治
壽警察署	同	羽根井保雄
神奈川警察署	同	夏目嘉吉
横濱水上警察署	同	永井崇
神奈川警察署	同	石井藤市
伊勢佐木町警察署	同	小野乙三郎
伊勢佐木町警察署	同	門倉亮一
戸部警察署	同	足立喜代治
壽警察署	同	榎本菊藏
戸部警察署	同	森英一
加賀町警察署	同	石原廷

壽警察署勤務

功勞記章及特別賞金貳百圓

警部 出志久保品一

本警部は明治四十五年五月本縣巡查拜命、大正十一年四月一日警部に任官、伊勢佐木町警察署勤務を経て客年四月現警察署勤務を命せられ今日に至る、同警部は性質温厚篤實寡言にして義を重んじ常に修養を怠す事に臨んで、沈勇而も武術を能くし、現に劍道三段柔道二段の伎倆を有す、又稀に見る高深淡白の性にして警察官として模範的人格者なり。

大正十二年九月一日大震災の際署長旅行不在中の故を以て同警部は署長代理として署内に服務中偶々激震に遭遇したるか、署内自席に有て一步も動せず、第一震の終るを待ちて留置場に到り部下巡查部長内宮藤吉を招き、協力して六名の在監者を釋放すると同時に直に署外に出て市街の状況を観るに、視線の及ぶ限り家屋倒壊して塵煙空に舞ひ、八方よりの悲鳴聞ゆるのみならず、鐵筋コンクリートブロック造の本署亦川岸に位するを以て地盤降下のため建物は傾斜彎曲し、鐵筋露出床板は太鼓狀に變し、コンクリートブロックの破片落下し、危険の状態に在りたるを以て容易ならざる被害の出來を直感し、直に部下を集め人命救助を第一に避難民の指導を、第二に火災の警防を、第三に重要書類の保全を、第四に夫々方針を樹て部署を定めて其任務に従事せしむると共に自らも亦陣頭に立つて多數の遭難者を救助指導し、負傷者に對しては應急の手當を施す等馳驅奔走中諸所に發生せる火災は折柄の強風に煽られ、今や一大火災と變し、見渡す限り火の海と化するに至りしを以て部下を指揮し、狼狽せる遭難者を指導して中村町高地の安全地帯に避難せしめ、而して後中村町字唐澤に引揚げ同所巡查派出所を假

警察署と定め、居合せたる部下巡査を指揮激勵して混亂せる秩序の維持と恐怖に度を失ひ、狼狽せる避難者の保護とに従事しつゝありたるか、夜に入るや管下根岸刑務所より千餘名の囚人一時に釋放せられ、又過激思想抱持の徒にして或は義侠に藉口して掠奪を働き、或は種々の流言を放ちて人心を攪亂し、或は此機會を利用して自己の主義を宣傳せんとし、各兇器を持ち赤布を付し横暴を逞ふしたるものあり、爲に人心益々競々として其落付く所を知らざる狀況なるを以て全力を擧げて之か秩序維持に努むると共に、彼等の或者に對しては自ら面會して其非を警め、良民の不安を除去するに努めたるか、此間に於ける同警部の一舉一動は眞に賞讃に値するものあり。

更に同警部が居住せる市内西戸部町字一本松に於ける居宅は震災と同時に倒壊し、妻は壓死の災禍に會ひ、又本縣三浦郡逗子町居住老父母の消息不明なるに不拘、署長代理の責任の重大なるを感じ、一切私情關係を抛擲して陣頭に立ち死を決し、斃れて後已むの氣魄ありしを以て、部下々僚も其精神に感じ、意氣を慕ひ、署長不在而も部下の大部分は火災に罹り、家族は路頭に迷ひ居る際に於ても克く警察の機能を發揮することを得たり、然るに同警部が奮闘努力するにも不拘、同月三日に至りて山元町の殘存せる商家を襲ひ、兇器を揮て家人を脅迫、商品の掠奪を開始せる者あり、此報に接するや同警部は少數の警察官を指揮して直に現場に馳せ付け、暴漢數十名と戦つて之を驅逐し、以て掠奪の危難を救助したり、然るに中には多數を頼み制止を肯せず、刀劍等の兇器を携帶し動もすれば警察を蔑視し、同警部より屢々注意警告を受けたるを不満とし、時々警察を襲撃する等の暴言を吐露し、不穩の氣勢を示すこと屢なりしか、警部は常に自若として動せず、部下を戒めて事あらは第一線に身を

立つへし、諸君は袖手傍觀して可なり、若し自分にして生命を奪はるゝか如きことあらは、其時諸君は自由の行動を探るへし、自分の生ある中は絶対に安心し信頼せよと激勵して、事毎に陣頭に立つて範を垂れ以て士氣を鼓舞せり。

次て九月四日中村町某倉庫の羽目板に「某大官暗殺せらる品川方面海嘯の爲め全滅せり」と意味する不穩文を大書して掲示せるものあり、之を目撃したる同警部は直に自ら之を除去すると同時に之を掲示したりと認めらるゝ集團の根據場所に單獨にて至り、兇器を持せる多數の看視中泰然自若として其首領に會見して混亂せる秩序を恢復し、人心の安定を圖るは目前の急務なるに眞否不明として、而も一層人心の不安を招來せる虞ある事項を宣傳するは是なりと信し難し、貴下は斯る非常時に際し帝國臣民の一員として同胞の危難を救ふの義氣なく、反對に機に乗し、爲す所あらんとの意圖なるや、眞意の存する所を卒直に開陳せられたし云々と、諄々として理を以て彼れの非行を説破せるに、首領も同警部の意氣と其豪膽とに感じ、同警部に對して不穩の舉に出でんとせる配下を警しめ事なきを得たり。

其後は等一派に對しては警察部に於て慎重なる準備を遂げ、遂に一味徒黨を全部逮捕したるか、同警部又常に之に参加して重きを爲せり、斯くして爾來常に署の中心となり、急を知つて郷里より歸任せる署長を援け、困難なる同署管内の治安恢復に努力せり、同警部の名望は平素より高きものありしか、斯の非常時に於て最も良く其眞價を發揮するを得たり、殊に愛妻を失ひ、署長の留守を守り、然も管内には刑務所、爆發物、揮發物兩貯庫其他

多数の集團的強暴あるに不拘、克く警察の威信を失はず部下を督勵し善處し得たる同人の功績は寔に顯著にして其勇敢誠實なる精神は警察官の龜鑑とするに足る。

戸部警察署勤務

功勞記章及特別賞金貳百圓

警部 江間 濱 之 介

本警部は明治四十二年三月五日日本縣巡查拜命、大正八年七月卅一日日本縣消防士兼警部任官、第一消防署在勤、同九年六月五日日本縣警部專任肩書警察署在勤を命せられ爾來今日に至る、其資性淡泊廉潔にして且つ剛毅克く規律を守り、署長を補佐して部下を愛撫し、職に熱心忠實なる爲め上下の信望厚く部民の信賴殊に深きものあり。

同警部は大正十二年九月一日大震災の勃發せる際は非番に相當し、前日來の事務整理を終り退署、居宅市内西戸部町縣廳官舎に於て激震に遭遇したるか、急遽家族を擁して戸外に避難したる爲官舎は全壊せるも、身邊の安全を得たるを以て家族に場所を指示して避難方を促し、自己は倒壊せる屋内に入りて制服を取出して之を身に纏ひ、直に人命救助に着手し、先づ附近大工小屋内より取出したる鋸を以て倒壊せる官舎百十七號の瓦を剥き、障礙物を切除中、部下巡查砂押隆之助池谷久治の二名來援せるを以て之と協力して屋根を切り抜き、二十二年位及四年位の二人の女を救出し、税關山高地安全地を指示して避難方を促し、次で官舎九十五號の倒壊屋下に壓せられ救助を求むる聲を聞き、前同様の方法を以て母子二名を救出避難せしめ、次に同官舎百十五號の倒壊屋下に壓せ

られ、救助を求めつゝあるを發見、二巡查と共に家屋を破壊し、梁に壓せられ居たる老婆一名を救助したるか、重傷を負ひて歩行し能はざりしを以て、背負ひて之を安全地に避難せしめたり、然るに此時既に各所に火災發生せる爲、附近住民の多くは逃場を失ひ徒に狼狽するのみなりしを以て、之に對し避難方の注意を呼號すると共に池谷巡查に對しては尙官舎及其附近に止り、専心人命救助に當るべきを命し、自己は砂押巡查を率ひて勤務署の安否を確めんと所屬警察署に向つて疾驅せり、其の途中西戸部町平戸橋際鐵道線路上には數千の避難者集合しありたるも、同所附近は諸所に起りたる火災の包圍する所となり、到底安全の地帯と認められざりしより、是等々々に對し大聲叱呼税關山高地安全地帯を指示して速に避難すべき旨を告げ、強て之を避難せしめ、而して後始めて所屬署に到りたるか、所屬署に於ては署長以下無事活躍中なるを知り、署長に如上の概況を報告すると同時に更に命を受け、人命救助、火災の防止其他に奮闘すべく砂押巡查を引連れ、西戸部町杉山神社附近に到り見るに同社境内並に隣接せる西戸部小學校々庭には數千の避難民各搬出せる家財と共に蝟集し、火焔の包圍を受くるに拘らす家財に執着して容易に其場を去らんとせず、徒らに焦慮嘆息し居るを以て其危険なるを大聲叱呼し、強制的に是等々々を避難せしめたり、此時既に火災は益々猛威を逞ふし、群衆は殆ど避難し得たるも、自己及同行砂押巡查は猛火の包圍を受け遁路を失ひたるも決死の勇を奮ひ、倒壊家屋の屋上又は垣根等を踰越し、以て漸く死地を免れ、西戸部町願成寺下に到りたるに、同所に落下する火焔盛にして延焼の感あるを認め、邂逅せる數名の巡查を指揮し、民衆の應援を求めて決死的に破壊消防に努力せしか、終に其功を奏せず、同所附近一帶焼失するの

止むなきに至れるを以て避難民を指導しつゝ、舊蓮池の埋地に到達せり、同所は避難民を以て充滿し、土地の關係上安全地帯なるか、其下方に位置する民家は既に類焼し、加之旋風頻りに起りて火焰は漸次其避難者の家財の上にも落下し、危険甚しくなりたるを以て壯者を指揮し火焰を消火し、併て火災の擴大するを防ぐことを得たり、夫より同町中學校方面の避難者の實狀を視察して更に同町藤棚に到りたるに、署長及部下署員の多數は隣接せる久保町境の谷方面の延焼を防止せんと、破壊消防の最中なりしを以て協力して消防に當り、以て消火の目的を貫徹し此方面一帯を焼失の危より救ふを得たり、以來藤棚派出所を假警察署と定め署長を補佐して活動中偶々不穩なる流言蜚語傳はるや、避難民中昂奮の餘り動もすれば朝鮮人に對して常軌を逸する行爲を爲す者あるやの噂を耳にしたるを以て、署長と協議の上部内居住鮮人の大半を縣立第一中學校に收容して、之を安全に保護したり、如斯同警部が連日連夜不眠不休の健闘を持續し、負傷者の施療避難者の救護警戒其他震災救護の任に當りて献身的努力をなし、以て多大の貢獻を爲したるは警察上功勞拔群にして、一般の龜鑑とするに足る。

横須賀警察署勤務

功勞記章及特別賞金貳百圓

警部 岸 本 正 純

本警部は明治四十一年十二月二日日本縣巡查拜命、大正九年十一月四日警部に任官横須賀署勤務を命せられ、引續き今日に至る、同警部は性質溫和着實謙讓寡言而も實務に精しく世情に通じ、能く署長を補佐して署の中堅と

なり、夙夜職務に勵精し、陸海軍衙門横須賀市役所其他の在港官公衙は勿論一般部民の信頼厚く、稀に見る良警察官なり。

同警部は大正十二年九月一日の大震災の際は警察署内にありて、司法事件に關し關係者の取調中激震に遭遇したるか、幸に警察廳舎は倒壊せざりしを以て他の署員と共に無事なるを得たるも、市内は視界の及ぶ範圍濛々たる塵埃を以て閉され、咫尺を辨せず、阿鼻叫喚の聲四方に起り、凄慘の極なるを以て人命救助と被害調査の一刻も猶豫すべからざるを直感し、署長と協議し、各部署を定め、直に各巡查部長をして巡查を従へ、人命救助、被害調査に従事せしむると共に非番員全員の召集を令し、自己も亦部下巡查若干を率る火災の警防、人命救助の任に就きたり、然るに狹隘なる地に稠密なる家屋充滿せる横須賀市は震動亦激甚なりし爲め家屋の倒壊するもの連續し、救助を求むる聲四圍に起り、到底少數の警察官のみを以てしては策の施す術なき狀況にありしを以て、通行者を初め一般民衆の應援を求むべく聲を喚びて東奔西走せるも、自己の避難と家族の安否を氣遣ふの餘り應援する者殆ど無く此間火災は四方に頻發し、中にも郵便局を中心として發生せる火災の勢最も激しく、之か警防忽にすべからざるに至りたるを以て、急遽使を派して陸海軍出兵を請ひ、之と協力一致して破壊消防に努力したる結果、遂に此方面の火災を終熄せしめたり、然るに此時に當り深田觀念寺方面より發火せる火災は火勢頗る猛烈を極め、一舉觀念寺の民家數百戸を焼燼し、漸次延焼し來り、横須賀警察署亦危殆に瀕せんとするに至りしを以て再度軍隊の來援を得て之と共に死力を盡して防火に努めたる結果、之も亦辛して鎮火せしむるを得たり、而て

此時迄に救助保護したる死傷者は郵便局方面に於ける二十餘名を始めとして數限りなく、一々枚擧の逸なし、此間同警部の居宅裏山崩壊して居宅埋没破壊せられ、實母は壓死の厄に逢ひ、次男正利當三年は頭部其他に重傷を負ひ、人事不省に陥りたる旨の通報を受けたるに不拘、斯る場合私事を顧みろの暇なしとて署長及下僚の慇懃も之を却け敢然として職に殉すべく、決死の奮闘を續けたる其心情寔に沈勇豪邁にして、職に忠なる到底凡人の能くする所にあらず、而して其後亦連日不眠不休署長を補佐し、部下を督勵して負傷者の手當罹災民の救護、鮮人の保護、一般避難民の警戒取締に當り、軍隊所在地とは云ひ豫想外に速に秩序の回復を見るに至らしめたる、實に同警部の犠牲的奮闘によること多く、左記横須賀市長の感謝狀は此間の消息を語つて遺憾なきものにして一般警官の模範とするに足るへし。

感謝狀

神奈川縣警部 岸 本 正 純 殿

右者大正十二年九月一日ノ震災ニ際シ住宅倒塌シテ母堂ハ歿死シ、妻子亦負傷ヲ爲シ、其慘禍名狀スヘカラスアルニ君ハ更ニ之レヲ顧ミス、本市ノ治安將ニ亂レントスルヲ憂ヘ、不眠不休殆ト二晝夜公務ノ爲メ奮闘セラレタルハ眞ニ公人ノ儀表トスヘシ、感激ノ餘リ茲ニ市會ノ議決ヲ經テ市民ニ代リ謹テ感謝ノ意ヲ表ス。

大正十二年十月廿七日

横須賀市長 奥 宮 衛

伊勢原警察分署勤務

功勞記章及特別賞金百五十圓

巡查 佐 藤 幾 之 助

本巡查は大正五年六月本縣巡查拜命、所定の教習を受けたる後肩書警察分署勤務を命せられ、引續き今日に至る。

同巡查は資性沈着にして朴訥謙讓部民の信望頗る厚き典型的警察官なり。

阿夫利神社所在大山は大正十二年九月一日の大地震に因り山腹の各所に無數の地割を生したる爲め、降雨一度來り山崩れを起さんか、其山麓に位する大山町は之れか爲め忽にして埋没せらるゝの危険に遭遇するの狀勢にありたるを以て、同巡查は該町民に對して豫め此の場合に於ける避難警戒方注意中の處、同月十五日午前豪雨襲來せるに果せる哉山腹の地割は多量の水を含みて夜に入るに及び各所に山崩を起すに至り、其の都度林立せる大樹は大巖石と共に押し流され、溪谷にかゝりて堰を爲し、池を作り漸次水量の増加に伴ひ、頻々として決潰し、濁流は汎溢して巖石大樹土砂と共に將に大山町に向つて流下せんとするの危険ありたるを以て、同巡查は一刻も速に之か實況を檢分し、而して之に對して善處すべく決意し、家族の居住する駐在所又危険地域に屬するにも拘らず之を顧ることなくして、一本道なる町の中心を深夜唯一人大山に向つて進み、其途中不取敢老人、婦女子等の避難を命しつゝ漸くにして市街地の最終點に到り、溪谷と濁流の模様とを見るに形勢は豫期以上に危険の狀態に陥

り、大嘯將に來らんとする有様なるに驚き一刻も速に安全地帯に避難せしむるの必要を直感し、直に踵を返して大聲疾呼以て町民全部の避難方を命したり、當時既に民家内には同巡査の最初の警告に依り壯者のみ居残り、他は既に避難したる後なりしも同巡査は一人と雖も避難し得ざる者無からしめんと、殆ど戸毎に避難者の有無を見届けつゝ最後の避難者と共に漸次町を下り、今や約一町にして駐在所に着かんとする地點に至りたるか、猶家族を顧る事なく、果して町民の全部が避難せるや否やを憂ひて危険迫れるを叫び、避難を命しつゝありたる其時即ち九月十六日午前零時廿分頃大山々中より一種異様凄惨なる山鳴りと共に山嘯來襲し、鳴動一過大山町は瞬時にして其大半を失ひ、六十五戸、七十五棟の流失、十六戸の半潰を生じ、町の大部分は宛然一大河原と化し、十數間の大木又は巖石等無數散在して、其慘狀眞に名状すへからず、然るに不幸中の幸とも謂ふべきは如斯き大慘事
中町民の殆ど全部避難し、僅かに一名の犠死者を出したるに過ぎざることを之れなり、之實に同巡査が職務の爲め身を忘れて家族を顧みず、冒險以て深夜山中の豪雨を單身視察し、而も避難の警告時機を失することなく、之か爲めに自らは押流す泥土と戦ひつゝ一人の生命をも失はしと極力努力したる結果にして、眞に熱誠なるものに非ずんば爲し能はざる所なり。

功勞記章及特別賞金百五十圓

戸部警察署 勤務

巡査 佐藤 薫 司

本巡査は大正九年七月本縣巡査拜命、所定の教習を受けたる後肩書警察署へ在勤を命せられ、今日に至る同巡査は性沈毅豪勇にして温良克く規律を遵守し、上司の指揮命令を守り、勤務に精勵格勤し、平素模範巡査として賞揚せらる。

大正十二年九月一日の大震の際には戸部坂巡査派出所に勤務中なりしか、幸にして身無事なるを得たるも、市街の状況は視目の及ふ限り家屋は殆ど全部倒壊し、其間救助を求むる聲頻りなるを聞き、人命救助の急を思ひ直に之に着手し、同派出所裏手二階屋の倒壊し、男女二名屋下に壓せられ、死に類せるを發見之を救助して安全地帯に避難せしめ、次て戸部町一丁目酒商越地治郎松の居宅倒潰し、屋下に壓せられ居る者あるを聞知し、急遽之に馳せ付け脱出せる雇人二名と協力して家屋を破壊し、家人三名を救出安全地に避難せしめたり、次て伊勢町一丁目の一廓に散在する縣廳官舎の安否を尋ねて馳付けたるも、時既に知事官邸を初め官舎の全部は火災に罹りて寄り付事能はざるを以て、再び戸部坂方面に立歸らんとせるに、其途中紅葉坂上に於て年齢五六歳の男兒一名黒煙に包まれ、逃路を失ひ將に焼死せんとするを發見該兒を背負ひて安全地に避難せしめたるか、其時戸部町一丁目十七番地賣藥商水野方に於て背後の斷崖崩落して家屋を埋没し、家族三名生埋となりたる報を受けたるを以て直に同所に趣き、土砂を去り家屋を破壊して内二名を救助して避難せしめたり、然るに其時既に火災は自己の勤務場所たる巡査派出所へ延燒するに至りしを以て、火中に飛入りて戸口調査簿其他簿冊を取出し、之を携帶伊勢山大神宮境内高地に避難せる處既に同所に千餘名の避難者ありしか、火焰は同山上を吹き捲り、煙は急激の如く落

下し、到底同所に止まりて生命の安否を期する能はざる状況に立至りしを以て此の窮境を救ふべく、同巡査は決死の勇を鼓して急角度断崖より飛び降りて電線数條を求めて之れを前記断崖上の樹木に纏絡して崖下地上に垂れ一方逃路に當る渡邊山にも攀登りて同様に電線を樹木に結付けて之を地上に下げ、伊勢山大神宮境内避難者全部を該電線を支ひに断崖を下らしめ、次て同様電線に縋らせつゝ渡邊山の安全地に千餘名の民衆を避難せしめて、生命の安全を得せしめたり、更に其後西戸部町藤棚方面の防火に戸部署員の全力を傾注しつゝある由を聞知するや、直に同所に急行して他署員と協力して火災の防禦に従事し、爲めに久保町一帯の民家は焼失の厄を免れ得たるものなり。

同巡査は以上の如き偉大なる貢献をなしたる後に於ても私事を顧みることなく、其後も献身的に警戒保護救護等の任務に當り、連日不眠不休寢食を忘れ職責を完ふせる者にして眞に儀表たるものあるを認む。

小田原警察署勤務

功勞記章及特別賞金百五十拾圓

巡査 池 上 八 三 郎

本巡査は大正六年三月一日日本縣巡査拜命、肩書警察署在勤を命せられ、引續き今日に至る同巡査は性剛直素行善良職務に熱誠事務熟達にして一般巡査の模範たり。

大正十二年九月一日の大震災に際しては足柄下郡片浦村巡査駐在所に勤務中なりしか、幸にして身は無事に所

外に避難したるも、部落の大半は山岳大崩落の爲め埋没し、其惨狀甚しく四方に阿鼻叫喚の悲鳴頼りなるを以て卒先して半埋没家屋の下敷となり居る者の發掘救助に努むると同時に、餘りに惨害の大なる爲に獨力を以てしては職務の完全なる遂行を期し得ざるを以て救援隊を組織すべく、計畫し青年會員在郷軍人會員の糾合に奔走せしも、何れも危険を慮り家族を擁護して動かす、如何ともする能はざりしか漸くにして十名の救護員集まりたるを以て、先づ避難位置の適否を視察し、救護員には避難場所の設置をなさしめ、而して自己は之か對策遂行上被害の實況を明にすべく部内を一巡したるに、字米神は十六戸、六十七名埋没したる如き、又字根府川は山津浪の爲に家屋六十五戸、住民三百八十名全部埋没し、更に根府川驛は附近一帯の山岳崩壊の爲にプラットホームに到着したる汽車諸共に海中に陥落したる如き、其他部内到着所家屋の倒壊死傷者無數あるに鑑み、之か應急措置を爲すことを第一の必要事項と認めたり、然るに其時既に同村唯一の開業醫埋没し、一片の藥品たに得ること能はざるを以て止むを得ず、折柄滞在中の義弟に援助を求め、兩人連れ立ちて小船に乗り海上小田原町に至り、署長に狀況を報告すると同時に、外科材料の交付を要請して之を受け歸村し、自ら各部落を持ち廻りて二百餘名の負傷者に應急手當をなし、九月四日日本署より派遣せられたる救護員の到着迄主として負傷者の救護に當りたるのみならず、一面各部落の有志を督勵して食糧配給の方法を講じたり、然るに石橋根府川江の浦部落は小田原町より米の購入をなし得たるも字米神は其途を有せず、困憊其極に達したるを以て同巡査は自ら足柄村字中島水車業須藤磯次郎方に到り、交渉の上玄米廿俵を借り入れ之を米神部落に運搬し、配給して罹災者を賑恤し、飢饉より脱せ

しめたり、其他火災豫防盜難の警戒流言蜚語の取締等殆ど形なき山路を辿りつゝ千辛萬苦して村内を馳驅し、職務に遺憾なきを期したり、如斯同巡査か僻陋而も慘害最も甚しき地にありて冷靜よく其判断を誤らず、秩序維持上間然する所なきを得たるは功績拔群以て警察官の儀表として推奨に値す。

川崎警察署勤務

功勞記章及特別賞金百五十拾圓

巡査 岡田 信 親

本巡査は大正十年三月七日日本縣巡査拜命、所定の教習を受けたる後肩書警察署勤務を命せられ、引續き今日に至る、同巡査は資性沈着剛毅にして勤務に精勵部民の信望厚く模範的警察官なり。

大正十二年九月一日大震災の際是非番に相當し自宅にありたるか、署長の當非番全員招集の命を受くるや、直に出署して火災の警防人命救助に従事したるか其時既に川崎方面に於ては横濱及東京に火災發生したる報傳はり次て之に關して同方面より避難し來る者、何れも異口同音に朝鮮人に關する不穩なる流言蜚語を放ちたる爲、人心の不安極度に陥り、住民は警察署の諭示あるにも拘らず自衛自警の爲と稱し、二三十名乃至四五十名一團となり、各町村又は字部落内に於ける樞要の箇所を張込み、通行人に對する警戒を始めたるを以て川崎署に於ては止むを得ず各民衆をして過ちなからしめんとして之に對し嚴重に警戒せり、茲に於て同巡査も亦命を受け翌二日前六時より川崎町の東端字八丁堰に出張、之か警戒中同午後五時三十分頃鮮人十名田島町字小田方面より來りた

るを早くも之を認めたる群衆は俄に殺氣を帯ひ、不穩の言辭を弄し、將に暴行を加へんと爲すにより同巡査は極力之を制止したる上之を保護し、同所より約八丁餘り隔てし川崎警察署へ護送すべく川崎町字砂子百廿番地長谷川勘十郎方前國道に差かゝるや、數十名の群衆は前路を遮斷し、後方八丁堰より追隨し來りたる群衆と相呼應して不穩の行動に出てんとする傾向あるに進退谷まり、對策焦慮中群衆の一人は竹棒を以て一鮮人の頭部を毆打したる爲、該鮮人は極度に恐怖して突然同巡査の腰に縋り付き、救助を求めて悲痛の言を發したり、同時に他の鮮人等も亦危懼戰慄し生きたる必地なく、同巡査を唯一の頼みとし其周圍に集るのみなり、一面數百名の群衆は勢を得其前後を取捨きて同巡査の制止するをも聽かず暴行を加へんとし、果ては鮮人を掩護する巡査より先に處理すへしと罵り已に同巡査に危害を加へんとせしかは、同巡査は絶對絶命最早や此上は如何ともする能はずと觀念し直ちに拔劍して群衆に對し叱呼して曰く、此鮮人等か果して不逞なりや否を辨へず暴行を加ふるは、甚た不都合なり、殊に警察官に對する不穩なる言辭は許し難し、路を開かば可し然らざれば之を以て酬ひんと叫ひ、群衆の突出したる竹棒を劍を以て拂ひ除け威嚴を示したるに、群衆は同巡査の威に辟易逡巡して容易に路を開きたり依て同巡査は刀を納め鮮人等を促し、急き本署へ護送し、其職責を完ふしたるものにして其勇敢なる行動は眞に賞揚して餘りあり。

壽警察署勤務

功勞記章及特別賞金百五拾圓

巡査 山 本 正 治

本巡査は大正十一年十一月一日日本縣巡査拜命、所定の教習終了と共に肩書署在勤を命せられ爾後勤續中の者なり、本巡査は學殖深からざるも、極めて眞面目にして且つ奇智に富み、性剛毅沈着にして變に處して動せざるの氣概あり、亦性活潑高潔にして物質慾に乏しく其の崇高なる人格は常に他より敬慕せられ居れり。

大正十二年九月一日の大震災の際は八幡谷戸巡査派出所に於て勤務中なりしか、大震動と共に所外に出て、見るに附近一帯眼目の及ふ限り家屋の殆ど全部は倒壊し、其間救助を求むる聲賑なるを聞き、人命救助の急を直感し聊も狼狽することなく、直に同所前の菓子商某氏の居宅全壊せる中より家屋を破壊して主人某を救出し、次に眞金町一丁目三番地東峰四郎及南吉田町八百四十八番地氏名不詳の倒壊せる居宅に潛入危険を冒し、幾多苦心の結果各一名の男子を救出したり、然るに此時既に同所一帯は小家屋の稠密なる場所柄とて、各方面に起れる火災の延焼する所となり、爲に中村川沿岸に集りたる數千の群衆は橋梁墜落と共に之か火焰に包圍せられ、逃場を絶たれつゝあるを知り之を放任するに於ては數千人を焼死せしむるの慘事を演出すへきを憂ひ居る中、同僚榎本巡査の來援を得て苦心の結果河中に繋留せる數艘の船舶を連繋して橋梁に代ふるの裝置を急造し、以て同所より群衆をして對岸中村町の高地に避難せしめたるか、其の避難中に近在せる本縣揮發物貯庫より發火し、火勢頗る猛烈にして連繋せる船舶亦終に延焼せるを以て、止むを得ず火中死物狂に奔走の結果數丁を隔てたる三吉橋の渡橋可

能なるを發見、殘る群衆を誘ひて同橋を渡り、以て安全地帯へ避難の目的を達せしめたるものなり。

以上の如く非常の場合に於て沈着而も僅かに榎本巡査と二名の協力を以てして、克く數千の人命を危地より脱せしむるを得たるは誠に拔群の功績にして、兩巡査は多數民衆より敬慕感謝せられ居れり。

壽警察署勤務

功勞記章及特別賞金百五拾圓

巡査 羽 根 井 保 雄

本巡査は大正十一年一月六日本縣巡査拜命、所定の教習終了後肩書警察署在勤を命せられ今日に至る、同巡査は品性良好思想堅實にして嚴に規律を守り上官の命に服し、温容以て部民に接し、懇切至らざるなく、又特に老親に仕へて孝養厚く上下並に部民に模範的良巡査として歡迎せらる。

同巡査は大正十二年九月一日大震災の際は八幡橋巡査派出所に於て勤務中なりしか、大震動と同時に戸外を見るに見渡す限り家屋の殆ど全部倒壊し居るに鑑み、人命救助と火災防止の急務を直感し、克く身命を賭して危険の巷を東奔西走して大に努むる所ありたり、然るに同所一帯は海岸に近き關係上早くより海嘯襲來其他の流言蜚語行はれ、人皆生きたる心地もなく、極度の恐怖に襲はれ、戦々兢兢として爲す所を知らざる狀況なりしを以て速に之か人心の安定を得せめしむるには此際軍隊の出動に待つの外なしと決心し、九月二日管内住民中の重立たる新井國三郎外六名を集めて協議したる後同人等を同伴、折柄東京方面より避難民を載せて磯子沖に避難し來れ

る發動汽船に交渉したる所、水の供給を受くるならは需に應ずへしとの事なかりしかは、自ら率先して水を運搬し夫より海路横須賀軍港に到り碇泊中の鳳翔に寄り救護の傳達を請ひたる處、將校の案内にて鎮守府に案内せられ、直接海軍鎮守府司令長官に面接して具さに慘狀を報告し、以て速に出兵救援方を懇請したるに鎮守府長官亦之を容れ、早速軍艦五十鈴を回航せしむることとし、一同亦同艦に便乗せしめられ同港を出發當夜磯子沖に回航し、續ひて驅逐隊も横濱港に向ひたり、斯くて武装せる陸戦隊の英姿一度陸上に現るゝや、火を避けて集合し居たる多數の罹災民は狂氣の如く之を迎へ、陸戦隊來るとの飛報は忽ち全市に喧傳せられ、市民の精神上に及ぼしたる結果は盡し僅少のものにあらず。

右は軍隊の威力の致す所なること勿論なるか、其の茲に到らしめたる同巡査の奇智並に應急の措置宜しきを得たる結果にして、當時横須賀方面も黒煙漲り、或は海中に火山突起せり、或は横須賀全滅せりとの虚報傳へられ海上長距離を小船舶を以て航行するは頗る危険の感を與へたるにも拘らず、挺身此壯舉を敢行したる勇敢なる行動は激賞するに餘りありと云ふへし。

神奈川警察署勤務

功勞記章及特別賞金百五十圓

巡査 夏 目 嘉 吉

本巡査は大正九年四月十日日本縣巡査拜命、肩書署勤務を命せられ、爾來勤務中のものなり、同巡査は資性着實

温厚にして克く上官の命を守り勤務に精勵し、品行亦方正上下の信任厚く、部民の信望亦淺からざるものあり。

同巡査は大正十二年九月一日の大震災の際は留置場看守勤務に服し、前夜同署に於て檢學したる賭博犯人八名を同僚巡査西澤清次郎と共に依命横濱區裁判所檢事局へ護送し、同裁判所地下室に於て被告と共に檢事の取調を待合せ大震動に遭遇し、第一震と共に倒壊したる同裁判所の下敷となりたるか、同巡査は幸ひ負傷なかりし爲め倒壊建物中より空隙を見出して匍匐し、同時に同地下室に於て建物の下敷となり救ひを求めつゝありし刑事被告人十數名を監房を破壊して救助し、避難せしめたり、其時既に周圍より火災發生漸次猖獗を來すより一先つ同所を去りて附近なる本町六丁目横濱小學校々庭に到りし處、同校も亦倒壊して建物の下敷となり居る者あるを聞知し、危険を冒して建物を破壊し、同校職員一名を救助したり、然るに同所も亦猛火の包圍する所となり、百數十名の老幼男女逃路を失ひ、將に燒死に瀕せんとせるを以て之を誘ひて裁判所傍らなる堀割川に赴き、同川に繋留せる達摩船に收容せんとしたるも之に到るの方法なきに同巡査は勇敢にも自ら泥土中に飛込みて諸船より木板を持ち來り、陸と船との連絡を計り、以て多數の避難民を該船に收容する事を得たり、然るに火熱益熾烈にして既に其附近の舢舨に火災を起し、次て該達摩船へも延燒せんとするの危険ありたるを以て、同巡査は奮然拔劍して「ロップ」を切斷し、以て該船を陸より遠ざけて、辛して燒死の危険より脱せしむるを得たり、之實に同巡査の勇敢なる犠牲的奮闘による賜にして、其功勞拔群一般の龜鑑とするに足る。

横濱水上警察署勤務

功勞記章及特別賞金百五十拾圓

巡査 永井 崇

本巡査は大正八年十月本縣巡査拜命、所定の教習を受けたる後肩書署に在勤を命せられ以來勤続今日に至る、同巡査は天資快活奇智に富み、世情に通し職に忠實熱心克く勤務に勉勵し、前途有望の警察官なり、同巡査は客年九月一日の大震の際は當直にして命を受け、横濱碇泊「バツタフェルド」會社取扱貨物汽船に出張中にて激震に遭遇したるか、市街地を眺望するに濛々たる塵煙天空に漲り、何物も透視し得ざるの状況にして大變事の惹起せるを感じし、當時同船へ出張の前記會社支配人と共に一先上陸せんと「ランチ」に移乘陸地に向ひたるに、海岸は到る處大崩壊を來たし、上陸頗る困難なる爲支配人は身の危険を慮り、同巡査を勸誘して本船に戻らんとしたるか、同巡査は斯る場合自己のみの身體を考慮するの時機にあらざるを想ひ、敢然として之を排け、當時避難中の小蒸汽船桂島丸船長に交渉して同乗更に船長を説きて人命救助の急なるを告げ、尙附近に繫留中の櫻島丸船長に交渉して協力の承諾を得たるを以て、同巡査は兩船を指揮して之を海岸通り沖三百間の地點に繫留し、乗組員全員に對しては救命器を携持せしめ、萬一に備へしめ、自らは船員一名と共に陸よりの避難民を救援すべく舢舨を操縦海岸陸地に接近したり、當時海岸通り一帯は猛火の包圍する所となり、數百の群衆は燒死の厄を免れんと相踵いて海中に飛込み水泳に巧みなる者は泳きて繫留中の船舶に到達乗船するを得るも、其經驗なき者は浮流しつゝある木片等に縋り、激浪に揉まれ、其の生命全く風前の燈火の如き者あり、寸時も猶豫ならざる時機なりし

を以て同巡査は直に是等遭難者の救護に着手し、風浪激しく身の危険なるも意とせず、萬難を排して之を舢舨に收容し次いで前記二汽船に移乗せしめ、如斯繰返すこと數回、爲に溺死の厄を免れしめたるもの約三百名に及び其の勇敢決死の奮闘は眞に殉職の覺悟を有せされは能はざる所なり、而して船舶に收容救助後に於ても海面に浮游せる油に延火し、兩船又幾度か火災の危険に陥りたるも勇を鼓し、船夫を勵まし、終に救助員全部の生命の安全を期せしむるを得たる次第にして、其功績拔群眞に一般の龜鑑たるものありと認めらる。

神奈川警察署勤務

功勞記章及特別賞金百貳拾圓

巡査 石井 藤 市

本巡査は大正九年九月一日本縣巡査拜命、肩書警察署勤務を命せられ引續き今日に至る、同巡査は性沈着剛毅にして勇敢の氣象に富み、品性操行共に佳良にして上下の信頼厚く、模範的巡査として常に賞揚を受け居る者なり。

大正十二年九月一日大震災の際は神奈川反町巡査派出所に於て勤務中なりしか、大震動と共に視界中の家屋は殆ど全部倒壊し、道路橋梁は損壞大破し、住民は驚愕措く所を知らず、徒に右往左往し、其間倒壊家屋の下より救助を求むるの聲聞へ、慘憺たる光景を演出せるを以て人命救助の急なるを思ひ、直に派出所傍なる貸座敷地域内に馳付けたるに、貸座敷森谷榎事森谷勿之助家方全壊し、其下に多數壓せられ居る者あるを知り、附近に居合た

る二三の者を指揮して大工用具を用ゐて屋根を剥き、破壊せる木材を取除き、同家人松本きん外三名を救出應急手當を施して蘇生せしめ、次で附近を駆け廻り人命救助避難地の指導に東奔西走せる中青木町字上反町四五二番地湯屋營業官森傳三方より發火せるを目撃したる同巡査は、萬一大事に至らば密集せる人家は忽ち大火災を惹起し巨萬の人命財産を灰燼に歸せざるへからざるを思ひ、之か消止めは目前の急務なるを感知し、直ちに同所に至り附近住民數名を指揮し、小川より流水を得る等揮身の活動を繼續し、終に消火の目的を達して軒を並ぶる數百戸の類焼を免れしめたり、然るに又青木町字鶴屋町より發火せる火災は折柄の強風に煽られ、忽にして數十戸を燒燬し、更に進んで酒商伊藤與右衛門の居宅及土藏に將に延焼せんとしつゝあるを目撃、急遽之に馳付け苦熱を侵し、危険を顧みず、自ら同家屋上に登りて附近住民を鼓舞し、井水又は小川の流水を運搬せしむる等決死的防火に努め、終に猛火をして終熄せしむることを得たり、之實に同巡査か眞に身命を賭して決死的に消火に努めたるに依るものにして、其功勞は一般の龜鑑とするに足るものと認めらる。

伊勢佐木町警察署勤務

巡査 小野 乙三郎

功勞記章及特別賞金百貳拾圓

本巡査は大正十年七月一日本縣巡査拜命、所定の教習を経て肩書署在勤を命せられ、今日に至る同巡査は性温順品性高潔にして勤務に勉勵し、常に同僚に範を垂れ、上司の信用厚くして模範的良警察官の稱あり、大正十二

年九月一日は非番に相當し、所定の武術を練習し、終て將に退署せんとしたる刹那、彼の激震に遭遇したるか、沈着剛毅なる同巡査は同署蓬萊町一丁目より火災發生せるを目撃するや、附近消防詰所内に入り消防手二名と共に「ホース」を携帯出火現場に馳付けたるも風勢強く加ふるに瞬時にして附近數戸の民家よりも發火し、火勢漸次猛烈を來たし、到底消火の不可能なるを知り、本署に引返して倒壊せる官舎の下敷となれる署長妻子の救出に協力し、次で吉田橋上に到りて群衆の避難場所指導に努めたるか、其時既に周圍は猛火の包圍する所となり、數百名の民衆と共に逃路を失ふや、之か危地を脱すべく同僚門倉巡査と協力一致、或は之を河川の船中に或は之を河中の安全地に移し、而して附近船舶に火災の延焼を見るや、河中の水を汲みて之か消火に努め、或は避難民の頭上に之を浴せかけ以て火熱を避けしむる等、決死的奮闘を續くること數時間遂に數百の人命を救助するを得たり、之實に同巡査の勇敢にして決死的奮闘の賜にして以て一般の範に足るものと認めむ。

伊勢佐木町警察署勤務

巡査 門倉 亮一

功勞記章及特別賞金百貳拾圓

本巡査は大正十年十月一日本縣巡査拜命、所定の教習を了へ肩書警察署在勤を命せられ今日に至る、同巡査は天資磊落豪膽品性善良勤務に精勵し、温情以て上下民衆に接し良警察官として推奨せらる、大正十二年九月一日は同巡査は非直に相當し、退署歸宅の途中大地震に際會したるか責任觀念の旺盛なる同巡査は家庭を顧ることな

く、直に本署に引返し、命を受け身命を賭して吉田橋際に於て人命救助避難民の指導に盡したるか、其時既に諸所に發生したる火災の爲に、包圍攻撃を受け民衆數百名と共に通路を失ふや同僚小野巡査と協力獅子奮迅の勢を以て、或は之を河川の船中に誘ひ、或は之を河中に安全の地を見出して、逃避の道を授け、而して附近船舶の火災に罹るを見るや、河中の水を汲みて之れか消火に努め、或は避難民の頭上に之を浴せて以て火熱を避けしむる等、決死的奮闘を續くること數時間、遂に數百名の生命を安全に保護することを得たり、之れ全く同巡査の勇敢なる動作犠牲的精神に基くものにして、小野巡査と相俟て一般の龜鑑たり。

戸部 警察 署 勤務

功勞記章及特別賞金百貳拾圓

巡 査 足 立 喜 代 治

本巡査は明治四十三年十二月七日本縣巡査を拜命し、壽、神奈川の兩署を経て大正八年八月五日戸部警察署在勤を命せられ引續き今日に至る、同巡査は資性淳良沈着にして職務に忠實なる好警察官なり、大正十二年九月一日大震動後間もなく保土ヶ谷町帷子九八五番地富士紡績株式會社保土ヶ谷工場より發火し、隣家出繩始良方倒壊家屋に延焼したるを以て直に馳付け、大聲疾呼附近住民十數名に援助を依頼し、之を激勵して消火に努力し遂に之を消し止むるを得たるも、工場の火災は尙熾んにして同會社子守部屋を焼拂ひ、同町字峯方面に延焼せんとするより、此方面に出動し六坪計りの建物を破壊し火勢を遮斷し遂に消火の効を奏するに至らしめたり、超て

九月二日山下自衛團長山口清一青年團長横溝經吉在郷軍人團長關長吉以下七名を率ひ富士紡績會社工場に赴き、危険を冒し倒潰せる煉瓦の下敷となり、呻吟せる生存者女工櫻木みね當十六年、佐藤とき當十四年を救助し、尙死體十數個を發掘して同會社に引渡したり、而して其日の午後鮮人に關する不穩なる流言一度傳はるや住民中昂奮の餘り輕舉妄動に出づる者あるやの聞へありたるを以て、部内居住紡績職工鮮人李基兩以下二十一名を工場南側空地の一隅に避難せしめ、自は他に轉じて警戒中何物か之を探知し數百名來襲し、不穩の行動に出てんとする者あるを聞くや、同巡査は直に現場に馳せ付け無抵抗の鮮人に對して不穩の行動あるへからすと制止し、鮮人に對しては内地語に通ずる李基兩を通し安全に保護すへきに付、少しも憂ふることなく一切を自分に委すへしと言ひ含め、更に又群集に向ひ此等鮮人は不逞の徒に非ず、從て何れも諸君の杞憂するか如き秩序を紊すこと絶對になきを保證す、一切自分に委すへき旨懇諭し、熱誠面に現はれたるを以て流石の群衆も安堵の色を現し、漸次退散し之を安全に保護することを得たり、然るに其後間もなく保土ヶ谷字峯小學校の大工小屋に避難せる鮮人十名に對して暴行を加へつゝあるやの噂を聞き、同巡査は急遽馳せて現場に到れば、群衆は大工小屋を包圍し、將に不穩の行動に出てんとする際なりしを以て、直に群集中に身を投し萬難を排して之を制止し、遂に之を安全に保護することを得たり、同巡査の前記の行動は不穩なる流言蜚語の眞最中尋常人の克く企及し得ざる所にして、一同巡査の平素の修養其宜しきを得、事に臨みて沈着判斷を誤らざるに原因すべく、寔に一般巡査の龜鑑とするに足るへし。

壽警察署勤務

功勞記章及特別賞金百貳拾圓

巡查 榎 本 菊 藏

本巡查は大正十年九月一日本縣巡查拜命、所定の教習を了へ肩書署勤務を命せられ引續き今日に至る、同巡查は性正直にして温厚克く規律を守り、上命に服し勤務に精勵し、品行亦方正なるより、實務の経験は深からざるも内外に信頼の聲高く、他に範たる優良の警察官たり。

同巡查は大正十二年九月一日は非直に相當し、自宅に於て大地震に遭遇し、第一震と共に自宅は倒壊せるも、辛して戸外に免れたるか、如斯場合に於ても警察官の職責の重大なるを忘るゝことなく、附近居住民の安否を確めたる上之を安全地帯に避難せしめ、自らは直に自宅に引返して倒壊家屋内より制服を取出して着用し、所屬署に馳せ付け、幹部の命を受け人命救助其他に着手し、南吉田町番地不詳に於て伊勢佐木町警察署勤務巡查三枝強の實母某六十年位か倒壊家屋の梁下に壓せられ氣息奄々たるを發見、救出したるを始めとし同町番地不詳松永卸工場隣家氏名不詳の居宅倒壊中に潛入、附近の二三名の應援を得て氏名不詳の男子一名を救助し更に南吉田町九番地餅菓子商某方より發火、同僚巡查原田三好の消火に従事するを知り之に應援したるか、更に隣家建具職氏名不詳方より發火し、加ふるに倒壊家屋中より救を求むる聲を聞くや、居合せたる二三の居住民と協力消火に努めつゝ、屋下より二十年前後の婦人一名を救出したる外、其附近に於て民衆と協力して三戸の倒壊家屋内より

男子四名救出せり、然るに其時既に四面より發生せる火災は倍々暴威を逞ふし來れるを以て、止むを得ず同所を退き多數群衆の避難せる南吉田町小學校々庭より中村川岸に出てたるに、火災は愈々強風に煽られ擴大し來り、數千の群衆は橋梁の墜落と共に對岸中村町高地に避けんと欲して連るに道なき窮境に瀕せるを知り、如何にして群衆逃避の血路を發見せんと焦慮中、會々巡查山本正治に會し、協力して繫船し、橋臺となし、群衆を渡らしめて安全地に避難せしめ（詳細は山本巡查の記事参照）以て數千の人命の安全を期したるは誠に傑出せる甚大の功績にして、眞に身命を賭し、決死勇敢の行動の結果に外ならず、一般の龜鑑と爲すべきものと認む。

戸部警察署勤務

功勞記章及特別賞金百貳拾圓

巡查 森 英 一

本巡查は大正八年三月本縣巡查拜命、所定の教習を受けたる後肩書警察署勤務を命せられ引續き今日に至る、同巡查は性質温順にして勤務勉勵なり。

同巡查は大正十二年九月一日大震災の際は、當番にて署に勤務中彼の激震に遭遇し、直に命を受け人命の救助火災の防止其他に従事中、警察署前旅館酒井きん方の倒壊家屋より救助を求むる聲を聞き、同僚と協力屋根を破壊し横りたる木材を排除し、屋下に壓せられたる八名を救助したり、此時戸部町四丁目方面に火災起りて焔々熾烈を極む、依て防火に當らんとして疾驅し、現場に到れば伊勢町及御所山方面又熾んに延焼し、避難の群衆徒に

右往左往し、其何れに避難すへきかを知らざるに付、之に對して安全地帯の指導に努力中、戸部警察署方面亦延焼せんとせるを以て、主管の書類搬出を爲すべく馳せて歸署すれば、時己に遅く警察署は烏有に歸したり、依て途を轉して西戸部町杉山神社方面に到るに、火災は今や將に半圓形を畫きて同地帯に迫らんとしつゝあり、速刻避難せされは事態容易ならずと認め、火災の急なるを一般に警告したるを以て數百の住民何れも惶惶として避難し大禍を免れしむるを得たり、然るに一方同町字藤棚に至る全地及境の谷久保町一帯を見るに未だ同所は火災に罹らざるも、猛火は將に迫らんとし、今此地を防かされは残存地點を焦土と化せしむるのみならず、避難民を脅威し、折角搬出せし家財を焼却するは必然の結果あるへきを以て、急遽之に馳付け居合せたる多數の署員と協力し、破壊消防によるべく藤棚電車停留場北方約半町に位置する最高建物製網工場を破壊し、猛然迫りたる延焼を此處に喰止め防火の効を奏したり、其後九月三日藤棚巡査派出所に迷兒八名を保護收容したるも、多忙の際殊に場所狹隘なる爲め充分なる保護も困難なりしかは、同巡査は此可憐なる小兒等に對し惻隱の情禁する能はず、自宅半壊して焼失せざるを幸ひ、此等迷兒を家に引取り保護することを申出て署長の許しを得て、安田きみ當十三年、城田三男當十二年、日吉みつ當四年、日吉とき子當一年、久保きくゑ當九年、島田源太郎當八年、奥寺ふく子當四年、及生後一年位の女兒一人計八名を引取り、妻に命じて保護に當らしめ自費を以て懇に撫育したり、其の後日吉みつ、日吉とき子は實父日吉清次に引渡し、安田きみは九月七日日吉清次に、城田三男は十月二十三日主人に、久保きくゑは九月十九日親元に、島田源太郎は九月八日親元に、奥寺ふく子は本縣警察醫なる實父奥寺

君三に、生後一年半位の女兒は九月八日横濱孤兒院に、何れも引渡しを了したるものにして、其間慈母の如く鞠育したる同巡査夫婦の同情懇切なる行爲は、人情動もすれば薄き今日に於て稀に見る篤行にして一般の儀表とするに足る。

加賀町警察署勤務

功勞記章及特別賞金百貳拾圓

巡査

石

原

延

本巡査は大正十一年九月本縣巡査拜命、所定の教習終了後山手本町署在勤を命せられ、其後同十二年八月肩書署に轉動し引續き勤務中なり、同巡査は性卒直敏活にして克く上官の命を奉し、勤務に精勵し、品行方正にして民衆處遇に懇切なるを以て、同僚の愛敬と民衆の信望とは殊に深く將來有望の青年警察官たり。

大正十二年九月一日の大震災の際、同巡査は豊國橋巡査派出所に勤務中にして、第一震と共に同派出所は河中に墜落し、附近は目の及ぶ所、家屋倒壊、電線切斷落下、水道等破裂して凹地は水田と化し、加ふるに四面より發火起りて平和の天地は一瞬にして地獄の巷と化したる感ありき、斯の如き凄慘なる刹那に於ても克く責任の所在を失はず、派出所の間近なる朝長婦人科病院の倒壊せるに馳せ付け、戸外に出て、茫然自失せる醫師看護婦を勵まし、入院患者救出の急なるを怒號し、自ら單獨崩壊せる屋内に潛入し、斯くすること前後四回に涉り寢臺上に呻吟し居たる婦人患者四名を戸外に救出し、看護婦を付して横濱公園に避難せしめ、次で第五回目に屋内深

T28V-13

く立入りし際強度の餘震の爲め更に家屋は崩壊を重ねて同巡査は屋下に壓せられ、腹部に重傷を負ひたるも必死の勇を鼓して床板を破壊し、同病院醫師の助力を受け地下室を経て辛して屋外に避難せるか、腹部の強打は爲に腸に故障を來たし、爾來療養に約五十日を要せり、如斯同巡査は責任を重んじ危険なる倒壊せる病院に數回出入し、以て患者四名を戸外に救出し、餘震頻々たる間に、更に殘餘の患者を救助すべく五度屋内に入りたる際、崩壊家屋に壓せられ重傷を負ふに至りて止む等、其行動は生命を賭して危険の地に踏み入り、人命救助の實を完ふしたるものにして、其崇高なる精神其勇敢にして犠牲的行動は眞に稀に見る偉大の功績にして、一般の鑑と爲すに足ると認む。



終

